

概

況

(1) 総括事項

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、病気などにより要介護状態等になった被保険者が、できる限り自立して尊厳のある生活を送るために、利用者の選択のもと必要なサービスを総合的かつ一体的に受けられるよう、必要な保険給付を行いました。

また、第1号被保険者保険料については、負担能力に応じた段階設定と低所得者への保険料の軽減を図りつつ、長浜市債権管理計画に基づき収納率の向上に努めました。さらに、介護給付の適正化、サービスの質の確保・向上を図るため事業者への指導等に取り組みました。

さらに、高齢者が身近な住み慣れた地域で役割、生きがい、安心を得て、いきいきと自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加、役割が持てる活動の支援、介護予防に取り組むとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るため、地域包括支援センターを中核機関として地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進に取り組みしました。

(2) 利用状況

①第1号被保険者数

県内の高齢化の状況をみると、本市は19保険者中7番目に高い高齢化率です。また、75歳以上の後期高齢者の割合も5割を超えています。

（R8.4.1現在、滋賀県医療福祉推進課資料「滋賀県の高齢化の状況」より）

単位：人

区分	前期高齢者 65歳以上 75歳未満	後期高齢者 75歳以上	(再掲) 外国人	(再掲) 住所地特例	計	高齢化率
令和7年度 (割合)	13,562 (40.5%)	19,890 (59.5%)	206	101	33,452	30.2%
令和6年度	13,933	19,400	185	91	33,333	29.8%
増減	▲ 371	490	21	10	119	0.4%

資料：R8年3月末介護保険事業状況報告
高齢化率は、各年度3月末現在

②要介護（要支援）認定者数

本市の第1号被保険者の要介護(要支援)認定率は、20.7%（R8.3月末現在）となっています。また、要介護1・2の認定者の割合が多い状況です。

単位：人

区分		総合事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計 (事業対象者除く)
令和7年度	第1号被保険者	44	876	1,138	1,392	1,212	1,023	773	514	6,928
	65～75歳未満	5	72	89	97	89	68	61	46	522
	75歳以上	39	804	1,049	1,295	1,123	955	712	468	6,406
	第2号被保険者	－	6	34	23	22	17	10	23	135
	計	44	882	1,172	1,415	1,234	1,040	783	537	7,063
		－	12.5%	16.6%	20.0%	17.5%	14.7%	11.1%	7.6%	100%
令和6年度		49	829	1,129	1,337	1,280	1,037	813	530	6,955
		－	11.9%	16.2%	19.3%	18.4%	14.9%	11.7%	7.6%	100%

資料：R8年3月末介護保険事業状況報告（要介護(要支援)認定者数）

③介護保険サービス種類別給付費

サービス別の給付費の状況は、居宅サービスが全体の49.0%、地域密着型サービスが13.1%、施設サービスが33.1%となっています。

(介護予防サービス含む)

単位：円

区分	種 類	令和7年度			令和6年度	
		利用件数	給付費	割合	利用件数	給付費
居宅サービス	訪問介護	14,152	1,108,278,061	9.4%	13,019	1,053,046,440
	訪問入浴介護	1,075	70,328,864	0.6%	1,177	75,094,143
	訪問看護	13,020	495,824,096	4.2%	11,743	438,223,398
	訪問リハビリテーション	880	26,090,529	0.2%	617	19,420,980
	通所介護	20,417	1,706,171,986	14.5%	20,299	1,673,048,692
	通所リハビリテーション	5,490	321,072,039	2.7%	5,458	324,715,759
	福祉用具貸与	40,002	508,448,521	4.3%	38,034	476,564,933
	短期入所生活介護	5,629	432,201,695	3.7%	5,609	427,867,918
	短期入所療養介護	1,265	160,430,413	1.4%	1,280	150,094,892
	居宅療養管理指導	12,874	88,713,969	0.8%	11,615	80,091,475
	特定施設入所者生活介護	591	118,196,426	1.0%	533	108,993,256
	居宅介護（支援）計画	50,723	663,311,153	5.7%	49,025	652,445,201
	福祉用具購入費	748	27,005,794	0.2%	706	24,790,797
	住宅改修費	470	38,535,942	0.3%	473	38,926,015
	小 計	167,336	5,764,609,488	49.0%	159,588	5,543,323,899
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88	12,681,184	0.1%	37	4,857,545
	認知症対応型共同生活介護	2,192	585,405,861	5.0%	2,150	572,041,239
	地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0.0%	8	1,663,660
	地域密着型介護老人福祉施設	705	214,590,490	1.8%	701	210,747,591
	認知症対応型通所介護	1,065	114,270,629	1.0%	1,091	125,893,327
	小規模多機能型居宅介護	1,357	273,643,685	2.3%	1,262	252,128,821
	地域密着型通所介護	4,340	233,361,462	2.0%	4,516	254,567,560
	看護小規模多機能型居宅介護	519	111,632,297	0.9%	532	112,217,823
	小 計	10,266	1,545,585,608	13.1%	10,297	1,534,117,566
施設サービス	介護老人福祉施設（特養）	8,365	2,372,470,795	20.1%	8,237	2,321,282,882
	介護老人保健施設（老健）	4,683	1,421,737,044	12.1%	4,577	1,389,818,981
	介護医療院	272	106,752,276	0.9%	329	125,850,691
	小 計	13,320	3,900,960,115	33.1%	13,143	3,836,952,554
特定入所者介護サービス費※		10,168	255,392,416	2.2%	10,056	253,426,114
高額介護	高額介護サービス費	20,085	259,904,978	2.2%	19,560	253,482,994
	高額医療合算介護サービス費	1,179	33,441,236	0.3%	1,047	31,610,598
	小 計	21,264	293,346,214	2.5%	20,607	285,093,592
審査支払手数料		187,907	12,965,583	0.1%	186,536	12,497,901
合 計		—	11,772,859,424	100%	—	11,465,411,626

※特定入所者介護サービス費とは、介護保険施設での居住費・食費について所得の低い人の負担軽減するために、限度額を設け、その超えた分を給付するものです。

単位：円

区分	種 類	令和7年度			令和6年度	
		利用件数	事業費	割合	利用件数	事業費
介護予防・生活支援サービス事業費	訪問型サービス	2,433	52,185,774	18.3%	2,480	51,921,278
	通所型サービス	7,207	213,399,816	74.8%	7,189	214,367,682
	高額相当・審査支払手数料等	13,322	1,604,232	0.6%	14,036	1,611,836
	小 計	22,962	267,189,822	93.7%	23,705	267,900,796
介護予防ケアマネジメント事業費		3,777	17,950,785	6.3%	4,053	19,192,629
合 計		—	285,140,607	100%	—	287,093,425

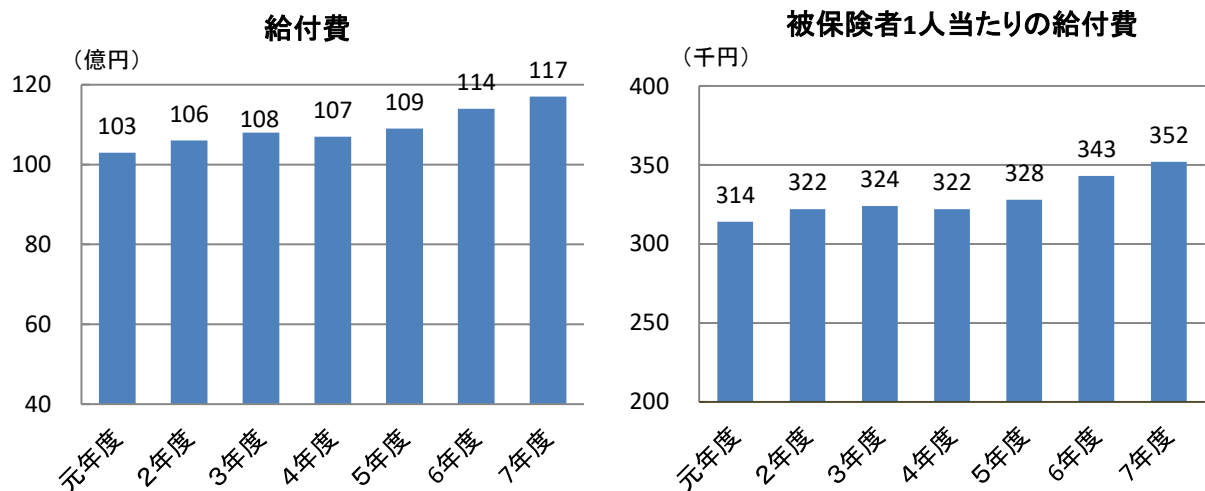
④介護給付費と被保険者等1人当たりの給付費の推移

令和7年度の介護給付費は、約117億7千万円となり、第1号被保険者1人当たりの給付費は、前年度比2.6%増の約35万2千円、要介護認定者1人当たりの給付費は、前年度比1.0%増の約166万8千円となりました。

単位：円、人

期 間	第7期		第8期			第9期	
年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
介護給付費	10,344,904,205	10,686,953,742	10,822,065,720	10,738,606,510	10,943,270,788	11,465,411,626	11,772,859,424
第1号被保険者数	32,911	33,146	33,300	33,294	33,290	33,356	33,390
被保険者1人当たりの給付費	314,330	322,421	324,987	322,539	328,725	343,729	352,586
前年度比	100.9%	102.6%	100.8%	99.2%	101.9%	104.6%	102.6%
要介護認定者数	6,448	6,525	6,621	6,657	6,761	6,939	7,057
要介護認定者1人当たりの給付費	1,604,359	1,637,847	1,634,506	1,613,130	1,618,588	1,652,315	1,668,253
前年度比	97.7%	102.1%	99.8%	98.7%	100.3%	102.1%	101.0%

資料：第1号被保険者数 要介護認定者数 10月末介護保険事業状況報告



⑤第1号被保険者介護保険料

令和7年度介護保険料月額基準額は、6,570円です。
 特別徴収（年金からの天引き）は、全体の93.7%となっています。
 介護保険料現年度分の収納率は、99.8%です。
 所得段階別では、基準額が適用される第5段階割合が19.0%と多くなっています。

○現年度分保険料の状況

単位：円

年度	区分	特別徴収	普通徴収	計
令和7年度	調定額	2,495,682,180	169,189,470	2,664,871,650
	収入済額	2,495,682,180	164,597,090	2,660,279,270
	収納率	100.0%	97.3%	99.8%
令和6年度	調定額	2,452,392,880	169,490,440	2,621,883,320
	収入済額	2,452,392,880	163,848,677	2,616,241,557
	収納率	100.0%	96.7%	99.8%

○所得段階別の構成割合

令和7年度	所得段階 (月額保険料)	負担割合 (基準額に対する割合)	区分	被保険者数	構成割合
	第1段階 (1,675円)	0.255	生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	3,484	10.4%
	第2段階 (2,856円)	0.435	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	2,969	8.9%
	第3段階 (4,500円)	0.685	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える方	2,491	7.5%
	第4段階 (5,913円)	0.9	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	2,542	7.6%
	第5段階 (6,570円)	基準額 (1.0)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える方	6,351	19.0%
	第6段階 (7,555円)	1.15	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	2,682	8.0%
	第7段階 (7,884円)	1.2	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80円以上120万円未満の方	3,214	9.6%
	第8段階 (8,541円)	1.3	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	5,701	17.0%
	第9段階 (9,855円)	1.5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	2,154	6.4%
	第10段階 (11,169円)	1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	763	2.3%
	第11段階 (12,483円)	1.9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	676	2.0%
	第12段階 (13,797円)	2.1	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	162	0.5%
	第13段階 (15,111円)	2.3	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	263	0.8%
合 計				33,452	100%

※被保険者数の基準日は令和8年3月31日現在

⑥地域支援事業

○執行状況（人件費除く）

単位：円

目	事業	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	267,209,942
	介護予防ケアマネジメント事業費	17,950,785
	一般介護予防事業費	7,552,697
	小 計	292,713,424
包括的支援等事業費	地域ケア事業費	14,276,464
	在宅医療・介護連携推進事業費	6,122,800
	認知症総合支援事業費	11,889,806
	地域ケア会議推進事業費	6,082,441
	小 計	38,371,511
合 計		331,084,935

○主な事業別の実績

目・事業			内容		単位	実績
介護支援 総合・日常 生活費	一般介護 事業費	介護予防普 及啓発事業	介護予防出前講座		実施回数	11
					参加者数	234
		地域リハビ リテーショ ン活動支援 事業	転倒予防自主グループ活 動支援	講座・体操 (委託)	支援グループ	50
					参加者数	891
				体操指導	支援グループ	14
					参加者数	168
包括的支援等事業費	地域ケア事業	成年後見制度利用支援事業		市長申立手続件数	9	
				助成件数	15	
		見守り配食支援事業		延べ食数	15,979	
		緊急通報システム事業		機器貸与件数(年度末)	36	
		認知症高齢者等家族支援サービス		GPS機器貸与件数	15	
		認知症高齢者等SOSほんわかネット ワーク事業		累積登録者	774	
				メール配信協力者	9,206	
		認知症キャラバンメイト数		登録人数	149	
				グループ数	13	
		認知症サポーター養成講座		開催回数	64	
				養成サポーター数	2,354	
				養成サポーター数 (延べ人数)	45,571	
		在宅医療・介護連 携推進事業費	出前講座		実施回数	18
			延べ受講人数	428		
	多職種連携研修会		開催回数	6		
	認知症総合支援事 業費	圏域認知症講座		実施数	5	
		認知症初期集中支援事業		実人数	20	
		脳体力トレーナーCogEvo体験会		参加者実人数	69	
	地域ケア会議推進 事業費	地域ケア会議		自立支援会議回数	39	
		生活圏域ケア会議・地域専門職連携会 議		回数	125	

⑦保健福祉事業

○執行状況及び実績

単位：円

目	事業	実績	令和7年度
保健福祉事業費	訪問介護サービス確保対策事業	28法人に交付	7,600,000
	認知症個人賠償保険	加入者309人	394,210
	衛生材料支給事業	3,171枚	14,384,230
合 計			22,378,440

⑧介護認定審査会運営状況

「長浜市介護認定審査会」において、規則で定める5人の学識経験者で構成する合議体を16組編成し、年間184回の審査判定会議を開催、5,174件の要介護（要支援）度の判定を行いました。

- ・審査会開催回数：184回
- ・審査件数：5,174件

○要支援・要介護認定結果の状況

単位：件

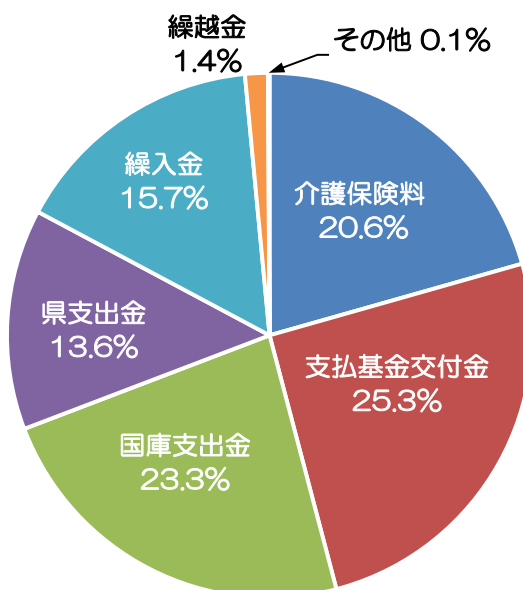
非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
13	605	822	988	906	711	625	504	5,174
0.3%	11.7%	15.9%	19.1%	17.5%	13.7%	12.1%	9.7%	100.0%

(3) 収支の状況

①令和7年度介護保険特別会計の決算状況

歳入総額は12,927,747,149円で、歳出総額は12,746,752,009円となり、差引収支は180,995,140円となりました。差引収支（繰越金）は、翌年度に精算する返還金等の財源、介護保険財政調整基金への積立金とします。

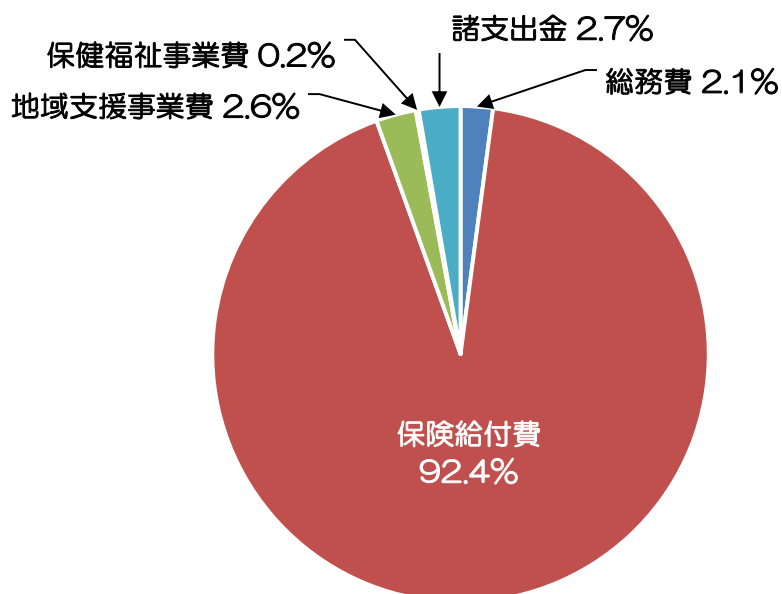
1. 歳入



単位：円

歳入内訳	内容	令和7年度決算額	構成比 (%)
介護保険料	第1号被保険者の保険料（65歳以上） 手数料含む	2,666,664,449	20.6%
支払基金交付金	第2号被保険者の保険料（40歳以上から 64歳未満）	3,268,039,000	25.3%
国庫支出金	介護給付費負担金、調整交付金、地域支 援事業費交付金、保険者機能強化推進交 付金、介護保険保険者努力支援交付金	3,006,584,963	23.3%
県支出金	介護給付費負担金、地域支援事業交付金	1,753,166,401	13.6%
繰入金	一般会計繰入金（介護給付費、地域支援 事業費、低所得者保険料軽減分、事務 費、職員給与費の市負担分）、基金繰入 金	2,036,899,131	15.7%
繰越金	前年度繰越金	178,287,563	1.4%
その他		18,105,642	0.1%
財産収入	基金の運用利子	6,887,374	0.1%
諸収入	雑入等	11,218,268	0.1%
合 計		12,927,747,149	100%

2. 歳出



単位：円

歳出内訳	内 容	令和7年度決算額	構成比 (%)
総務費		275,402,110	2.1%
総務管理費	人件費、事務経費	201,294,086	1.6%
徴収費	保険料の賦課徴収経費	6,215,510	0.0%
介護認定審査会費	要介護認定の審査経費	65,742,043	0.5%
計画策定費	高齢者保健福祉審議会運営経費、高齢者実態調査等経費	2,150,471	0.0%
保険給付費		11,772,859,424	92.4%
介護サービス等諸費	要介護者のサービス利用にかかる負担分	10,921,018,586	85.7%
介護予防サービス等諸費	要支援者のサービス利用にかかる負担分	290,136,625	2.3%
その他諸費	国保連に対する介護報酬支払業務の審査支払手数料	12,965,583	0.1%
高額介護サービス等諸費	サービス利用料が高額となった場合の補助	259,904,978	2.0%
特定入所者介護サービス等費	低所得者のサービス利用に対する補助	255,392,416	2.0%
高額医療合算介護サービス等費	医療費とサービス利用料を合算した額が高額となった場合の補助	33,441,236	0.3%
地域支援事業費		331,084,935	2.6%
介護予防・日常生活支援総合事業費	要支援者等に対する多様なサービスと介護予防の推進	292,713,424	2.3%
包括的支援等事業費	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、成年後見制度利用支援事業等	38,371,511	0.3%
保健福祉事業費	中山間地のサービス提供を維持するための事業者補助、衛生材料支給事業、認知症あんしん保険事業	22,378,440	0.2%
諸支出金	財政調整基金積立金、保険料の過年度還付金、国県返還金、一般会計繰出金等	345,027,100	2.7%
合 計		12,746,752,009	100%

②基金の保有状況

○介護保険財政調整基金

単位：円

令和6年度末現在高	令和7年度中増減高		令和7年度末現在高
1,326,515,372	△ 13,754,626		1,312,760,746
	内 訳	利子 6,887,374	
		積立 199,025,000	
		取崩 219,667,000	

③未収金の状況

単位：円

区分	調定額	収入済額		不納欠損額	収入未済額
			うち還付未済額		
現年度分普通徴収保険料	167,370,650	162,794,140	246,570	0	4,823,080
滞納繰越分普通徴収保険料	11,196,990	3,849,619	0	2,295,073	5,052,298
過年度分普通徴収保険料	1,818,820	1,802,950	0	0	15,870
合 計	180,386,460	168,446,709	246,570	2,295,073	9,891,248

資料②

介護保険事業にかかるサービス見込量の進捗について

1. 認定率の比較

(%)

		R6 実績値 ①	R7 計画値 ②	R7 実績値 ③	実績 差異 ④	計画 差異 ⑤	実績値・計画値との差異について
		認定者数B/第1号被保険者数A			③-①=④	③-②=⑤	
要介護認定率		20.3%	20.3%	20.7%	0.4%	0.4%	前年度実績値(率)からの0.4ポイント増加(認定者数は133人増加)している。計画値と比較すると0.4ポイント上回っている。
年齢階級	前期高齢者	4.0%	4.0%	4.0%	0.0%	0.0%	実績値(前期高齢者の認定率)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	後期高齢者	32.4%	31.8%	32.4%	0.0%	0.6%	実績値(後期高齢者の認定率)は前年度と同程度で推移している。計画値と比較すると0.6ポイント上回っている。

2. 受給率の比較

(%)

サービス名		R6 実績値 ⑥	R7 計画値 ⑦	R7 実績値 ⑧	実績 差異 ⑨	計画 差異 ⑩	実績値・計画値との差異について
		利用者数C/第1号被保険者数A			⑧-⑥=⑨	⑧-⑦=⑩	
居宅サービス	訪問介護	3.2%	3.0%	3.5%	0.3%	0.5%	実績値(利用者数)は前年度と比較して増加しており、計画値も上回っている。
	訪問入浴介護	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	訪問看護	2.9%	2.6%	3.2%	0.3%	0.6%	実績値(利用者数)は前年度と比較して増加し、計画値も上回っている。
	訪問リハビリテーション	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	居宅療養管理指導	2.9%	1.9%	3.2%	0.3%	1.3%	実績値(利用者数)は前年度と比較して増加し、計画値も上回っている。
	通所介護	5.1%	4.6%	5.1%	0.0%	0.5%	実績値(利用者数)は前年度と比較して同程度で推移しており、計画値を上回っている。
	通所リハビリテーション	1.4%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	短期入所生活介護	1.4%	1.3%	1.4%	0.0%	0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	短期入所療養介護(老健)	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	短期入所療養介護(病院)	-	-	-	-	-	利用実績なし。
	福祉用具貸与	9.5%	8.9%	10.0%	0.5%	1.1%	実績値(利用者数)は前年度と比較して増加し、計画値も上回っている。
	特定施設入居者生活介護	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	△0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	△0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	実施している事業所なし
	認知症対応型通所介護	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	小規模多機能居宅介護	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	認知症対応型共同生活介護	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	地域密着型介護老人福祉施設	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	看護小規模多機能型居宅介護	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	△0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	地域密着型通所介護	1.1%	1.2%	1.1%	0.0%	△0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
施設サービス	介護老人福祉施設(特養)	2.1%	2.0%	2.1%	0.0%	0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	介護老人保健施設(老健)	1.1%	1.1%	1.2%	0.1%	0.1%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
	介護医療院	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	実績値(利用者数)は前年度、計画値と同程度で推移している。
介護予防支援・居宅介護支援		12.2%	11.8%	12.6%	0.4%	0.8%	実績値(利用者数)は前年度と比較して、増加し、計画値も上回っている。

★積算等根拠数値(参考)

第1号被保険者数A		(人)		
		R6実績値	R7計画値	R7実績値
合計		33,399	33,549	33,432
前期		14,149	13,928	13,769
後期		19,250	19,621	19,663
認定者数B		(人)		
		R6実績値	R7計画値	R7実績値
合計		6,791	6,799	6,924
前期		562	563	555
後期		6,229	6,236	6,369

利用者数C		(人)		
		R6実績値	R7計画値	R7実績値
		13,019	12,024	14,152
		1,177	1,332	1,075
		11,743	10,380	13,020
		617	528	880
		11,615	7,740	12,874
		20,299	18,420	20,417
		5,458	5,652	5,490
		5,609	5,280	5,629
		1,280	1,380	1,265
		-	-	-
		38,034	35,772	40,002
		533	624	591
		37	444	88
		-	-	-
		1,091	1,212	1,065
		1,262	1,284	1,357
		2,150	2,112	2,192
		8	12	0
		701	696	705
		532	900	519
		4,516	4,656	4,340
		8,237	7,920	8,365
		4,577	4,488	4,683
		329	336	272
		49,025	47,640	50,723

3. 受給者1人あたり給付費の比較

(円)

サービス名		R6 実績値 ⑪ 給付費⑩/利用者数⑨	R7 計画値 ⑫	R7 実績値 ⑬	実績 差異 ⑭ ⑬-⑪=⑭	計画 差異 ⑮ ⑬-⑫=⑮	実績値・計画値との差異について
居宅サービス	訪問介護	80,885	83,643	78,312	△ 2,573	△ 5,331	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して減少しており、計画値も下回っている。
	訪問入浴介護	63,801	66,553	65,422	1,621	△ 1,131	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して増加しているが、計画値は下回っている。
	訪問看護	37,318	40,073	38,082	764	△ 1,991	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して増加しているが、計画値は下回っている。
	訪問リハビリテーション	31,476	33,631	29,648	△ 1,828	△ 3,983	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して減少しており、計画値も下回っている。
	居宅療養管理指導	6,896	9,539	6,891	△ 5	△ 2,648	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して同程度で推移しており、計画値を下回っている。
	通所介護	82,420	91,241	83,566	1,146	△ 7,675	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して増加しているが、計画値は下回っている。
	通所リハビリテーション	59,494	66,668	58,483	△ 1,011	△ 8,185	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して減少しており、計画値も下回っている。
	短期入所生活介護	76,282	85,565	76,781	499	△ 8,784	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して増加しているが、計画値は下回っている。
	短期入所療養介護(老健)	117,262	119,925	126,822	9,560	6,897	受給者1人あたり給付費は前年度実績、計画値ともに上回っている。
	短期入所療養介護(病院)	-	-	-	-	-	利用実績なし。
	福祉用具貸与	12,530	12,932	12,711	181	△ 221	受給者1人あたり給付費は前年度実績、計画値とも同程度で推移している。
	特定施設入居者生活介護	204,490	206,487	199,994	△ 4,496	△ 6,493	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して減少しており、計画値も下回っている。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型	131,285	173,369	144,104	12,819	△ 29,265	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して増加しているが、計画値は下回っている。
	夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	実施している事業所なし
	認知症対応型通所介護	115,393	125,469	107,296	△ 8,097	△ 18,173	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して減少しており、計画値も下回っている。
	小規模多機能居宅介護	199,785	183,087	201,653	1,868	18,566	受給者1人あたり給付費は前年度実績、計画値ともに上回っている。
	認知症対応型共同生活介護	266,066	270,916	267,065	999	△ 3,851	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して増加しているが、計画値は下回っている。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	207,958	204,000	-	-	-	他市町村に所在するサービス。市外介護付き有料老人ホームに住まいの方が利用されていました。R7年度の利用はありません。
	地域密着型介護老人福祉施設	300,639	300,503	304,384	3,745	3,881	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して増加しており、計画値も上回っている。
	看護小規模多機能型居宅介護	210,936	208,010	215,091	4,155	7,081	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して増加しており、計画値も上回っている。
施設サービス	地域密着型通所介護	56,370	61,155	53,770	△ 2,600	△ 7,385	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して減少しており、計画値も下回っている。
	介護老人福祉施設	281,812	279,044	283,619	1,807	4,575	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して増加しており、計画値も上回っている。
	介護老人保健施設	303,653	301,285	303,595	△ 58	2,310	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して同程度で推移しており、計画値を上回っている。
	介護医療院	382,525	388,107	392,472	9,947	4,365	受給者1人あたりの給付費は、前年度実績と比較して増加しており、計画値も上回っている。
介護予防支援・居宅介護支援		13,308	13,600	13,077	△ 231	△ 523	受給者1人あたり給付費は前年度実績と比較して同程度で推移しており、計画値を下回っている。

4. サービス提供体制に関する現状と課題

認定率は、令和6年度実績と比較して上昇したが、計画値とは0.4差で、概ね想定範囲内で推移していると分析している。
 受給率は、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については、令和7年度計画値と実績値の差異が1%を超えたものの、他のサービスについては、ほぼ令和7年度計画値のとおりに推移していると分析している。
 給付費は、令和6年度実績から102.7%の伸びを示している。これは令和7年度に、団塊の世代全員が75歳以上になったためと考えられる。以降、介護サービスの需要が、さらに増加することが見込まれる。

給付費⑩

(円)

R6 実績値	R7 計画値	R7 実績値
1,053,046,440	1,005,729,000	1,108,278,061
75,094,143	88,649,000	70,328,864
438,223,398	415,956,000	495,824,096
19,420,980	17,757,000	26,090,529
80,091,475	73,833,000	88,713,969
1,673,048,692	1,680,653,000	1,706,171,986
324,715,759	376,805,000	321,072,039
427,867,918	451,782,000	432,201,695
150,094,892	165,497,000	160,430,413
-	-	-
476,564,933	462,592,000	508,448,521
108,993,256	128,848,000	118,196,426
4,857,545	76,976,000	12,681,184
-	-	-
125,893,327	152,068,000	114,270,629
252,128,821	235,084,000	273,643,685
572,041,239	572,175,000	585,405,861
1,663,660	2,448,000	0
210,747,591	209,150,000	214,590,490
112,217,823	187,209,000	111,632,297
254,567,560	284,739,000	233,361,462
2,321,282,882	2,210,028,000	2,372,470,795
1,389,818,981	1,352,169,000	1,421,737,044
125,850,691	130,404,000	106,752,276
652,445,201	647,899,000	663,311,153
10,850,677,207	10,928,450,000	11,145,613,475

R6→R7伸び	102.7%
計画値との比較	102.0%

※数値参照
 第1号被保険者数：各年9月報
 認定者数：各年9月報
 利用者数：見える化システム
 請求通知
 給付費：本市決算額

第 10 期ゴールドプランながはま 21 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)

【骨子（案）】

令和 8 年 月
長 浜 市

目 次

第1章

計画の概要

- 1 計画の趣旨等..... 1

第2章

高齢者を取り巻く現状

- 1 高齢者人口.....
- 2 介護保険の被保険者、認定者の状況.....
- 3 介護保険事業の現状.....
- 4 高齢者実態調査等の結果概要.....
- 5 計画の枠組み.....
- 6 第9期計画の評価と第10期に向けた課題.....

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念.....
- 2 計画の基本目標.....
- 3 施策の体系.....
- 4 成果の達成状況の評価指標.....

第4章

施策の展開

- 1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備.....
- 2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり...
- 3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進.....
- 4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進.....
- 5 持続可能な介護保険制度の運営.....

第5章

認知症施策推進計画

- 1 認知症施策推進計画の趣旨.....
- 2 認知症を取り巻く現状と課題.....
- 3 認知症に関する事業の展開.....

第6章

日常生活圏域の状況

第7章

介護保険サービス等の見込み・保険料の設定

- 1 被保険者数の推計.....
- 2 要支援・要介護認定者の推計.....
- 3 介護サービス見込み量.....
- 4 地域支援事業の見込み量.....
- 5 介護給付費等の見込み量.....
- 6 第1号被保険者保険料.....
- 7 介護保険制度の円滑な運営に向けた考え方.....

資料

第 1 章

計画の概要

1 計画の趣旨等

(1) 計画策定の背景と趣旨

① 高齢化の現状と課題

わが国においては、高齢化が進展しており、総務省「人口推計」から総人口は令和8（2026）年4月1日現在で1億2,286万人となる中、65歳以上人口は3,619万人に達しています。総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は29.5%に達しており、約3.4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

こうした中、長浜市（以下、「本市」という。）における総人口は、住民基本台帳によると、令和8（2026）年4月1日現在で110,671人（男性54,107人、女性56,564人）となっており、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は30.2%に達しています。これは全国平均を上回る水準であり、一層地域に即した主体的な施策展開が求められる状況にあります。

また、「団塊の世代」（昭和22年から24年生まれの人）が全員75歳以上の後期高齢者となった令和7（2025）年を経て、人口構造や社会構造の変化に伴う単身高齢世帯の増加、健康寿命の延伸を背景とした高齢者の就労拡大といった多角的な環境変化への対応が求められています。

生産年齢人口が急減する中で高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据え国が示す「第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針」の方向性に即して、地域包括ケアシステムをさらに推進する必要があります。これまでの自立支援、介護予防・重度化防止の推進に加え、地域医療構想の見直しに伴う在宅医療・介護連携のさらなる強化、介護テクノロジーの導入などを通じた介護現場の生産性向上、さらに一人暮らし高齢者の増加に対応した日常生活支援や頼れる身寄りのない高齢者への権利擁護体制の構築を一体的に展開し、全世代が支え合い希望を持てる地域共生社会の実現を図っていかねばなりません。

② 地域包括ケアシステムの推進と制度の持続性の確保

国においては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止といった制度理念を堅持し、地域包括ケアシステムを推進するとしています。高齢化の進展に伴い支援ニーズが複雑化・複合化する中、令和22（2040）年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保や地域特性に応じた柔軟な対応、医療・介護連携の強化、高齢者向け住まいの状況把握が求められています。また、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や、頼れる身寄りのない高齢者等の生活ニーズに地域全体で対応する体制整備など、システムの更なる深化が必要です。

さらに、多様な主体との連携による総合的な人材確保対策の推進とともに、テクノロジーの活用による介護現場の生産性向上、事業者の協働化・大規模化による経営基盤の強化を進め、制度の持続可能性を確保することとしています。

このことから、これまでの構築展開をより一層強化・充実させ、地域福祉計画との整合を図りながら、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現を一体的に図る必要があります。

③ 「第10期ゴールドプランながはま21」の策定

地域社会を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、本市が目指す地域包括ケアシステムをはじめ、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針とするもので、令和6年3月に策定した計画（第9期計画）を見直し、本計画を策定します。

特に、本計画では、2040年を見据え、地域で介護サービスを維持、確保するための計画を策定するとともに、新たに策定した認知症施策推進計画を包含する計画とします。

（2）計画の位置づけ

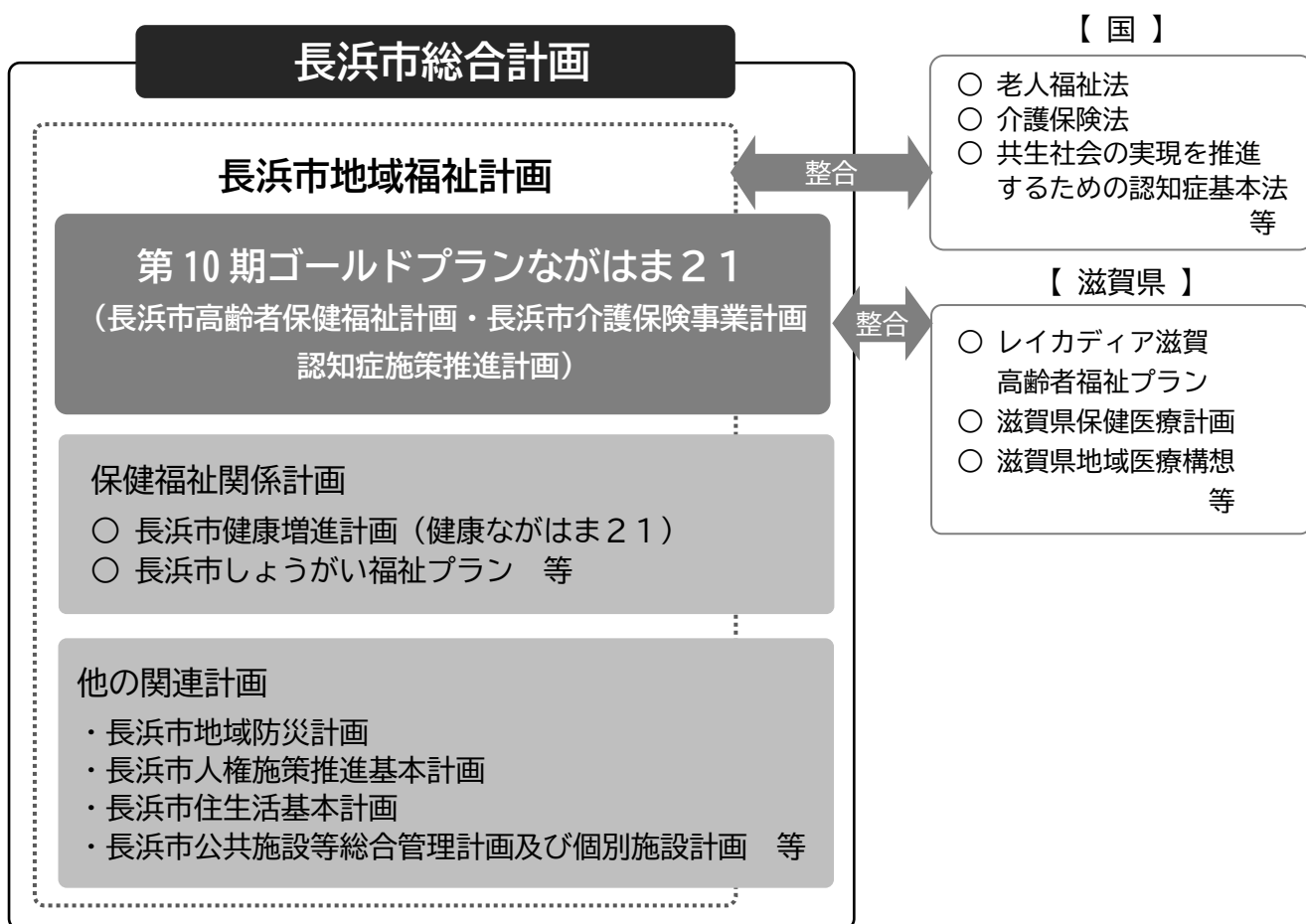
① 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法（第117条）に基づく市町村介護保険事業計画を根拠規定としており、双方の調和が保たれるよう一体的にまとめた計画で、国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を踏まえて策定しています。あわせて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」と言います。）（第13条）に基づく認知症施策推進計画を本計画と一体のものとして策定します。

② 計画の位置づけ

本計画は、長浜市総合計画及び長浜市地域福祉計画に即し、長浜市健康増進計画（健康ながはま21）、長浜市しょうがい福祉プラン等保健福祉関係計画のほか、関連する計画との整合性を図り策定しました。

さらに、同時期に改定されるレイカディア滋賀・高齢者福祉プラン（滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）及び滋賀県保健医療計画と整合性を図りました。



(3) 計画の期間

本計画は、令和9年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする3か年計画です。

地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、生産年齢人口が急減する中で、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据えた制度運営など、中長期的な視点をもって取り組んでいきます。

計画期間

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	...	令和21 (2039) 年度
第9期計画			第10期計画			第11期計画			...	第14期計画

(4) 計画への意見の反映

① 策定体制

学識経験者や保健医療、福祉関係者、サービス提供者、各種関係団体、公募による被保険者代表者等で構成する「長浜市高齢者保健福祉審議会」において、第9期計画に基づく事業の取組状況、また第10期計画策定に向け、今後の高齢者施策や介護保険事業のあり方等について意見を伺いながら策定しました。

② 実態調査

計画の策定にあたり、基礎資料とするため、次の実態調査を行いました。

1 高齢者実態調査

一般高齢者を対象として、健康状態や日常生活、地域での活動の様子、また高齢者福祉や介護に関するニーズ等の調査を実施しました。

2 在宅介護実態調査

在宅で介護を受けている要介護認定者を対象として、在宅生活の状況、介護者の就労状況及び介護サービスに対する希望や意見等を調査しました。

3 高齢者保健福祉の推進に関する調査【介護支援専門員】

市内の事業所で登録されている介護支援専門員を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取り、在宅介護サービス状況について調査しました。

4 高齢者保健福祉の推進に関する調査【医師】

市内の病院、診療所の医師を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取りについての取組状況、意見等について調査しました。

5 高齢者保健福祉の推進に関する調査【訪問看護師】

市内の事業所で勤務されている訪問看護師を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取りについての取組状況、意見等について調査しました。

6 高齢者保健福祉の推進に関する調査【介護サービス事業運営法人】

市内の介護サービス事業運営法人を対象として、事業の状況や今後の展開、人員体制や人材確保対策について調査しました。

図表：実態調査の実施概要

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布数	有効 回答数	有効 回収率
1 高齢者実態調査	65歳以上の高齢者 (要介護1から5 以外の高齢者)	令和7年12月5日 から 12月26日	郵送配付・郵送 回収、WEB回答に よる回収	6,436件	4,479件	69.6%
2 在宅介護実態調 査	在宅介護サービス 利用者 (要支援・要介護 認定を受けている 在宅の高齢者)	令和7年12月5日 から 12月26日	郵送配付・郵送 回収、WEB回答に よる回収	1,202件	724件	60.2%
3 高齢者保健福祉 の推進に関する調査 【介護支援専門員】	介護支援専門員	令和7年12月1日 から 令和8年1月15日	メールにて配 布、WEB回答によ る回収	174件	65件	37.4%
4 高齢者保健福祉 の推進に関する調査 【医師】	医師（内科標榜開 業医院）	令和7年12月1日 から 令和7年12月19日	郵送、メールに て配布、WEB回答 による回収	68件	20件	29.4%
5 高齢者保健福祉 の推進に関する調査 【訪問看護師】	訪問看護師	令和7年12月1日 から 令和7年12月19日	メールにて配 布、WEB回答によ る回収	135件	68件	50.4%
6 高齢者保健福祉 の推進に関する調査 【介護サービス事業 運営法人】	介護サービス事業 所	令和7年12月11日 から 12月26日	郵送、メールに て配布、WEB回答 による回収	89件	53件	59.6%

③ ヒアリング調査等の実施

計画の策定の参考とするため、当事者の声を聴くことを目的に、認知症のある方や家族介護者のみなさんの思いやご意見を伺いました。

図表：ヒアリング調査等の実施概要

調査対象	調査実施時期	調査方法	参加者数
認知症のある方の家族介護者	令和8年1月13日	ヒアリング	3人
当事者	令和8年2月5日	ヒアリング	6人

④ パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、市が基本的な政策等を策定しようとするときに、政策案の段階で、その趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見・提言をいただき、それらを反映させる機会を確保する手続をいいます。

本計画においても意見の公募を実施し、広く市民の参画を求めました。

図表：パブリックコメントの実施概要

実施期間	意見提出者数	意見件数
令和8年11月●日～令和8年12月●日	●人	●件

(5) 第10期計画のポイント

1. 計画策定の背景と地域共生社会の深化

わが国では、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となった「2025年問題」を経て、現在は高齢者人口がピークに向かう一方で、支え手となる生産年齢人口（現役世代）が急減する「2040年問題」への転換期に立たされています。人々の暮らしが多様化し、8050問題やヤングケアラー、社会的孤立といった複雑・複合化した課題が顕在化する中、令和3年の社会福祉法改正から続く「地域共生社会」の実現に向けた取組は、これまでの「基盤整備」の段階から「実践と定着」の段階へと移行しています。

2. 全世代対応型社会保障制度への対応

令和6（2024）年4月に施行された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、既存の支援体制をさらに発展させ、高齢者のみならず、子ども、しょうがいのある人、生活に困窮する人など、地域の全住民が支え合い、健やかに暮らせる包括的な支援ネットワーク（重層的支援体制）の構築を加速させます。

3. 第10期計画における重点的な取組

本計画では、国の第10期介護保険事業計画基本指針を軸とし、以下を重点的に推進します。

○ 地域包括ケアシステムの推進

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）をさらに柔軟なものへと進化させ、通いの場の充実や多様な主体による生活支援の輪を広げます。

○ 介護サービス基盤と介護を支える人的基盤の持続可能性の確保

生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足を克服するため、介護DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務効率化を図るとともに、外国人材の受入れ支援や介護助手の活用など、多様な人的基盤の整備を強力に進めます。

○ 高齢者向け住まいと有料老人ホーム等の適切な運営確保

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅について、定員だけでなく要介護者の入居実態を把握し、基盤整備量に的確に反映します。あわせて、適切な運営の確保・入居者保護の観点から、実態把握と関係部局・都道府県との連携を進めます

○ 認知症施策の推進

認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせる社会の構築を目指します。本人・家族の視点を重視し、認知症施策推進計画との一体的な推進を図ります。

4. 2040年を見据えた地域づくり

本計画は、2040年という長期的展望の中間に位置する重要な計画です。本市においても、人口動態の変化を的確に予測し、持続可能で全世代が安心感を持って生活できる地域包括ケアシステムの完成を目指し、住民・行政・事業者が一体となった地域づくりを推進します。

5. 2040年を見据えた中長期的なサービス需要推計

第10期計画では、2040年を見据えた中長期的な介護サービス需要の推計が求められます。本市においても、将来人口・要介護（要支援）認定者数・サービス種類ごとの需要量を2040年度まで推計し、施設・居住系・在宅サービスの基盤整備量や地域資源の配置に反映します。あわせて、地域の実情に応じた保険者機能の強化（データ分析に基づく地域課題の把握と、見える化システムの活用）を進めます。

(6) 計画策定に当たって念頭に置く考え方

① 地域共生社会

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・しょうがい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会です。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。

本市では、地域福祉計画で「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制整備について記しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）（令和元年12月26日）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備 「重層的支援体制整備事業」（第3期長浜市地域福祉計画から抜粋）

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできるしくみを構築します。

また、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。



第4期長浜市地域福祉計画策定中

② 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会の仕組みが「地域包括ケアシステム」です。今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、令和22年（2040年）を見据えて、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

（７）日常生活圏域の設定

介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域の基盤整備を進めていくこととなっています。この日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項に「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」として示され、保険者ごとに定めることとされています。

本市では、見守りや生活支援の体制づくりと、介護・医療等の社会サービス拠点や事業が効果的に展開される地域が、重層的につながりあう姿を念頭に置き、これらが有効に機能するよう、行政や介護サービス事業者が基盤の整備や活動を展開する区域として市域全体に10の日常生活圏域（以下「圏域」とする。）を設定しています。

図表：日常生活圏域

圏域の名称	地域づくり協議会区域
①南長浜圏域	長浜まちなか地域、六荘地域、西黒田地域、神田地域
②神照郷里圏域	南郷里地域、神照地域、北郷里地域
③浅井圏域	湯田地域、田根地域、下草野地域、七尾地域、上草野地域
④びわ圏域	びわ地域
⑤虎姫圏域	虎姫地域
⑥湖北圏域	小谷地域、速水（こほく）地域、朝日地域
⑦高月圏域	高月地域
⑧木之本圏域	杉野地域、高時地域、木之本地域、伊香具地域
⑨余呉圏域	余呉地域
⑩西浅井圏域	西浅井地域

第 2 章

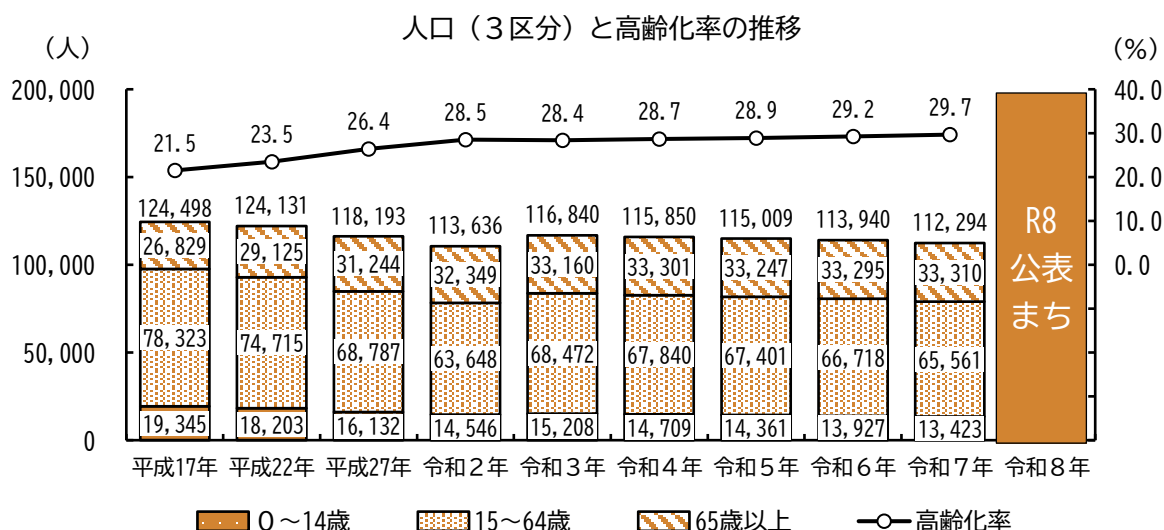
高齢者を取り巻く現状

1 高齢者人口

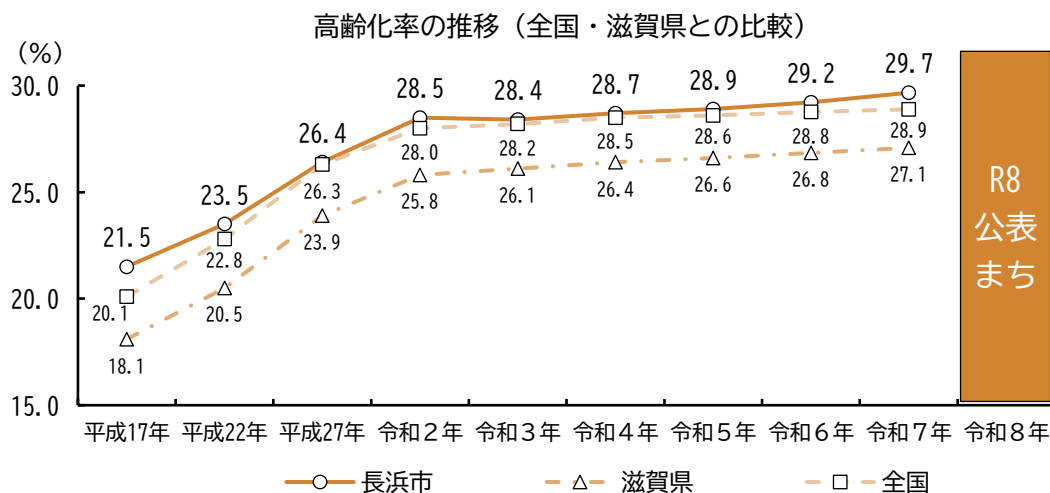
(1) 高齢者人口の推移と人口構造

本市の高齢者人口はこれまでは増加傾向にあり、令和7年には33,300人を超えています。高齢化率は29.7%となっており、滋賀県の水準（27.1%）に比べて高くなっています。

高齢者人口に占める前期高齢者（65歳～74歳）・後期高齢者（75歳～）の割合をみると、高齢者人口に占める後期高齢者の割合は高まっています。

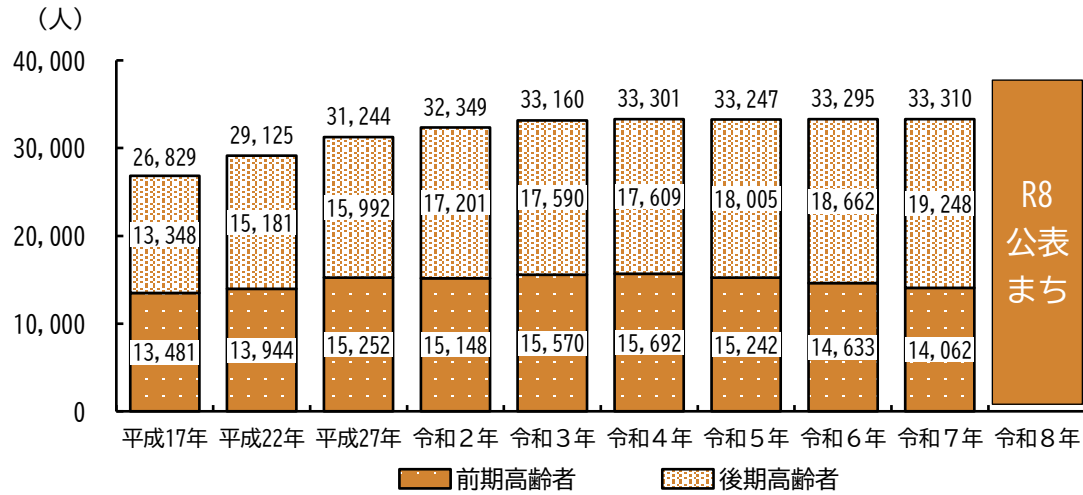


注釈：総人口は年齢不詳を含む。各年齢区分の人口には年齢不詳は含まないため合計が一致しない場合がある。
出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和3年～令和8年は総務省「住民基本台帳」（各年1月1日現在）



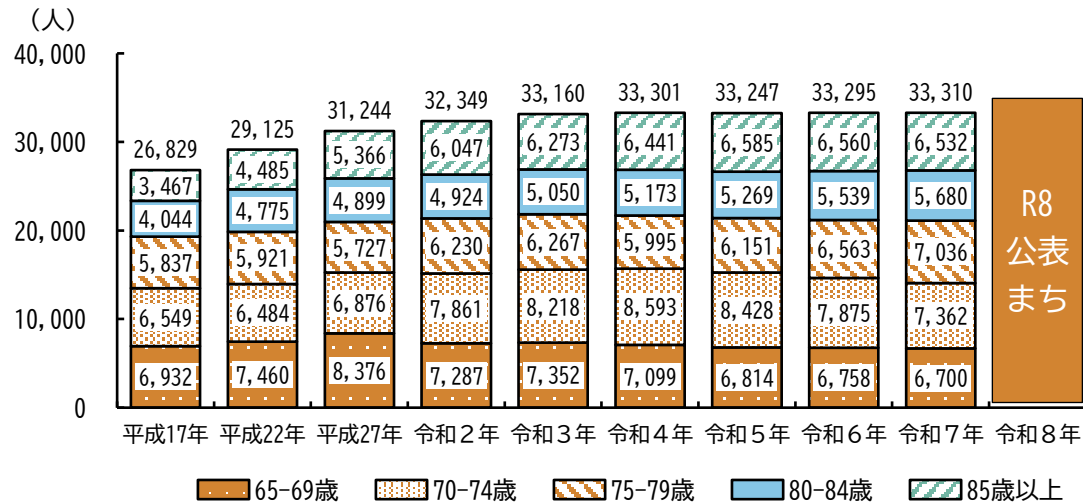
注釈：年齢不詳を含む総人口より高齢化率を算出。
出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和3年～令和8年は総務省「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

前期・後期高齢者の人口の推移



出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和3年～令和8年は総務省「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

高齢者人口（5歳階級別）の推移

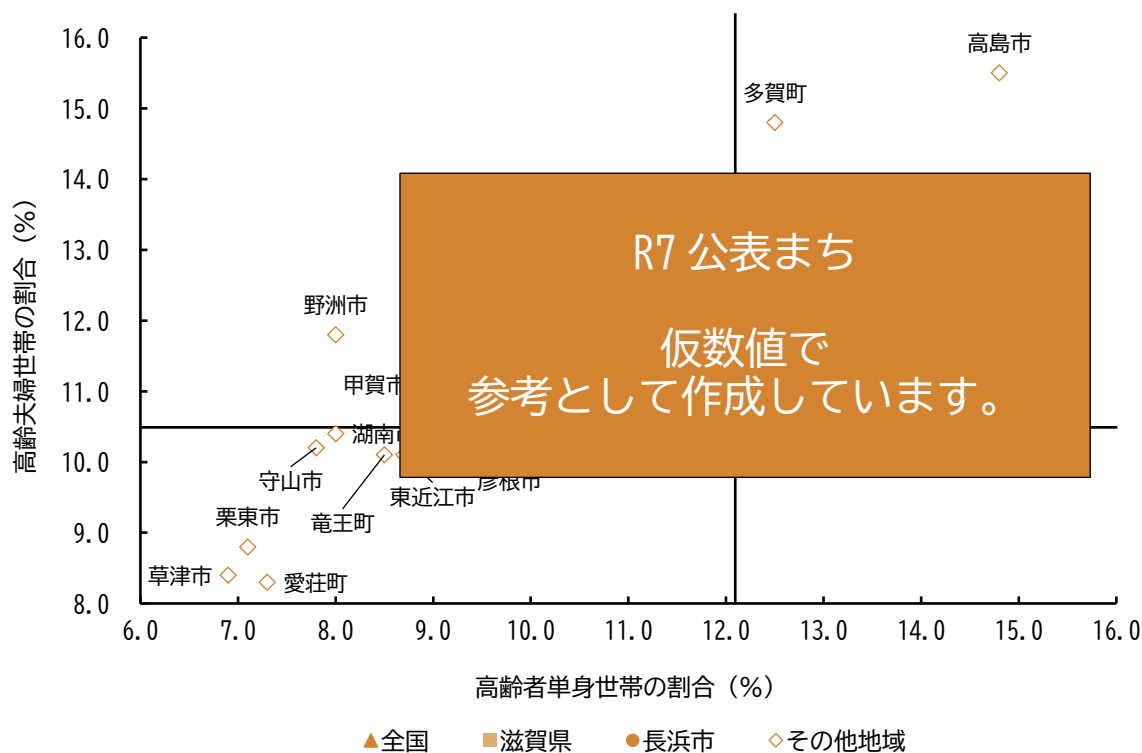


出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和3年～令和8年は総務省「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

(2) 高齢者世帯の状況

本市の高齢単身世帯の割合は、令和7年で〇%、高齢夫婦世帯の割合は〇%となっています。全国と比べ、高齢夫婦世帯の割合が若干高く、高齢単身世帯の割合は低くなっています。

高齢単身・夫婦 世帯の割合（全国・滋賀県・県内市町との比較）



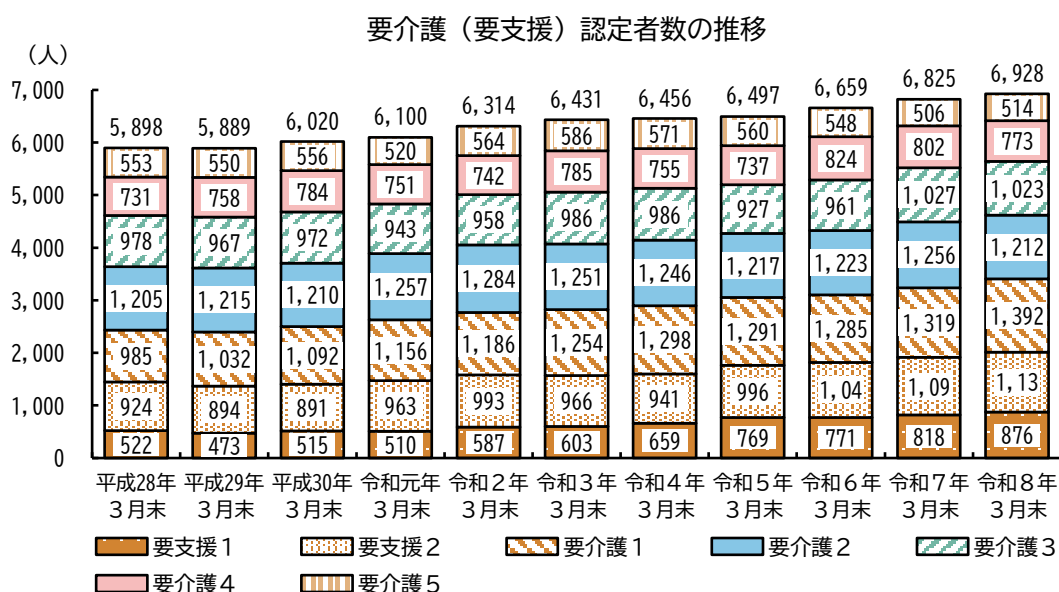
注釈：時点は、令和7年（2025年）
出典：総務省「令和7年国勢調査」

2 介護保険の被保険者、認定者の状況

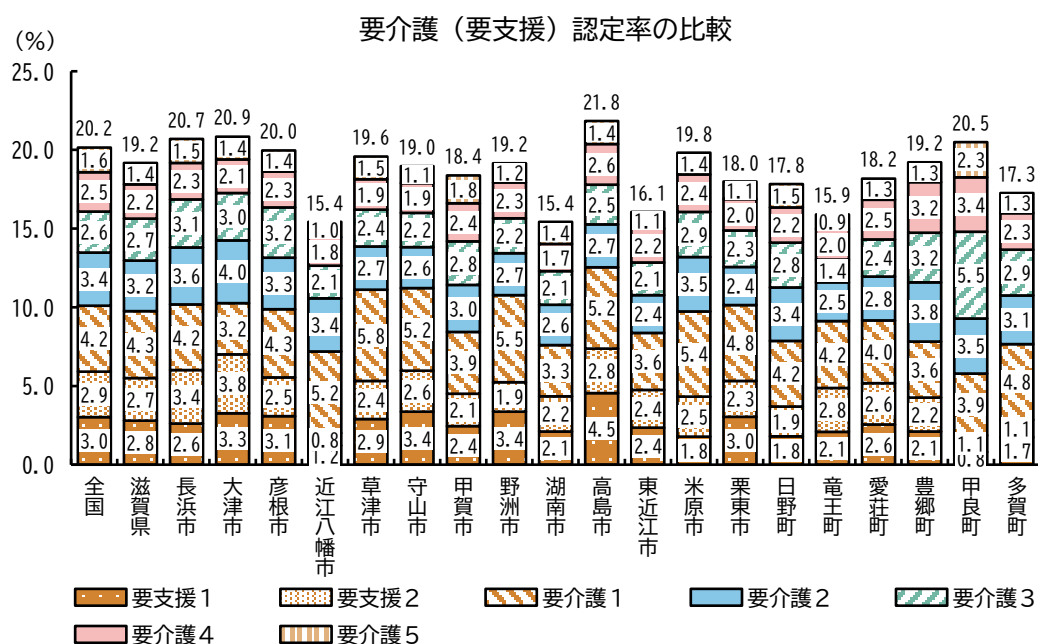
(1) 要介護（要支援）認定者数と認定率の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成29年3月末以降は年々増加しており、令和8年3月末時点で6,928人となっています。

認定率（要支援・要介護認定者の人数を第1号被保険者で割った値）の推移を全国、滋賀県内の市町と比較すると、市町の中では、認定率が高いグループに位置しています。全国と比べて、要支援2、要介護2、3はやや高い状況ですが、大きな差異はありません。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）



注釈：時点は、令和8年（2026年）3月末

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(2) 年齢階層別要支援・要介護認定者

年齢階層別の要支援・要介護認定者をみると、年齢の上昇に伴って、出現率は大きく増加する傾向がみられます。

年齢階層別要支援・要介護認定者

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	1号被保険者数	認定率
第1号被保険者	876	1,138	1,392	1,212	1,023	773	514	6,928	33,452	20.7%
65～69歳	23	22	25	33	23	17	12	155	13,562	3.8%
70～74歳	49	67	72	56	45	44	34	367		
75～79歳	114	167	164	170	112	89	59	875	13,043	17.4%
80～84歳	230	268	300	213	177	103	97	1,388		
85～89歳	272	321	423	332	231	165	115	1,859	6,847	60.5%
90歳以上	188	293	408	408	435	355	197	2,284		
第2号被保険者	6	34	23	22	17	10	23	135	—	—
合計	882	1,172	1,415	1,234	1,040	783	537	7,063	—	—

注釈：認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護認定者の人数を第1号被保険者で割った値

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和8年3月末）

3 介護保険事業の現状

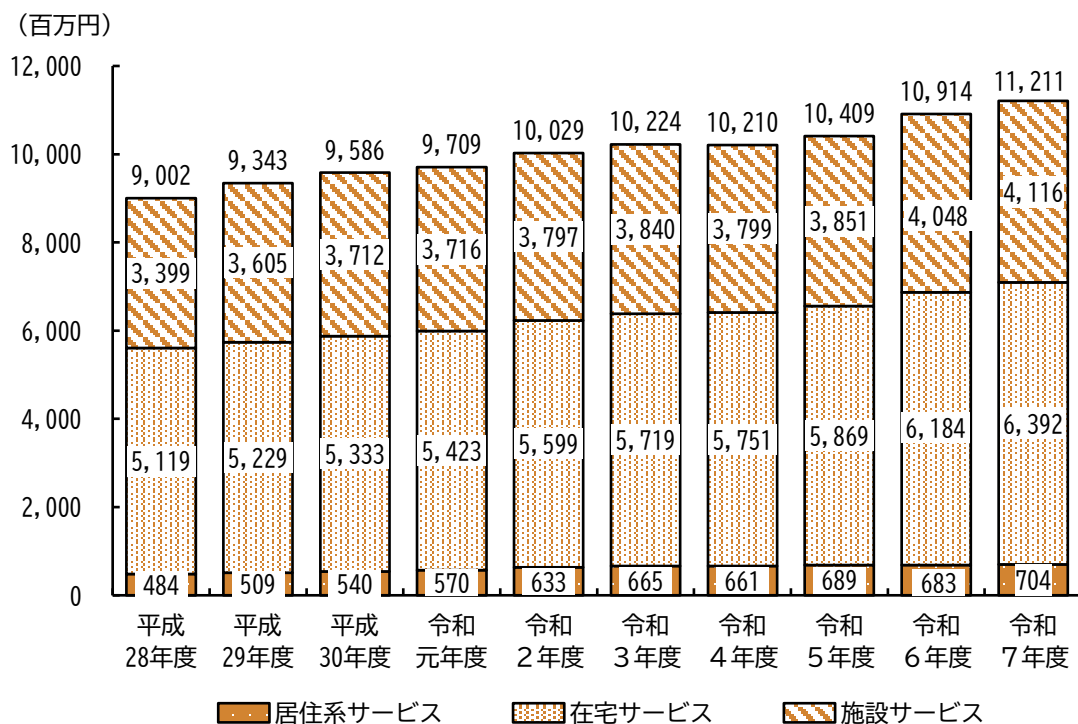
(1) 介護給付費の推移

本市の介護保険のサービス給付額の推移は、増加傾向となっています。

居住系サービス、在宅サービス、施設サービスの内訳でみると、在宅サービス、施設サービスは一貫して増加しています。

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、その他の内訳でみると、居宅サービス、地域密着型サービスは、一貫して増加しています。施設サービスは令和4年度以降、一貫して増加しています。

介護給付費の推移（居住系サービス・在宅サービス・施設サービスの別）



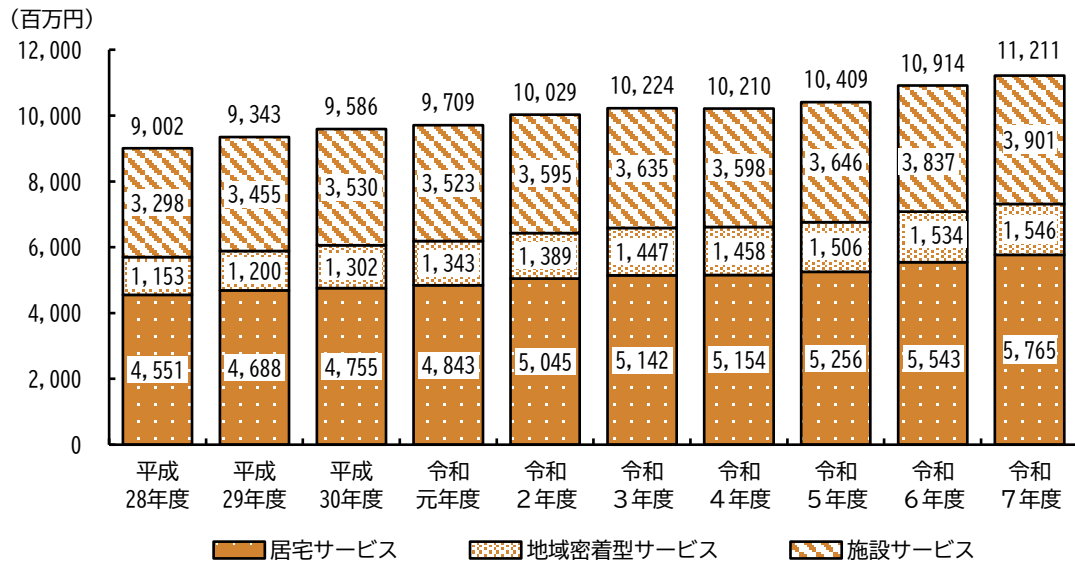
注釈：居住系サービス：特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

在宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援・居宅介護支援（令和6、7年度のみ「居宅介護（支援）計画」）

施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28年度から令和5年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和6年度）、長浜市「介護保険特別会計」（令和7年度）

介護給付費の推移（居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの別）



単位：百万円

区分	種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅サービス	訪問介護	737	772	778	799	865	890	944	975	1,053	1,108
	訪問入浴介護	97	100	85	81	82	85	88	77	75	70
	訪問看護	293	327	364	385	395	404	391	391	438	496
	訪問リハビリテーション	5	8	8	10	12	14	16	15	19	26
	居宅療養管理指導	29	31	34	37	45	52	59	71	80	89
	通所介護	1,625	1,630	1,622	1,599	1,673	1,655	1,587	1,591	1,673	1,706
	通所リハビリテーション	273	305	321	339	332	312	326	331	325	321
	短期入所生活介護	415	400	394	400	409	415	396	417	428	432
	短期入所療養介護	90	96	94	103	103	127	126	146	150	160
	福祉用具貸与	324	329	341	360	393	415	435	449	477	508
	福祉用具購入費	13	13	16	15	18	20	21	22	25	27
	住宅改修費	41	39	40	40	37	43	39	38	39	39
	特定施設入居者生活介護	94	105	106	110	101	106	117	118	109	118
	介護予防支援・居宅介護支援	516	533	553	563	580	602	610	616	652	663
地域密着型サービス	小計	4,551	4,688	4,755	4,843	5,045	5,142	5,154	5,256	5,543	5,765
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	4	4	4	5	13
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	270	282	273	314	293	282	279	274	255	233
	認知症対応型通所介護	188	171	167	150	134	128	132	135	126	114
	小規模多機能型居宅介護	204	171	189	174	185	217	225	200	252	274
	認知症対応型共同生活介護	388	402	432	457	531	556	542	568	572	585
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3	3	2	2	2	2	2	3	2	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	149	183	192	202	205	201	205	211	215
	看護小規模多機能型居宅介護	0	22	55	53	42	52	73	118	112	112
	小計	1,153	1,200	1,302	1,343	1,389	1,447	1,458	1,506	1,534	1,546
施設サービス	介護老人福祉施設	1,933	2,046	2,124	2,153	2,178	2,193	2,177	2,192	2,321	2,372
	介護老人保健施設	1,259	1,302	1,313	1,291	1,340	1,352	1,311	1,333	1,390	1,422
	介護療養型医療施設	107	107	93	35	5	2	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	44	72	88	109	122	126	107
	小計	3,298	3,455	3,530	3,523	3,595	3,635	3,598	3,646	3,837	3,901
計		9,002	9,343	9,586	9,709	10,029	10,224	10,210	10,409	10,914	11,211

注釈：居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援（令和6、7年度のみ「居宅介護（支援）計画」）

地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

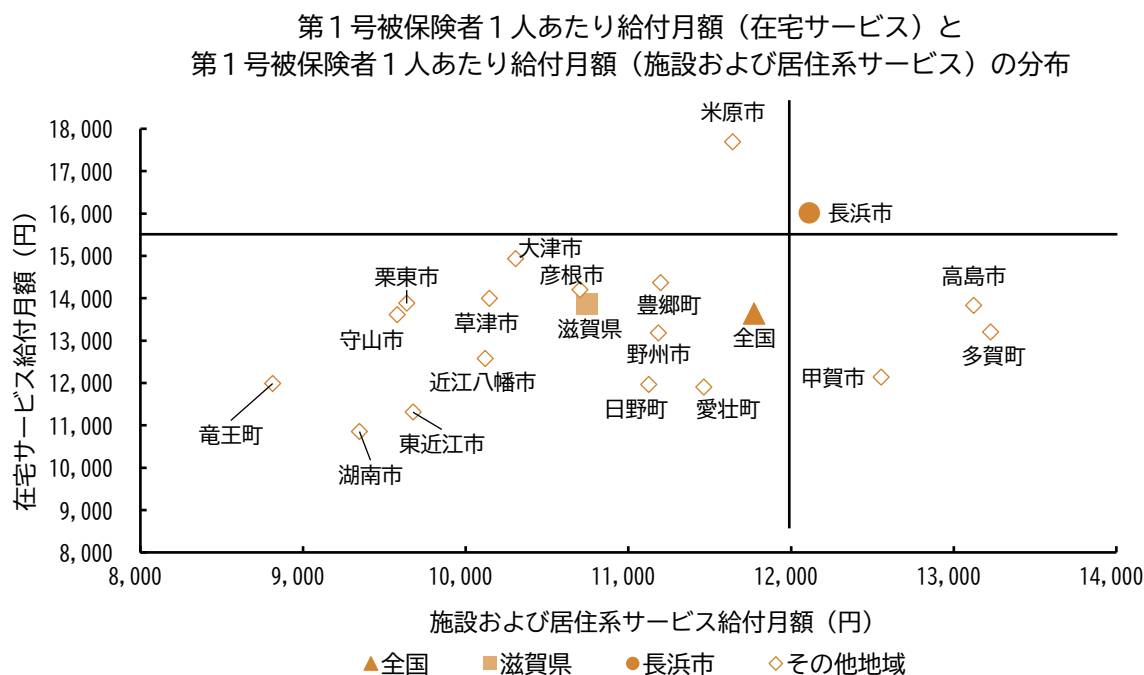
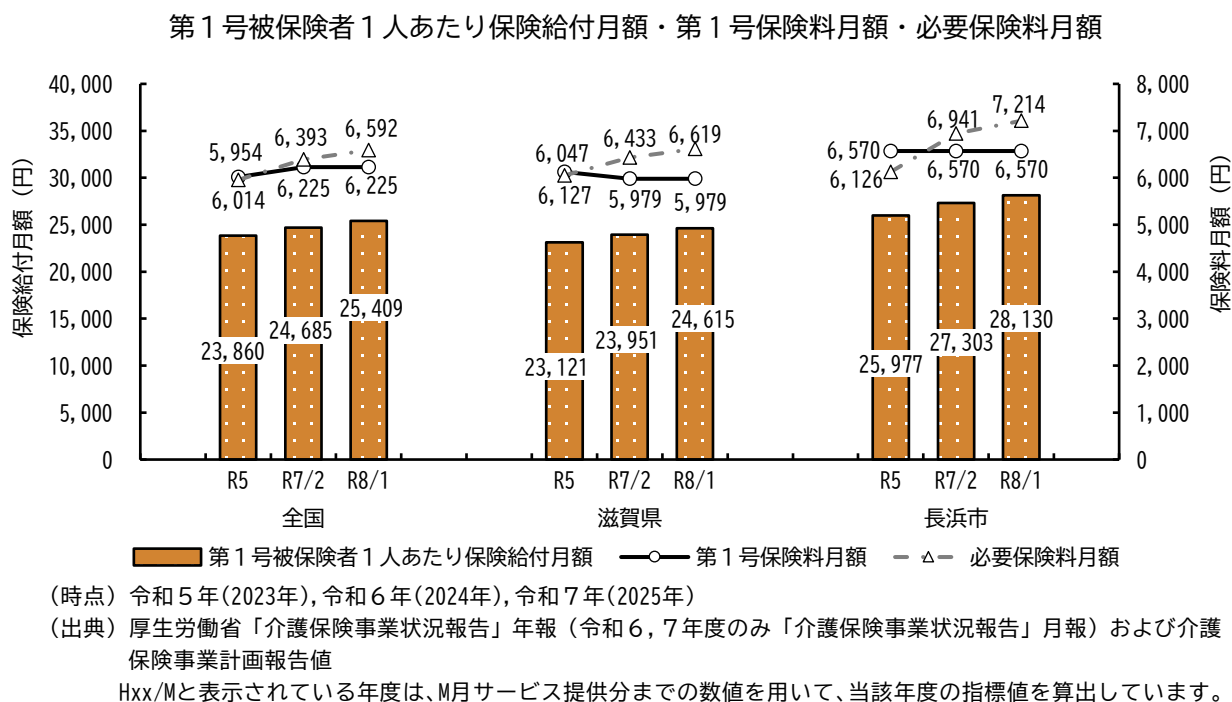
施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、（平成28年度から令和5年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和6年度）、長浜市「介護保険特別会計」（令和7年度）

(2) 第1号被保険者1人あたりの給付

第1号被保険者（65歳以上の方）1人あたり保険給付月額、全国や滋賀県の平均よりも高い水準で推移しています。一方で、第1号保険料月額は、第7期から第9期の9年間の保険料月額が据え置いている状況にあります。

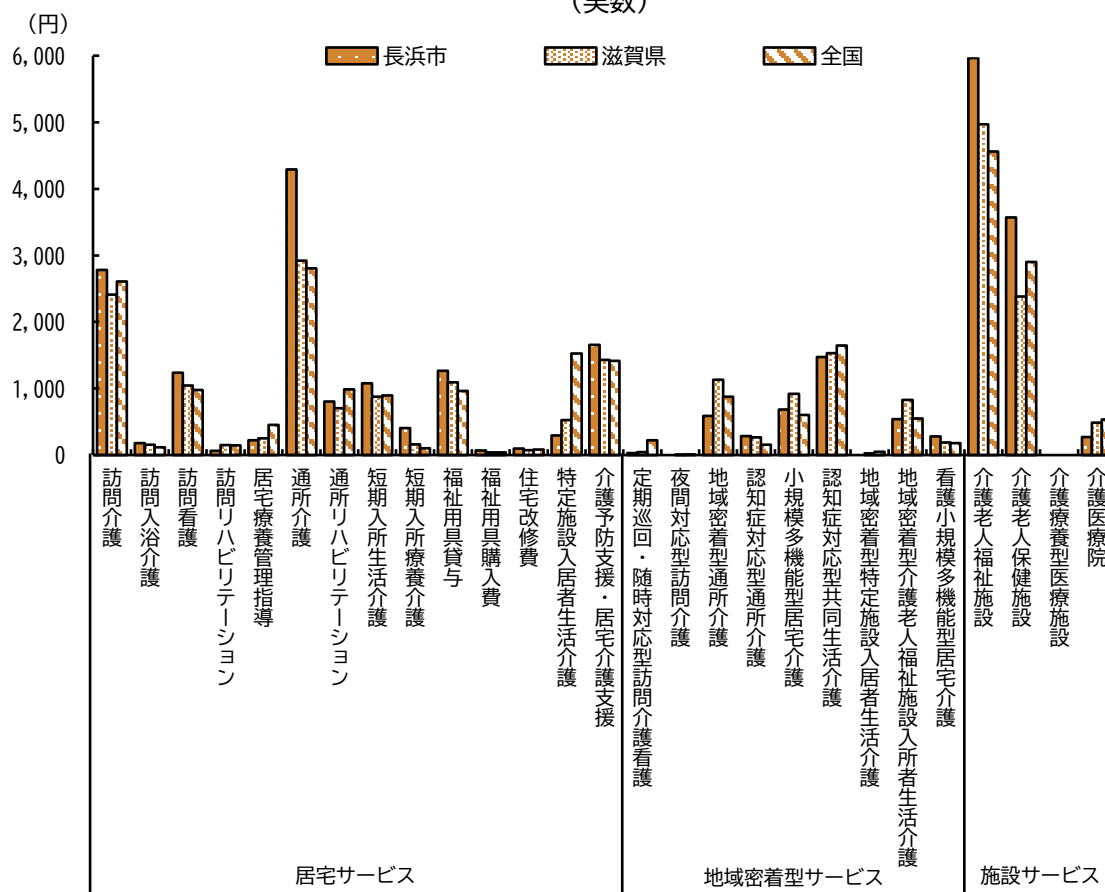
サービス種類別にみると、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護などは、全国や滋賀県平均に比べ高い水準となっています。



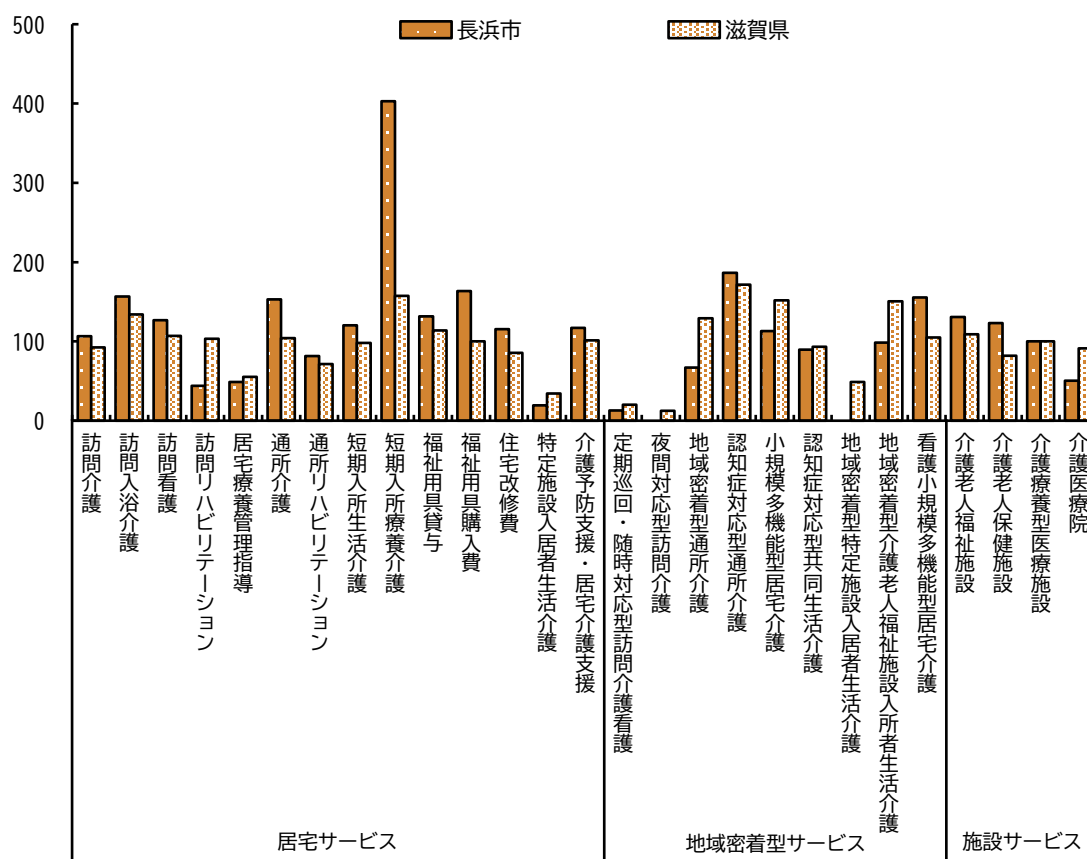
注釈：時点は令和7年（2025年）

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）
（実数）



（全国を100とした場合の指数）



区分	サービス種別	実数(性・年齢別調整前) 単位：円			指数(全国=100とした場合)	
		全国	滋賀県	長浜市	滋賀県	長浜市
居宅サービス	訪問入浴介護	2,607	2,412	2,780	93	107
	訪問入浴介護	115	154	180	134	157
	訪問看護	978	1,047	1,238	107	127
	訪問リハビリテーション	147	152	65	103	44
	居宅療養管理指導	454	252	221	56	49
	通所介護	2,807	2,921	4,290	104	153
	通所リハビリテーション	987	704	805	71	82
	短期入所生活介護	895	879	1,077	98	120
	短期入所療養介護	101	159	407	157	403
	福祉用具貸与	962	1,095	1,267	114	132
	福祉用具購入費	41	41	67	100	163
	住宅改修費	84	72	97	86	115
	特定施設入居者生活介護	1,528	527	295	34	19
	介護予防支援・居宅介護支援	1,414	1,432	1,658	101	117
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	222	45	29	20	13
	夜間対応型訪問介護	8	1	0	13	0
	地域密着型通所介護	875	1,130	588	129	67
	認知症対応型通所介護	154	264	287	171	186
	小規模多機能型居宅介護	605	919	683	152	113
	認知症対応型共同生活介護	1,645	1,531	1,475	93	90
	地域密着型特定施設入居者生活介護	49	24	0	49	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	550	828	541	151	98
	看護小規模多機能型居宅介護	180	189	280	105	156
施設サービス	介護老人福祉施設	4,562	4,968	5,963	109	131
	介護老人保健施設	2,902	2,382	3,568	82	123
	介護療養型医療施設	0	0	0	100	100
	介護医療院	537	489	270	91	50

注釈：時点は令和7年(2025年)

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

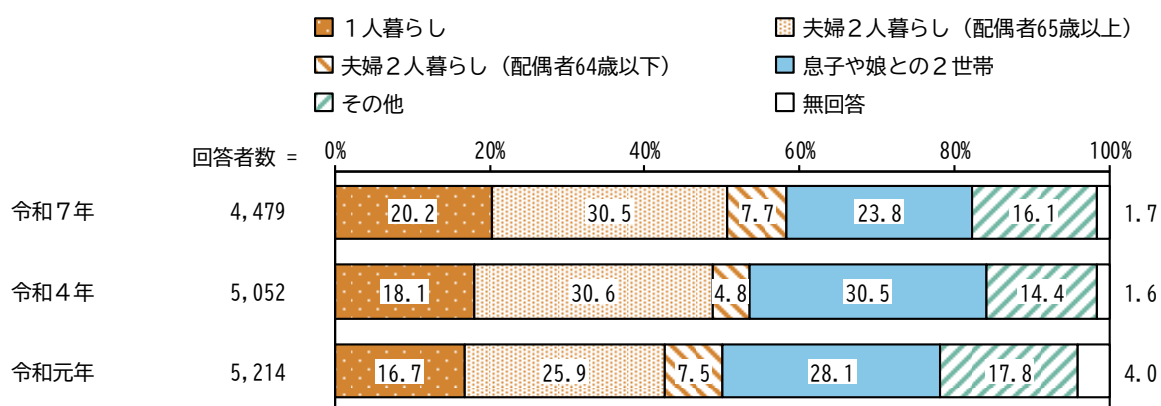
4 高齢者実態調査等の結果概要

(1) 地域で支え合う体制・ネットワークの強化

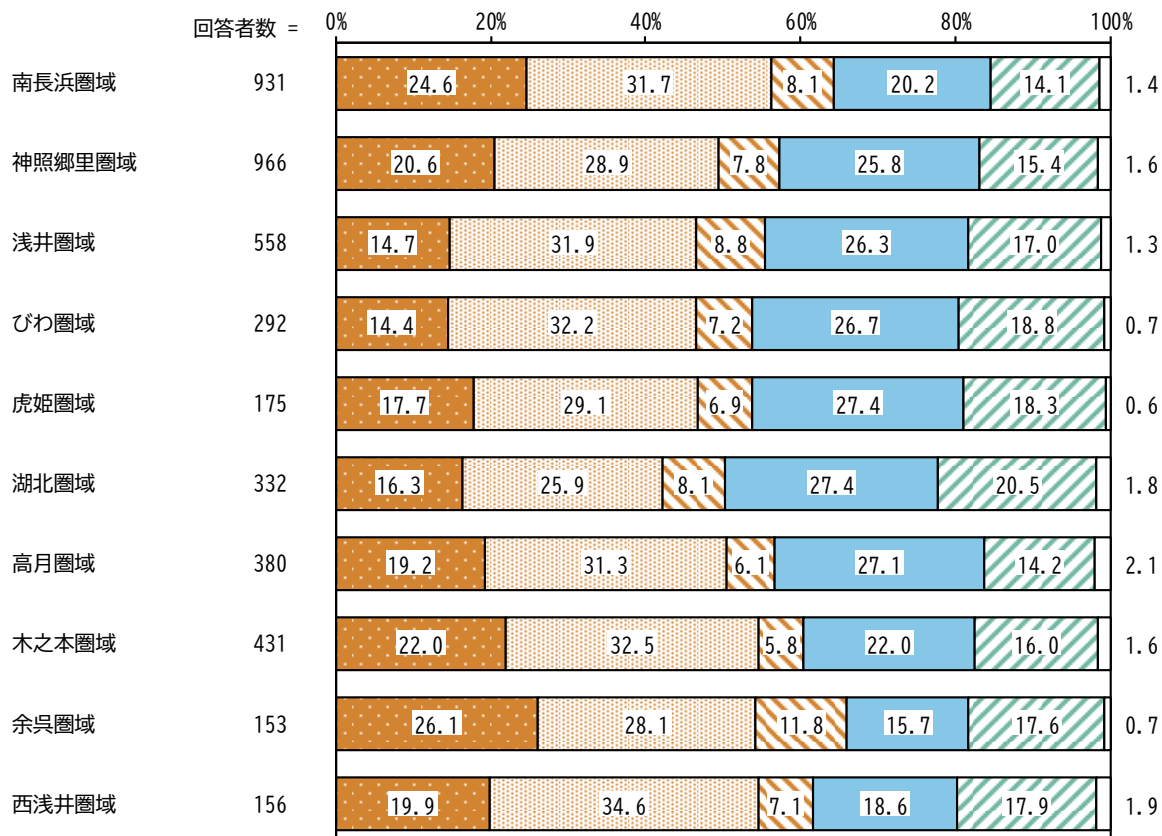
① 世帯構成（高齢者実態調査）

本市の世帯構成をみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が30.5%と最も高く、次いで「息子や娘との2世帯」が23.8%、「1人暮らし」が20.2%となっています。

過去調査との比較では、「息子や娘との2世帯」の割合が減少する一方で、「1人暮らし」の割合は増加傾向にあります。



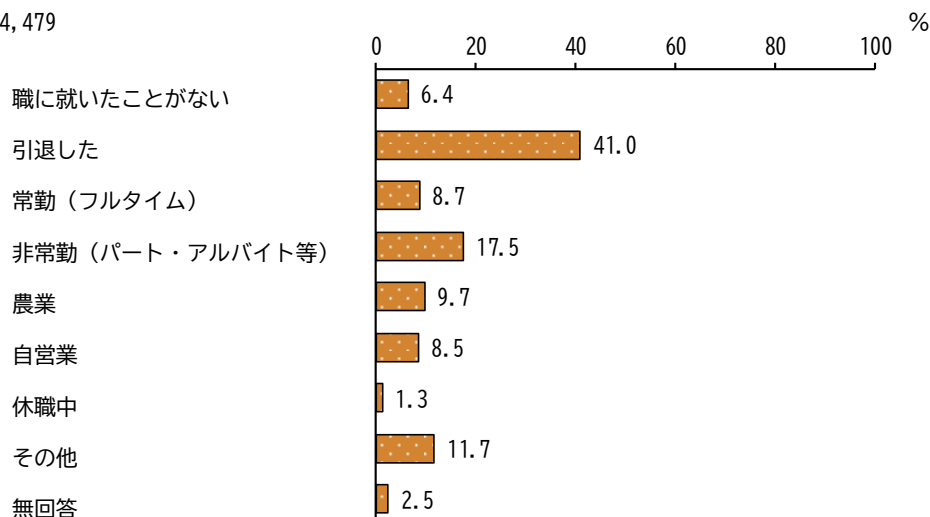
【圏域別】



② 就労状況について（高齢者実態調査）

「引退した」が41.0%と最も高いが、「常勤（フルタイム）」、「非常勤（パート・アルバイト）」、「農業」、「自営業」を合わせると44.4%となり、高齢者になっても就労している割合が高くなっています。

回答者数 = 4,479

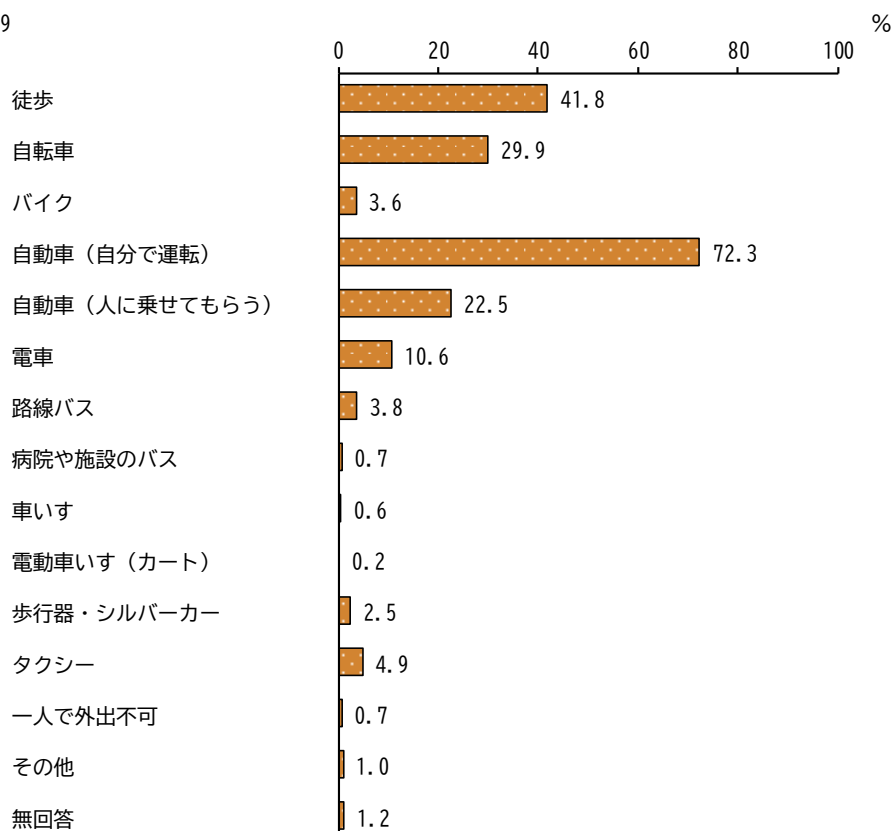


（２）安心安全な住まい・生活環境の整備

① 外出する際の移動手段（高齢者実態調査）

高齢者の移動手段は「自動車（自分で運転）」が72.3%と極めて高く、次いで「徒歩」が41.8%となっています。

回答者数 = 4,479



【圏域別】

単位：％

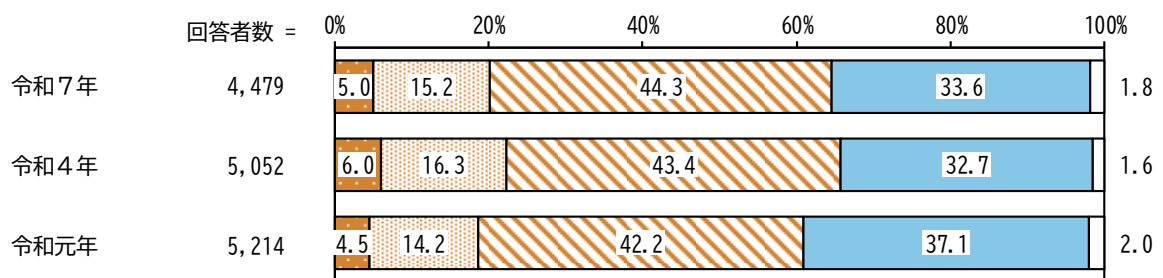
区分	回答者数 (件)	徒歩	自転車	バイク	運転 自動車(自分で)	自動車(人に乗 せてもらう)	電車	路線バス	病院や施設の バス	車いす	電動車いす(カ ート)	歩行器・シルバ ーカー	タクシー	可 一人で外出不	その他	無回答
全 体	4,479	41.8	29.9	3.6	72.3	22.5	10.6	3.8	0.7	0.6	0.2	2.5	4.9	0.7	1.0	1.2
南長浜圏域	931	49.6	38.9	3.4	67.3	23.2	13.0	2.9	0.8	0.9	0.4	3.7	7.1	0.3	0.8	1.1
神照郷里圏域	966	43.1	34.6	4.0	70.8	23.1	9.7	5.0	0.6	0.5	0.4	2.3	6.6	0.4	1.0	1.0
浅井圏域	558	39.1	23.1	4.7	78.1	21.5	6.6	2.7	1.3	0.2	0.0	2.5	4.5	0.4	0.7	0.7
びわ圏域	292	37.3	34.2	3.1	78.4	19.9	7.2	0.7	0.3	0.7	0.0	3.1	2.1	0.3	1.0	1.7
虎姫圏域	175	31.4	28.0	1.1	68.6	29.1	12.0	2.9	1.1	1.7	0.0	3.4	3.4	0.6	1.1	1.7
湖北圏域	332	37.0	27.7	3.6	75.0	23.2	13.0	3.0	0.6	0.6	0.0	1.2	4.8	2.1	1.2	0.9
高月圏域	380	42.1	30.5	2.6	75.8	19.2	12.9	2.6	0.0	0.0	0.0	1.8	3.7	1.1	1.1	1.3
木之本圏域	431	41.3	15.1	4.4	72.2	23.7	10.0	6.0	0.7	1.4	0.2	2.8	2.8	0.9	1.6	1.9
余呉圏域	153	37.9	17.0	4.6	72.5	24.2	13.1	9.2	1.3	0.0	0.7	2.0	3.3	0.7	0.7	0.0
西浅井圏域	156	28.8	17.9	1.3	76.3	22.4	9.0	3.8	0.6	0.6	0.0	0.6	1.3	1.9	0.6	0.6

② 外出について（高齢者実態調査）

外出頻度は、「週2～4回」が44.3%と最も多く、週に複数回外出している割合は、合計で77.9%に達しています。

前回調査と比較しても大きな変化は見られず、多くの高齢者が活発に外出している現状が伺えます。

■ ほとんど外出しない ■ 週1回 ■ 週2～4回 ■ 週5回以上 □ 無回答

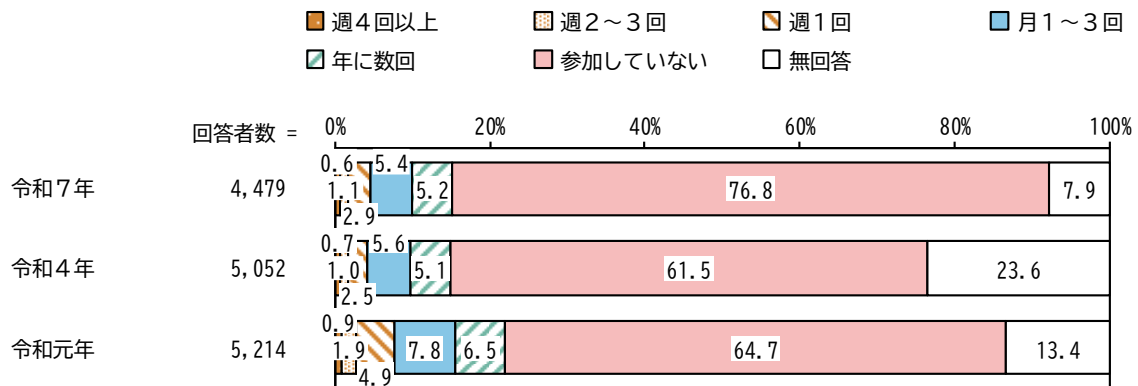


(3) 地域の居場所づくり

① 「高齢者サロン、転倒予防教室など介護予防のための通いの場」の参加頻度 (高齢者実態調査)

「高齢者サロン、転倒予防教室など介護予防のための通いの場」の地域活動に月1回以上参加している人の割合は10.0%に留まっています。

過去調査と比較すると、令和4年から高齢者サロンや転倒予防教室などの「通いの場」へ「参加していない」とする人の割合が増加しています。

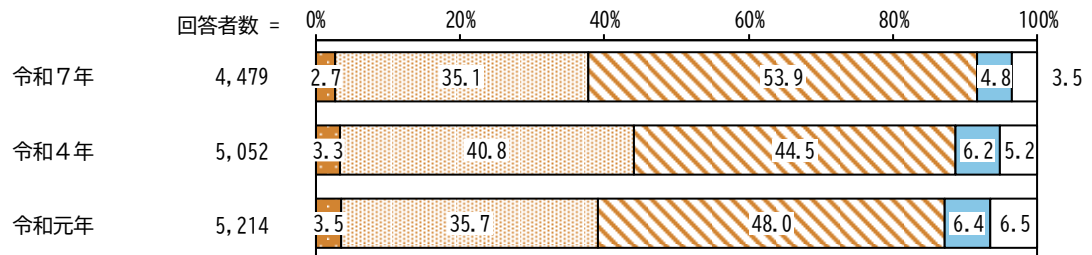


② 住民主体の活動への参加 (高齢者実態調査)

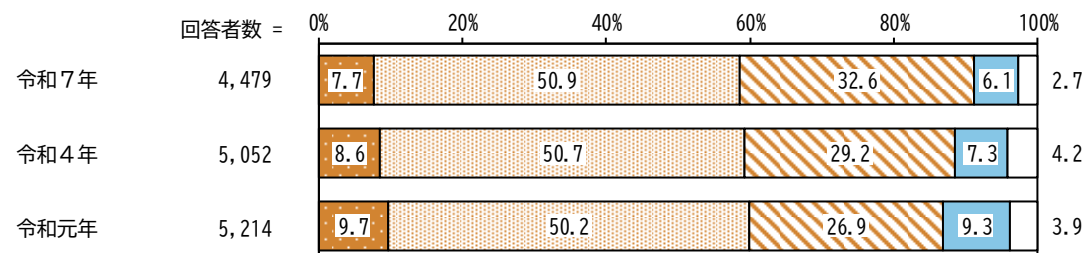
住民主体の活動に企画・運営（お世話役）をしたくない人が増え、参加者としても、参加したくない人の割合が増えています。

■ 是非参加したい ■ 参加してもよい ■ 参加したくない ■ 既に参加している □ 無回答

【お世話役として】



【参加者として】

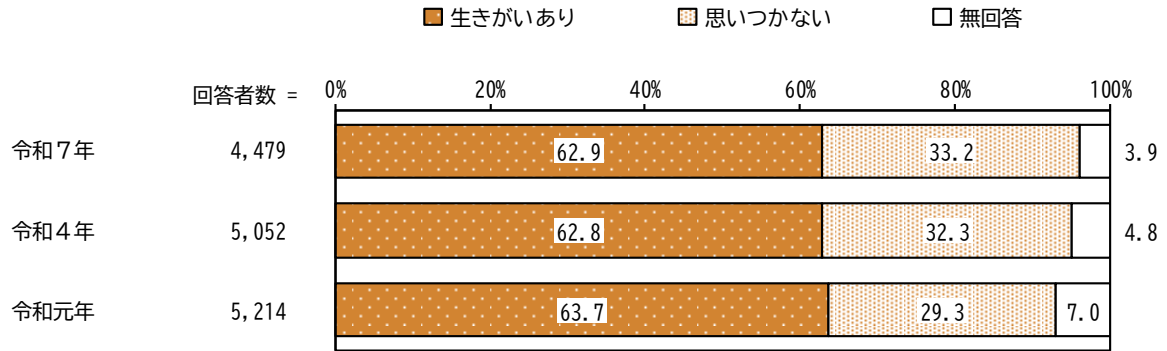


(4) 高齢者の活動支援・生きがいづくり

① 生きがいの有無（高齢者実態調査）

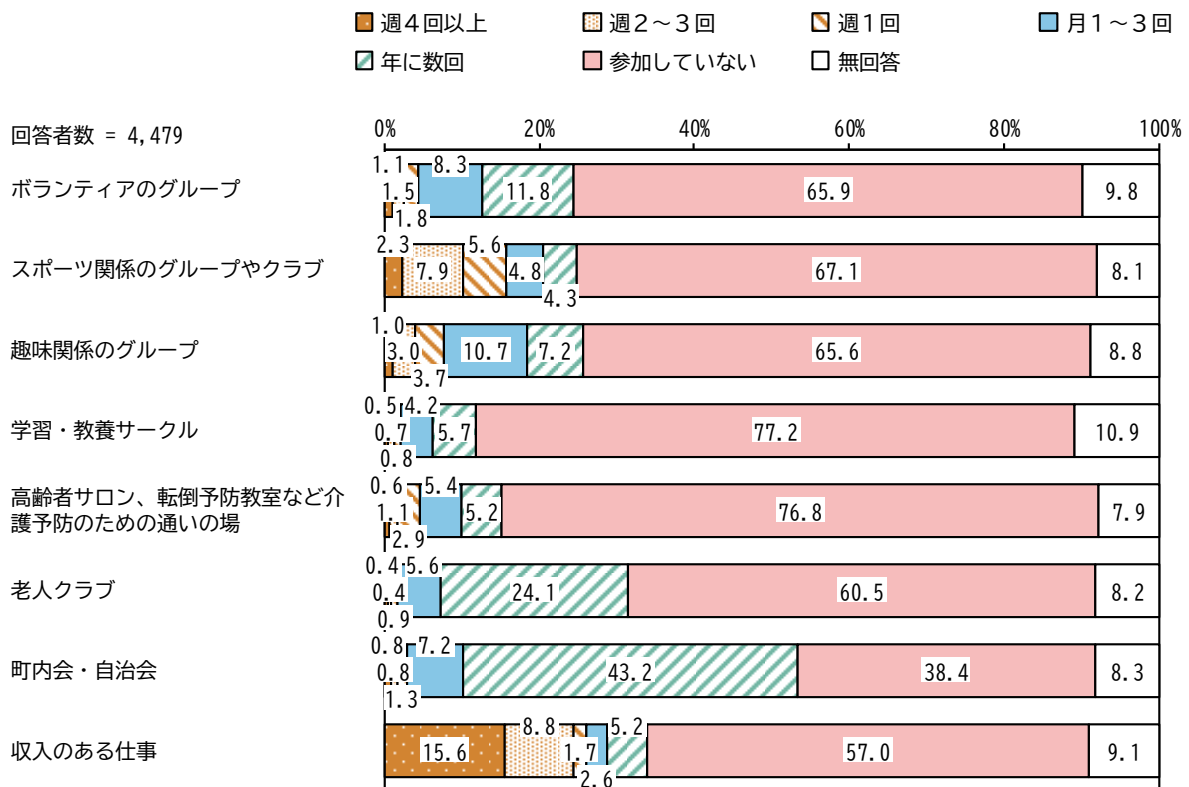
現在の生活において生きがいが「ある」と回答した割合は62.9%となっています。

経年比較によると、生きがいが「ある」とする割合は令和元年の63.7%からほぼ横ばいで推移しています。



② 地域活動の参加頻度（高齢者実態調査）

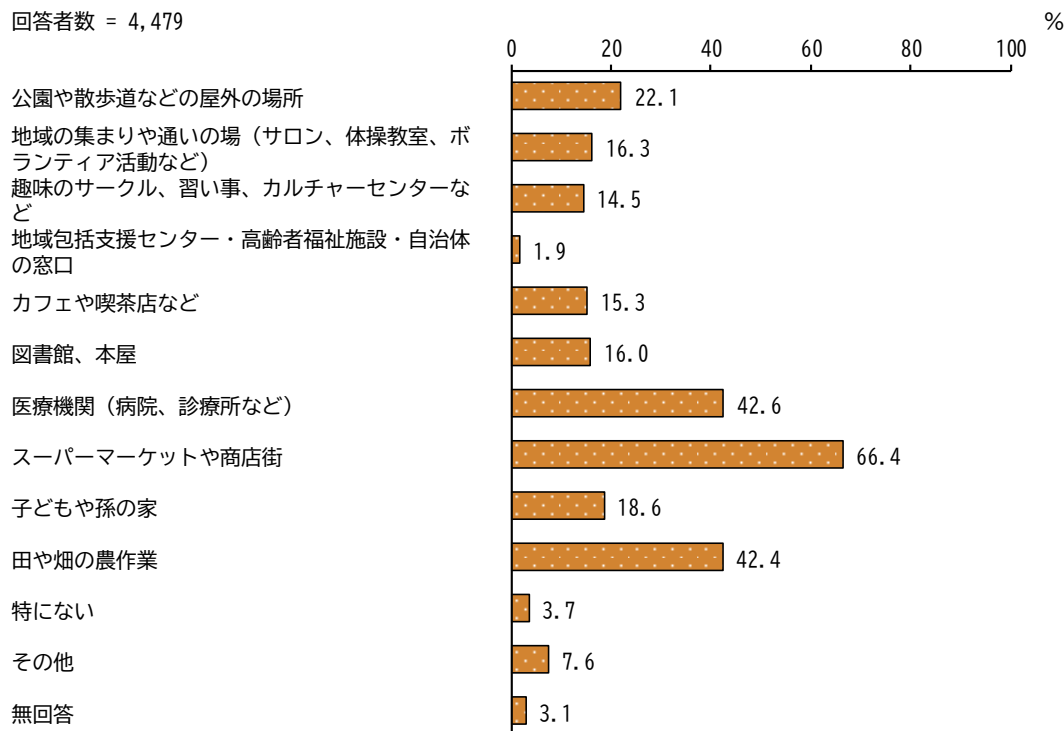
地域活動の頻度については、「収入のある仕事」に週1回以上従事している人が25.9%見られる一方で、ボランティア（9.1%）や老人クラブ（6.6%）などの定期的な活動への参加は限定的な傾向がうかがえます。



③ 自宅以外でよく行く場所（高齢者実態調査）

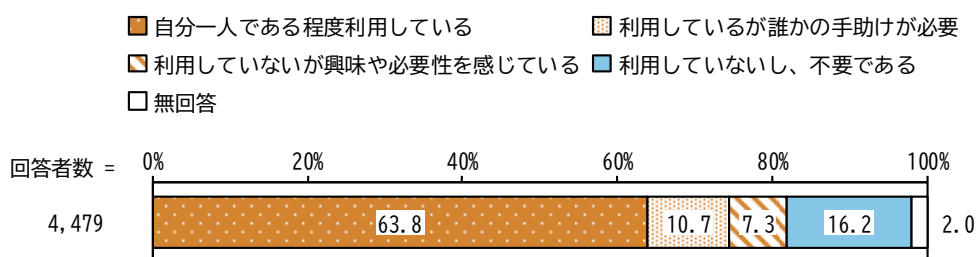
普段の生活の中でよく行く場所として「スーパーマーケットや商店街」が66.4%と最も高く、次いで「医療機関（病院、診療所など）」が42.6%、「田や畑の農作業」が42.4%となっています。

回答者数 = 4,479



④ インターネットの利用について（高齢者実態調査）

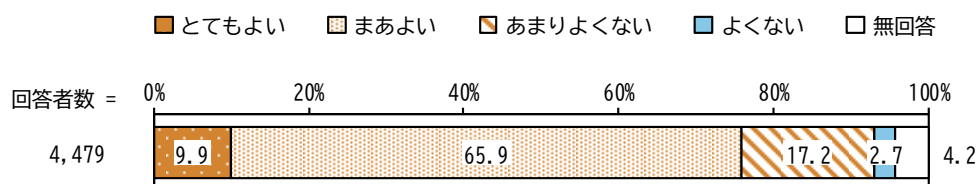
インターネットを「自分一人である程度利用している」人は63.8%に達し、デジタル活用の進展がうかがえます。



(5) 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

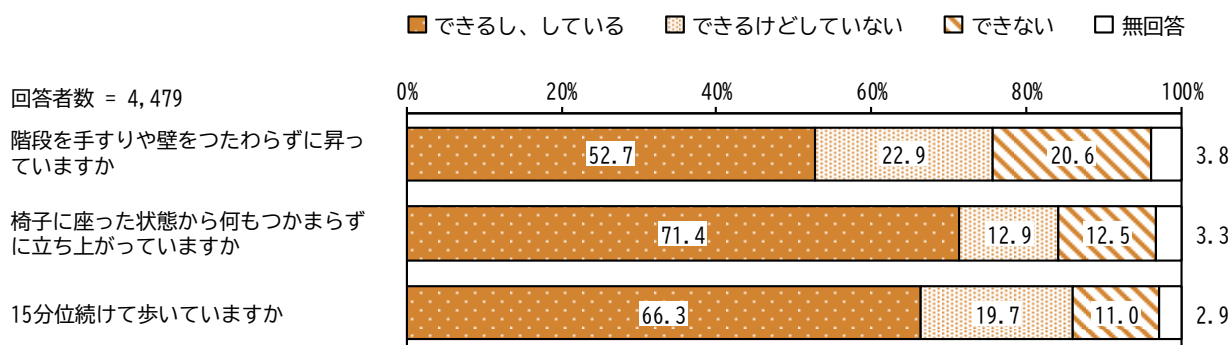
① 現在の健康状態（高齢者実態調査）

現在の健康状態は、「とてもよい」「まあよい」を合わせた“よい”の割合が 75.8%、「あまりよくない」「よくない」を合わせた“よくない”の割合が 19.9%となっています。



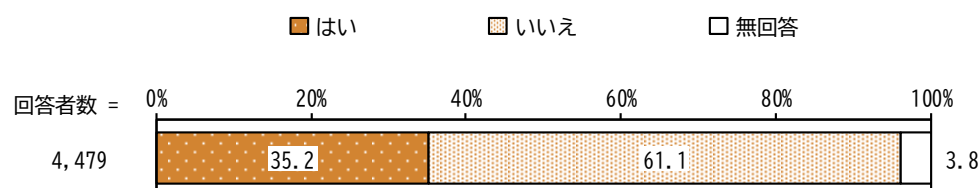
② 身体機能について（高齢者実態調査）

身体機能面では「階段を手すりや壁をつたわず昇っている」人が52.7%、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がることができる」人が71.4%である一方、「15分位続けて歩く」ことが「できない」人は11.0%見られます。



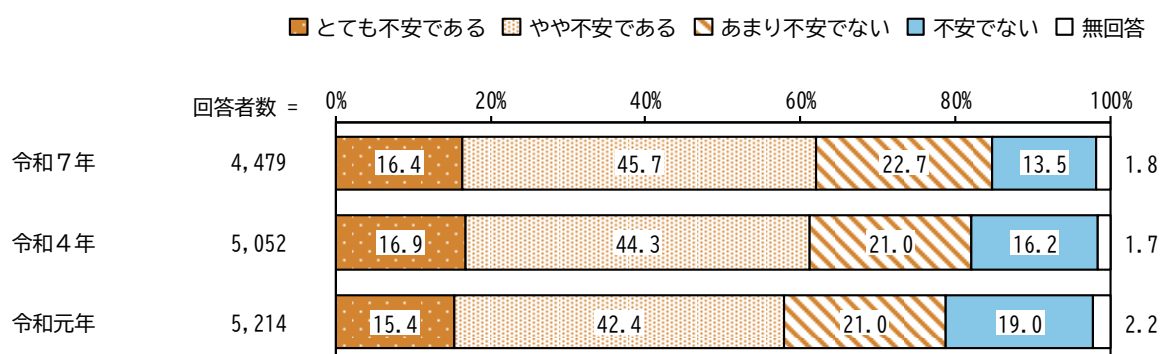
③ 気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになることがあるか（高齢者実態調査）

うつ傾向のリスク（気分が沈んだりゆううつになる）を有する人は35.2%となっています。



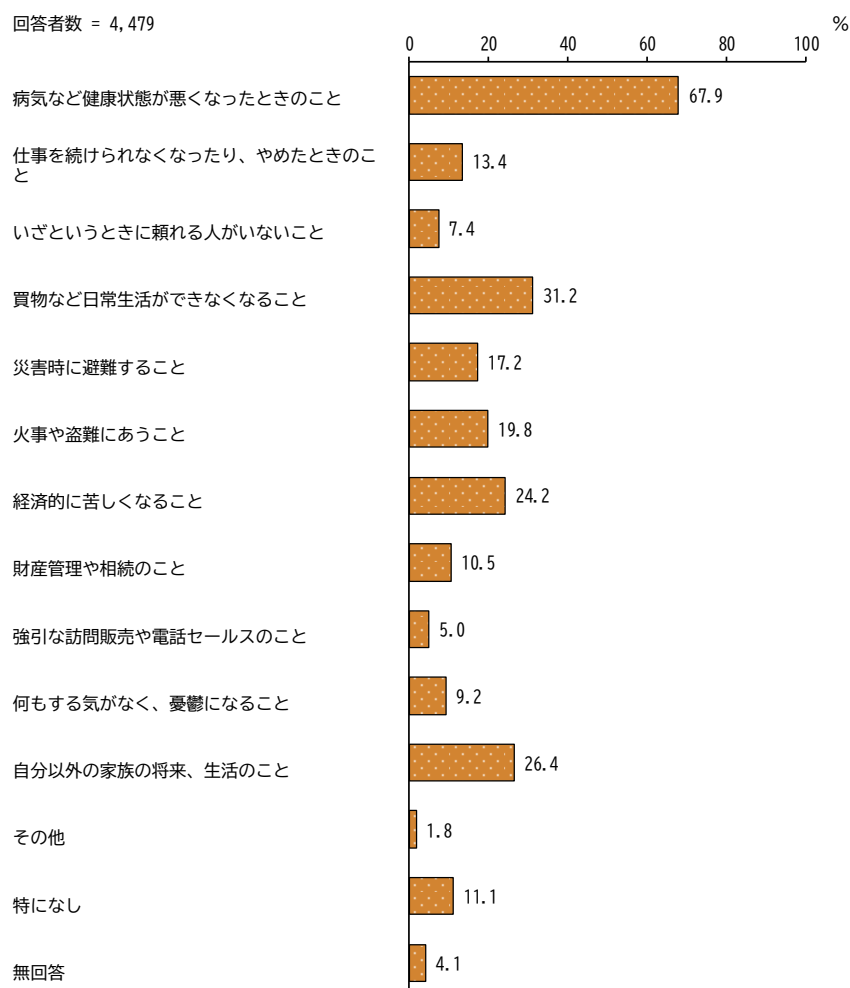
④ 転倒への不安について（高齢者実態調査）

転倒に対して「不安である」とする回答は62.1%に達し、令和元年から不安を抱える層が増加しています。



⑤ 生活の不安について（高齢者実態調査）

日ごろ生活する中で、不安に思っていることは「病気など健康状態が悪くなった時のこと」が67.9%と最も高く、次いで「買物など日常生活ができなくなること」が31.2%、「自分以外の家族の将来、生活のこと」が26.4%となっています。

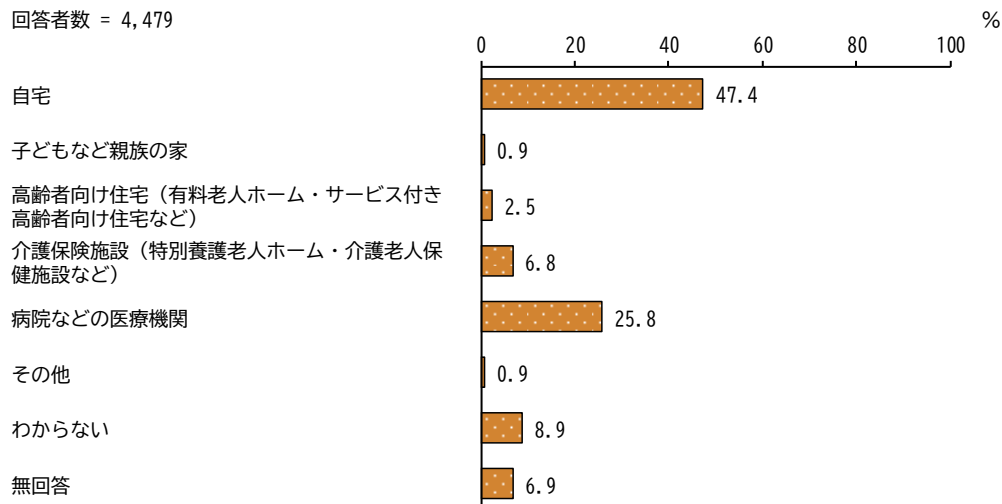


(6) 在宅生活を支えるサービスの充実

① 人生の最終段階における療養場所（高齢者実態調査）

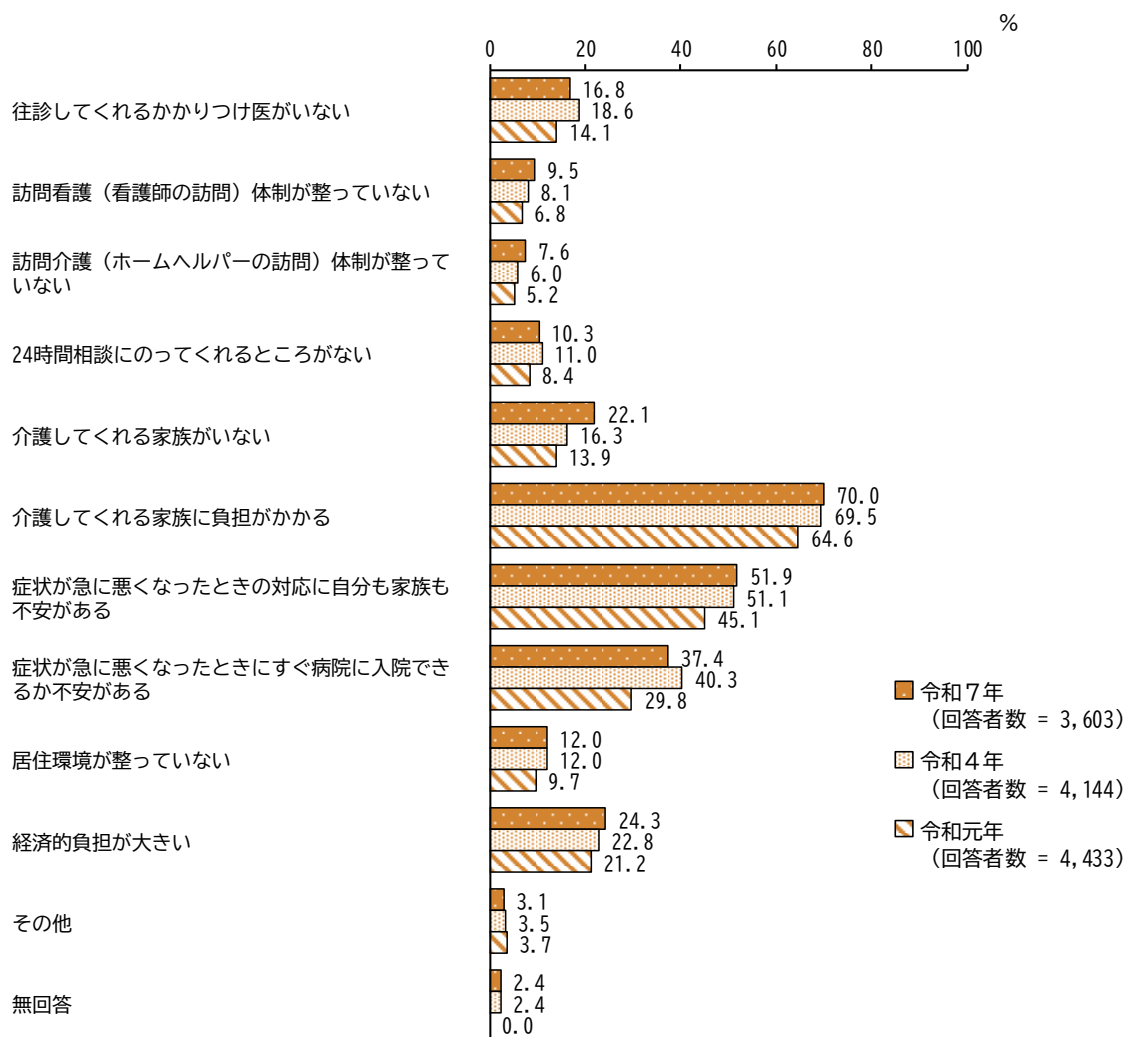
最期までの療養生活場所の希望は、自宅が最も多く、次いで病院などの医療機関となっています。

回答者数 = 4,479



② 自宅で最期まで療養生活を続けることができないとする理由（高齢者実態調査）

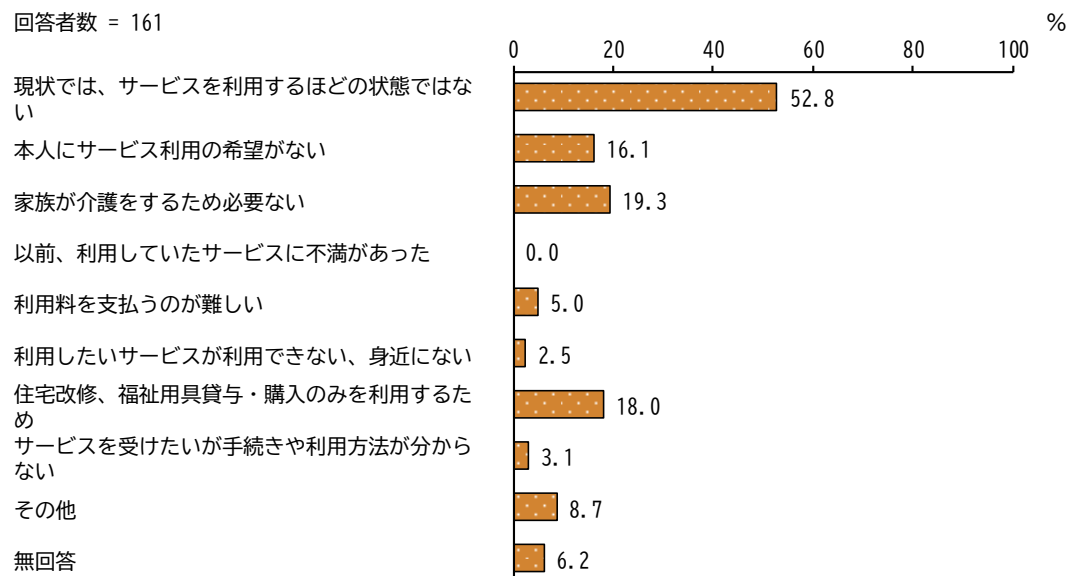
自宅での療養を困難とする要因として、「介護する家族の負担増」が70.0%、「急な症状悪化時の対応」が51.9%、「入院の可否への懸念」が37.4%と上位に挙がっています。



③ 介護保険サービスを利用していない理由（在宅介護実態調査）

介護保険サービスを「利用していない」理由として「家族が介護をするため必要ない」が19.3%見られます。

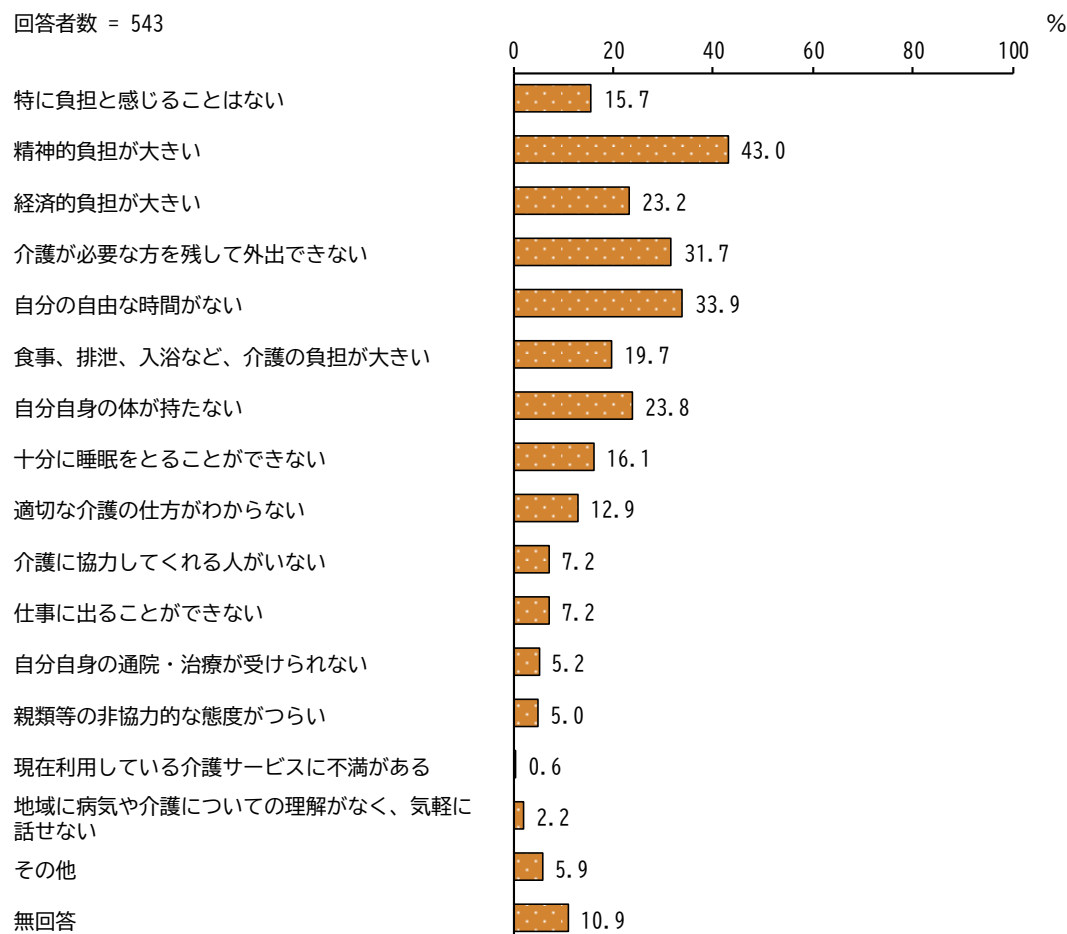
回答者数 = 161



④ 介護していて困ること、負担に感じること（在宅介護実態調査）

在宅介護において「精神的負担が大きい」と感じる介護者は43.0%に達しています。

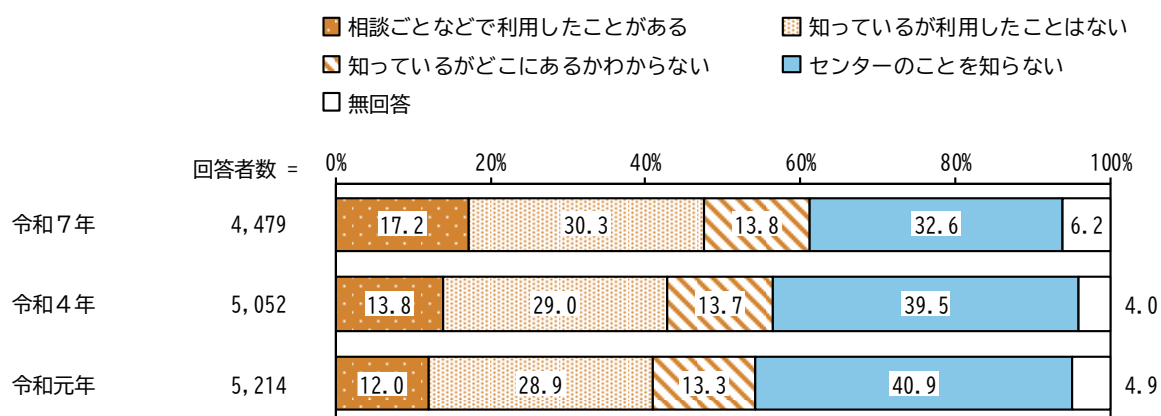
回答者数 = 543



(7) 相談・支援体制の強化

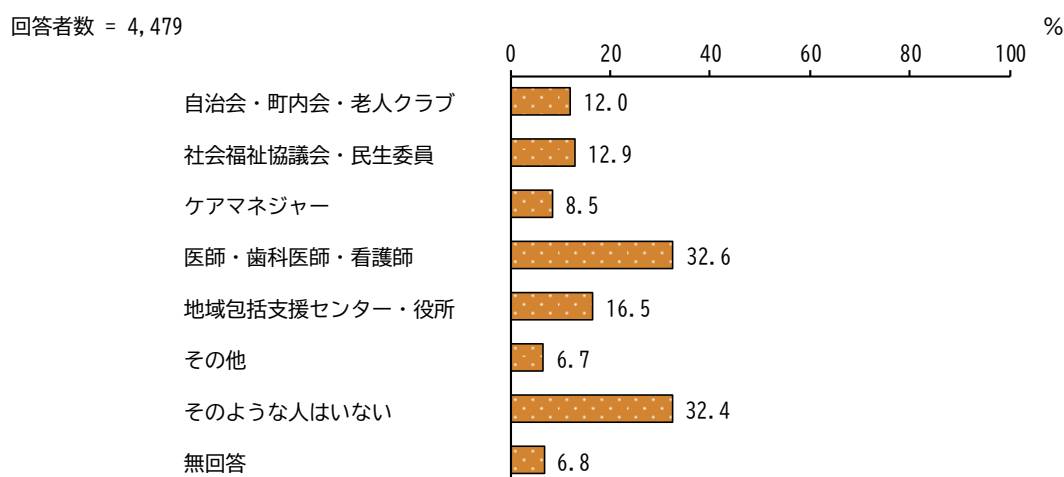
① 「地域包括支援センター」の認知度（高齢者実態調査）

高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターを「相談ごとで利用したことがある」「知っているが利用したことはない」等の“知っている”人が、61.3%となっています。前回の調査より、認知度は上昇しています。



② 「相談相手」について（高齢者実態調査）

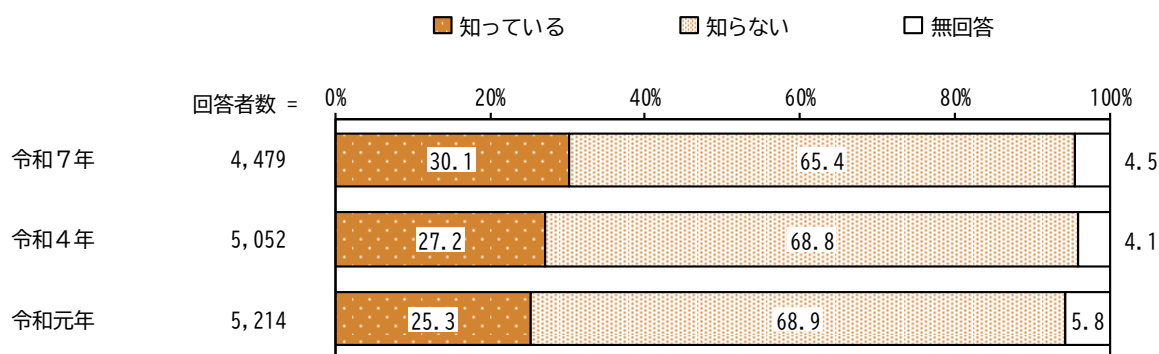
家族や友人以外で「何かあったときに相談する相手」は「医師・歯科医師・看護師」が32.6%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所」が16.5%となっていますが、「そのような人がいない」と答えた人の割合が32.4%となっています。



(8) 高齢者の人権尊重・保護

① 高齢者虐待の相談・通報義務の認知度（高齢者実態調査）

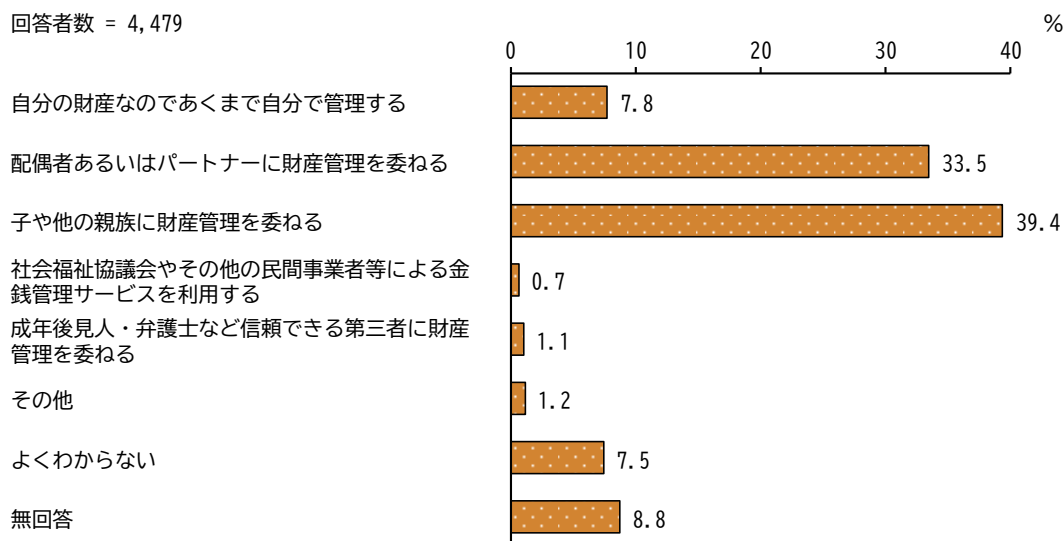
高齢者虐待の相談・通報義務については、65.4%の人が「知らない」と回答しています。



② 財産管理に不安が生じた場合の対応（高齢者実態調査）

財産管理に不安が生じた場合の対応は、「子や他の親族に委ねる」が39.4%で最も多く、「成年後見人・弁護士など信頼できる第三者に委ねる」は1.1%に留まっています。

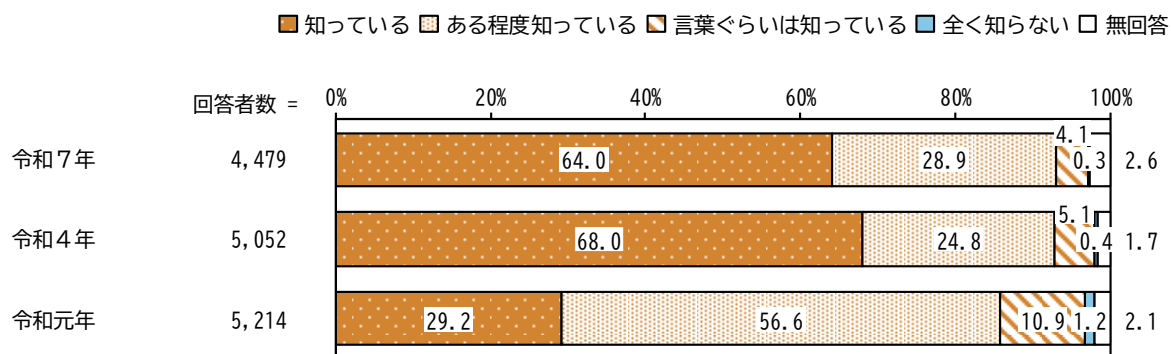
回答者数 = 4,479



(9) 認知症の市民の理解促進

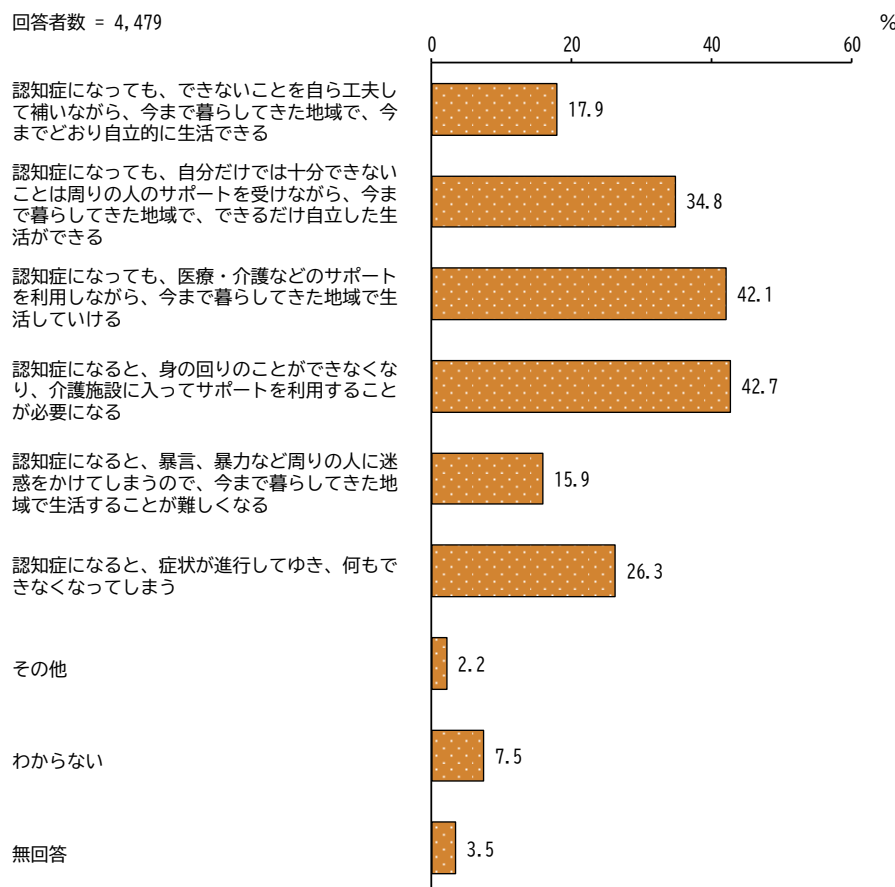
① 認知症に対する認知度（高齢者実態調査）

認知症という病気について「知っている（64.0%）」「ある程度知っている（28.9%）」を合わせて9割を超えています。



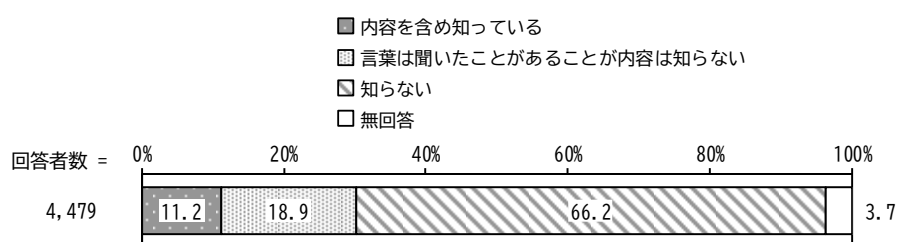
② 認知症に対するイメージ（高齢者実態調査）

「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」が 42.7%、「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」が 42.1% と イメージが二分化しています。



③ 「新しい認知症観」について（高齢者実態調査）

「内容を含め知っている」の割合が11.2%、「言葉は聞いたことがあることが内容は知らない」の割合が18.9%、「知らない」の割合が66.2%となっています。

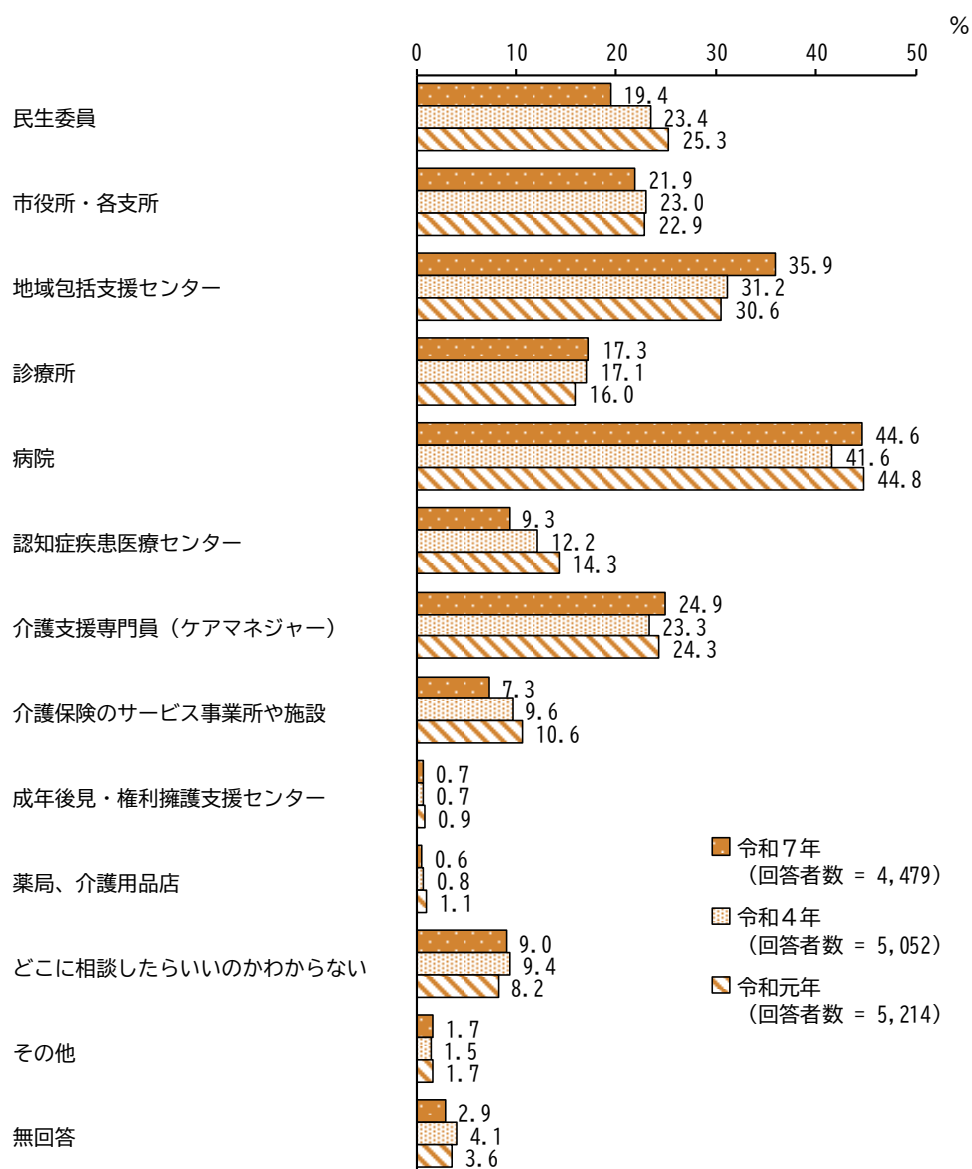


(10) 認知症のある人や介護者への支援の推進

① 認知症の疑いがある際の最初の相談先（高齢者実態調査）

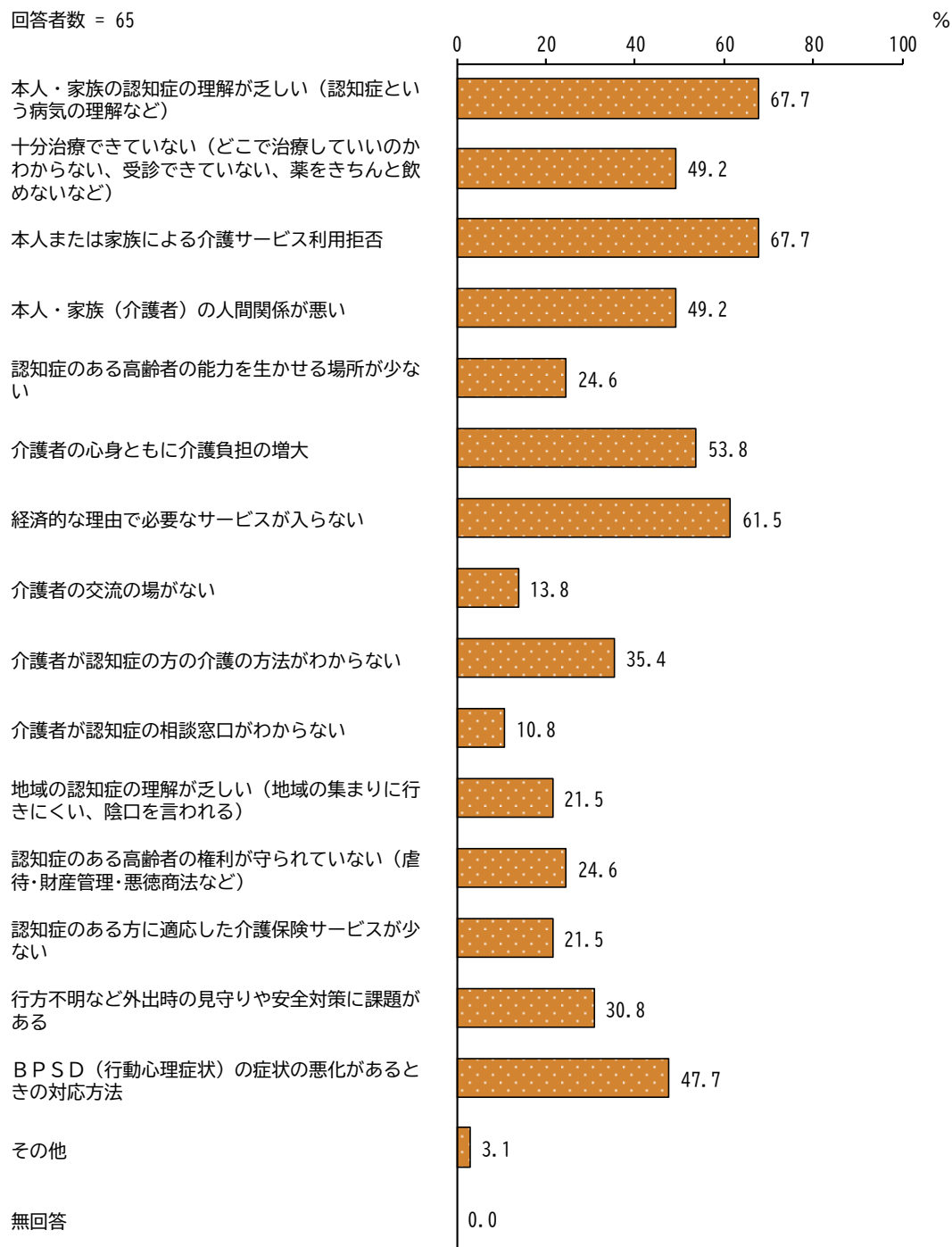
認知症の疑いがある際の最初の相談先は「病院」が44.6%で最多です。

過去調査と比較すると、相談先として「地域包括支援センター」を挙げる割合は増加傾向にあります。



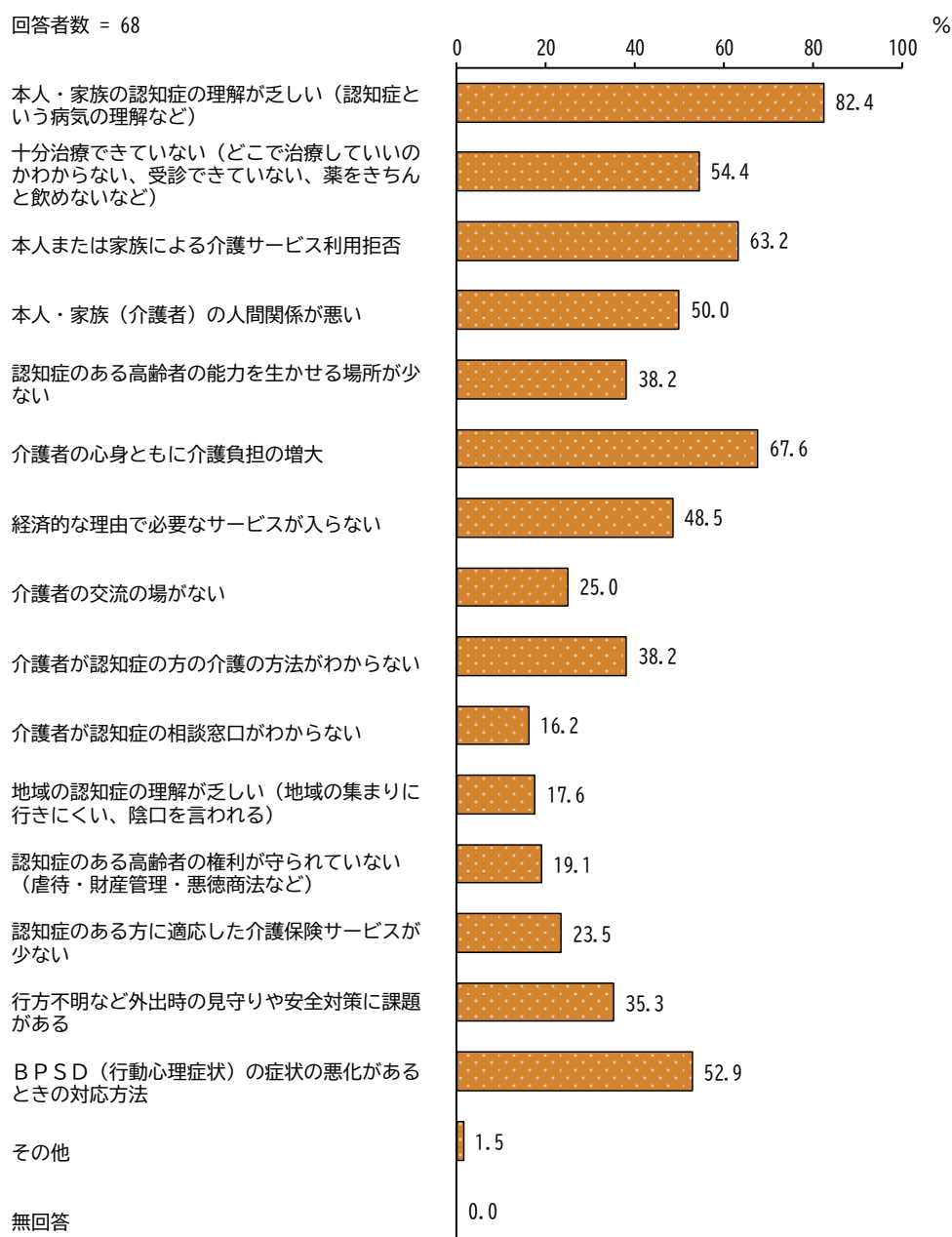
② 「支援困難」だと感じる事例（介護支援専門員）

介護支援専門員への調査では、支援困難事例として「本人・家族の認知症の理解が乏しい（67.7%）」や「本人または家族による介護サービス利用拒否（67.7%）」が高い割合を占めています。



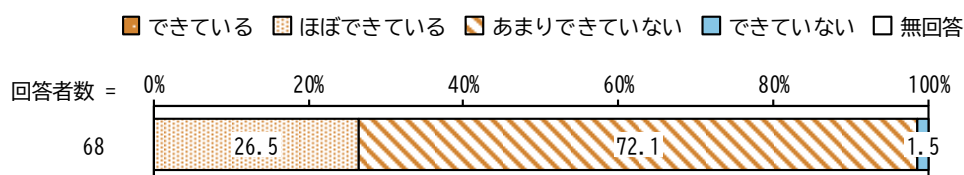
② 「支援困難」だと感じる事例（訪問看護師）

訪問看護師への調査では、支援困難事例として「本人・家族の認知症の理解が乏しい（82.4%）」や「介護者の負担増大（67.6%）」が高い割合をしめています。



③ 医療機関（医師）との連携は十分か（訪問看護師）

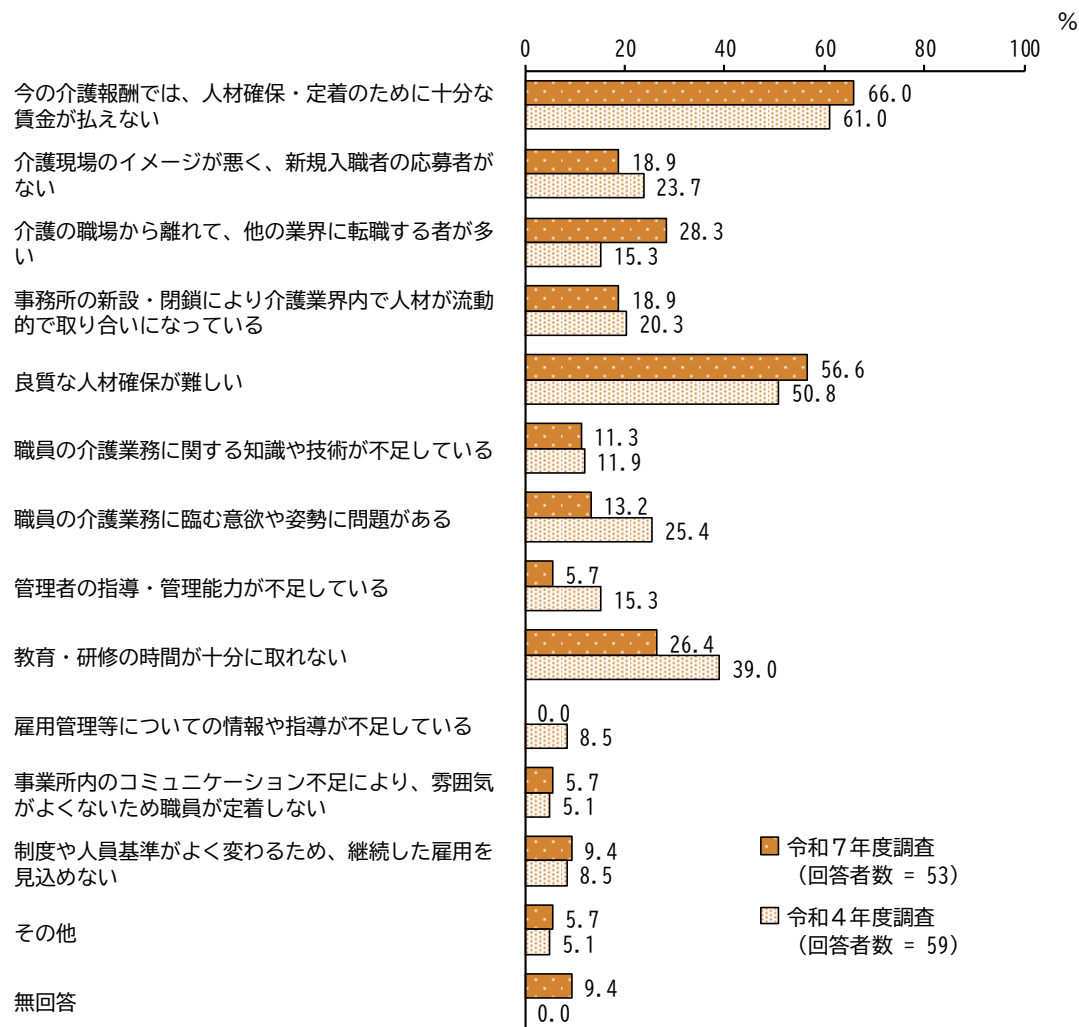
訪問看護師からは「医療機関（医師）との連携が十分でない（73.6%）」とする回答が多く見られます。



(11) 介護・福祉人材確保に向けた支援

① 人材確保・定着に関して感じていること（介護サービス事業所運営法人）

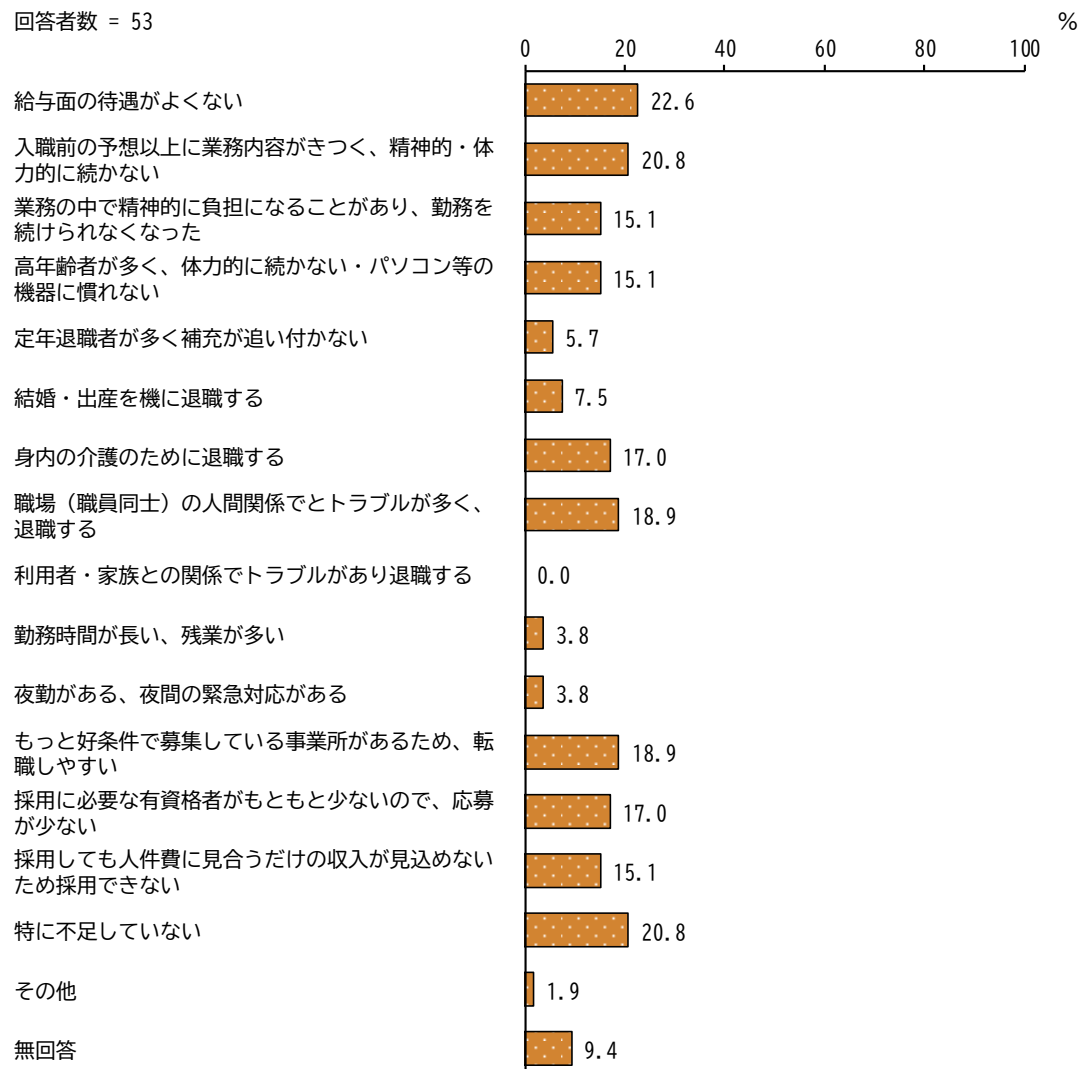
介護サービス事業所の66.0%が「今の介護報酬では、人材確保・定着のために十分な賃金が払えない」と感じており、次いで「良質な人材確保が難しい」の割合が56.6%、「介護の職場から離れて、他の業界に転職する者が多い」の割合が28.3%となっています。



② 職員の離職理由（介護サービス事業所運営法人）

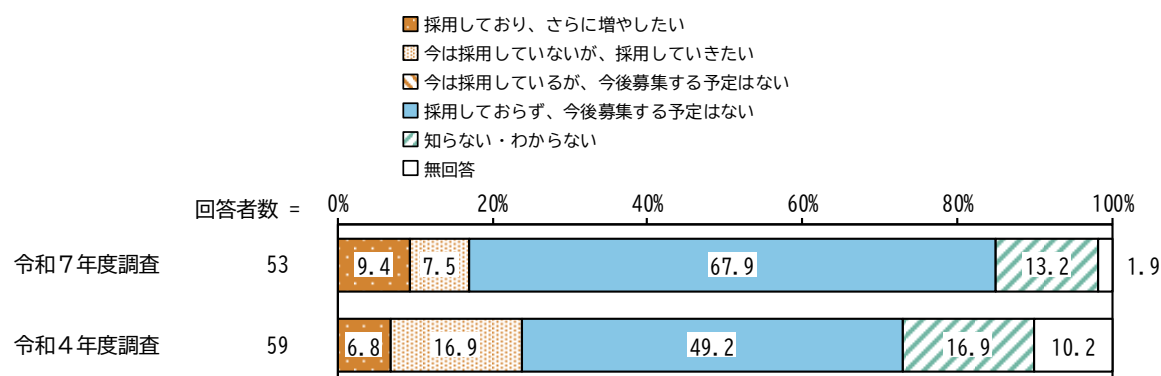
職員の離職理由として「給与面の待遇がよくない」が 22.6%と最も高く、次いで「入職前の予想以上に業務内容がきつく、精神的・体力的に続かない」が20.8%、「職場（職員同士）の人間関係でとトラブルが多く、退職する」、「もっと好条件で募集している事業所があるため、転職しやすい」が18.9%となっています。

回答者数 = 53



③ 外国人を正規職員として採用しているか（介護サービス事業所運営法人）

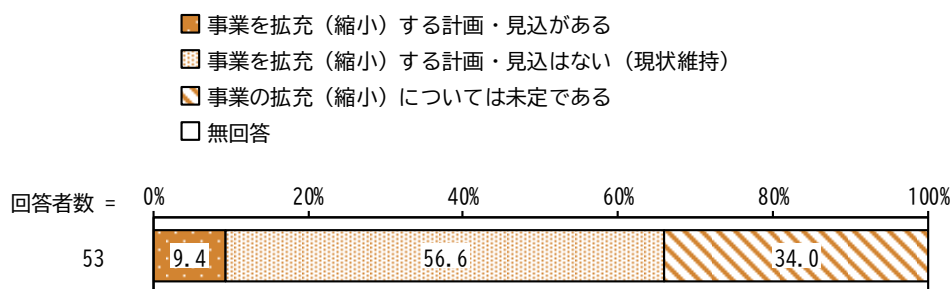
外国人職員の採用については、正規職員で「採用しておらず、今後募集する予定はない」とする事業所が67.9%と、前回（49.2%）から大幅に増加しています。



(12) 今後の事業展開

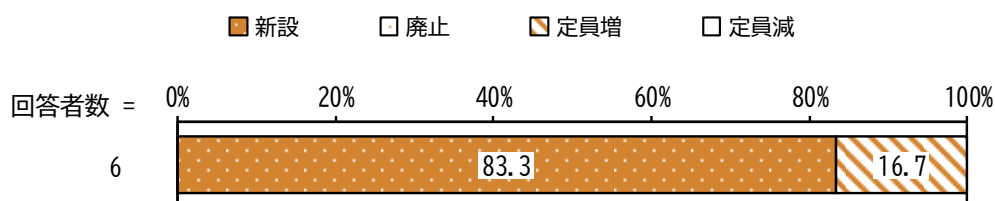
① 介護サービス事業所への事業実施見込み（介護サービス事業所運営法人）

「事業を拡充（縮小）する計画・見込がある」の割合が9.4%、「事業を拡充（縮小）する計画・見込はない（現状維持）」の割合が56.6%、「事業の拡充（縮小）については未定である」の割合が34.0%となっています。



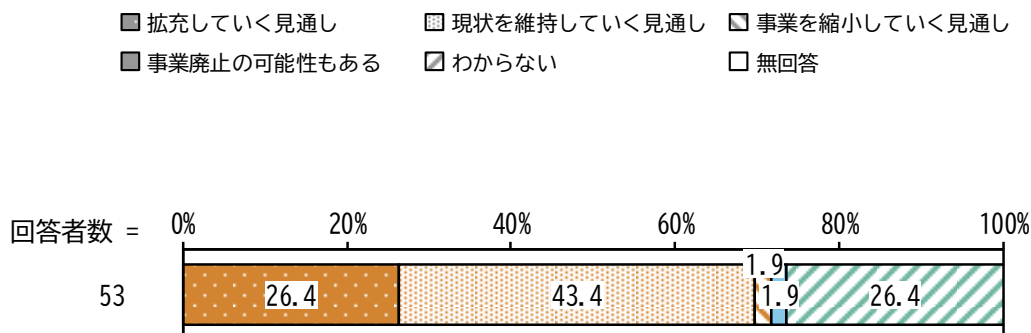
② 「事業を拡充する計画・見込」（介護サービス事業所運営法人）

事業を拡充する計画・見込がある、「新設」が83.3%、「定員増」が16.7%あり、「縮小」はありません。



③ 10年後を見据えた事業運営（介護サービス事業所運営法人）

「現状を維持していく見通し」の割合が43.4%と最も高く、次いで「拡充していく見通し」の割合が26.4%となっています。



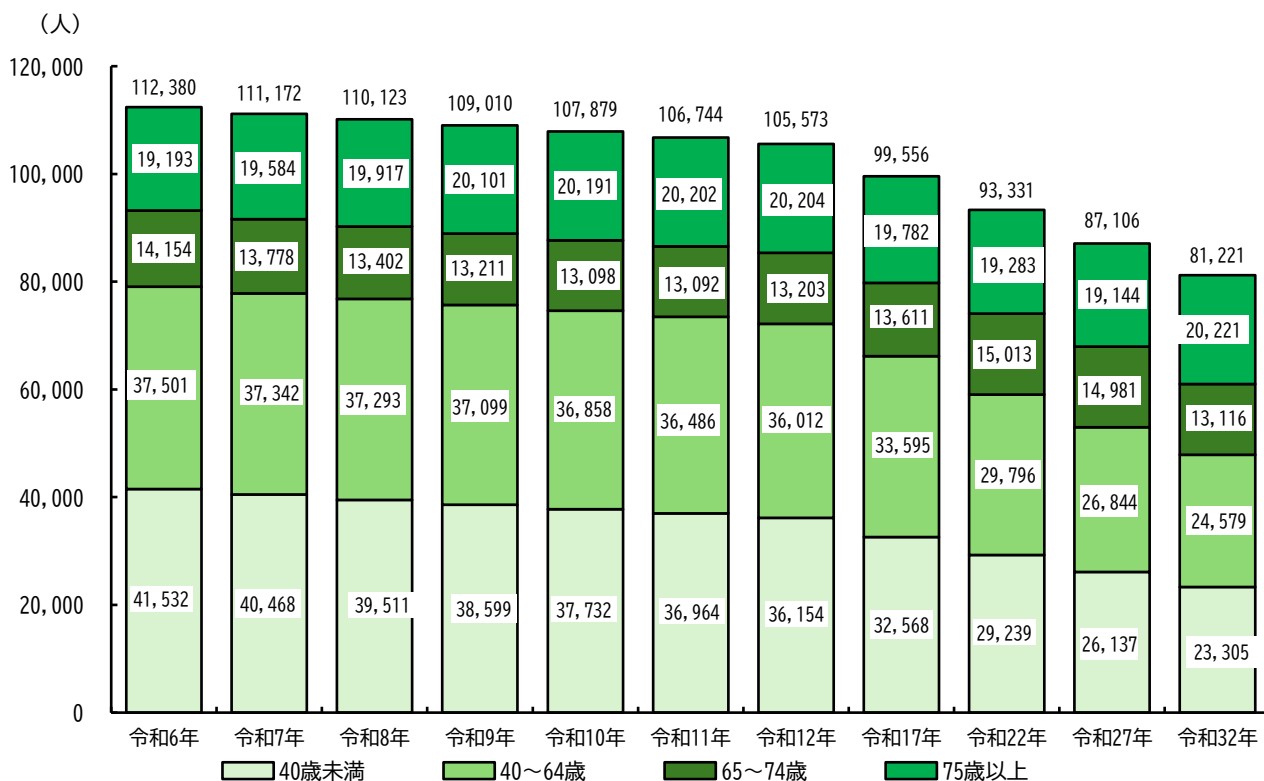
5 計画の枠組み

(1) 推計人口

本市の総人口は、計画期間となる令和9年から令和11年にかけて、減少傾向で推移する見込みです。65歳以上の高齢者人口は、ほぼ横ばいで推移する予定です。

■図表：推計人口

区分		令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年	令和 32年
総人口 (A)	人	112,380	111,172	110,123	109,010	107,879	106,744	105,573	99,556	93,331	87,106	81,221
40歳未満	人	41,532	40,468	39,511	38,599	37,732	36,964	36,154	32,568	29,239	26,137	23,305
40～64歳	人	37,501	37,342	37,293	37,099	36,858	36,486	36,012	33,595	29,796	26,844	24,579
65歳以上 (B)	人	33,347	33,362	33,319	33,312	33,289	33,294	33,407	33,393	34,296	34,125	33,337
65～69歳	人	6,746	6,705	6,611	6,660	6,684	6,663	6,800	7,114	8,212	7,140	6,291
70～74歳	人	7,408	7,073	6,791	6,551	6,414	6,429	6,403	6,497	6,801	7,841	6,825
75～79歳	人	6,972	7,443	7,976	7,783	7,413	6,847	6,534	5,936	6,043	6,322	7,271
80～84歳	人	5,686	5,475	5,102	5,287	5,600	6,042	6,450	5,624	5,128	5,234	5,458
85～89歳	人	3,675	3,785	3,852	3,991	4,109	4,295	4,120	4,878	4,222	3,870	3,982
90歳以上	人	2,860	2,881	2,987	3,040	3,069	3,018	3,100	3,344	3,890	3,718	3,510
65～74歳	人	14,154	13,778	13,402	13,211	13,098	13,092	13,203	13,611	15,013	14,981	13,116
75歳以上 (C)	人	19,193	19,584	19,917	20,101	20,191	20,202	20,204	19,782	19,283	19,144	20,221
高齢化率 (B)/(A)	%	29.7	30.0	30.3	30.6	30.9	31.2	31.6	33.5	36.7	39.2	41.0
後期高齢化率 (C)/(A)	%	17.1	17.6	18.1	18.4	18.7	18.9	19.1	19.9	20.7	22.0	24.9

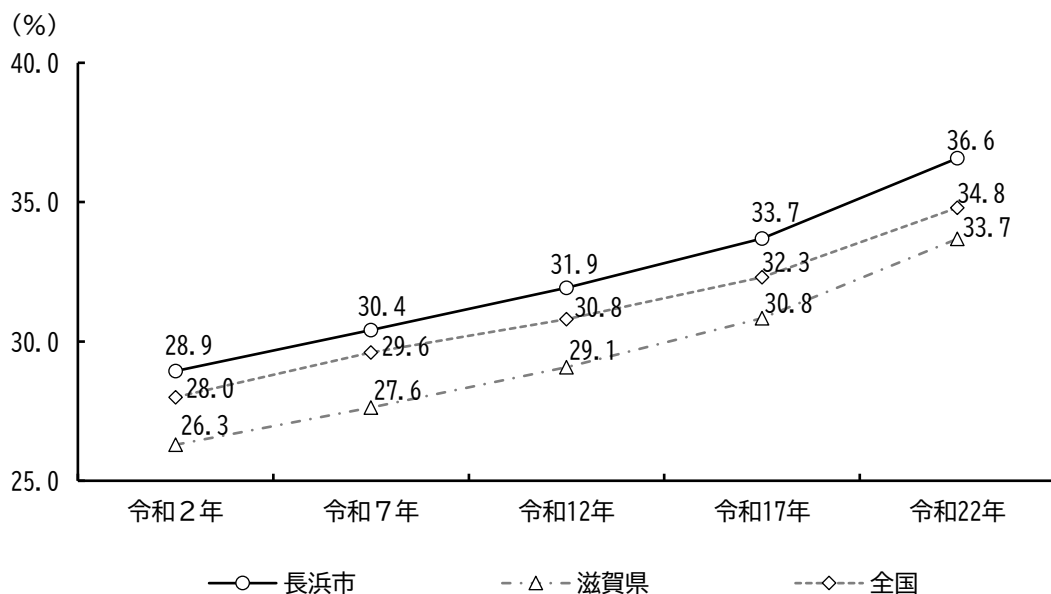


出典：令和6年、令和7年は9月末の住民基本台帳人口。令和8年以降は推計結果

(2) 高齢化率

本市の高齢化率は、上昇傾向にあり、令和12年以降も上昇するものと見込まれます。なお、高齢化率、後期高齢化率は、全国よりも高い水準で推移することが見込まれています。

■図表：高齢化率



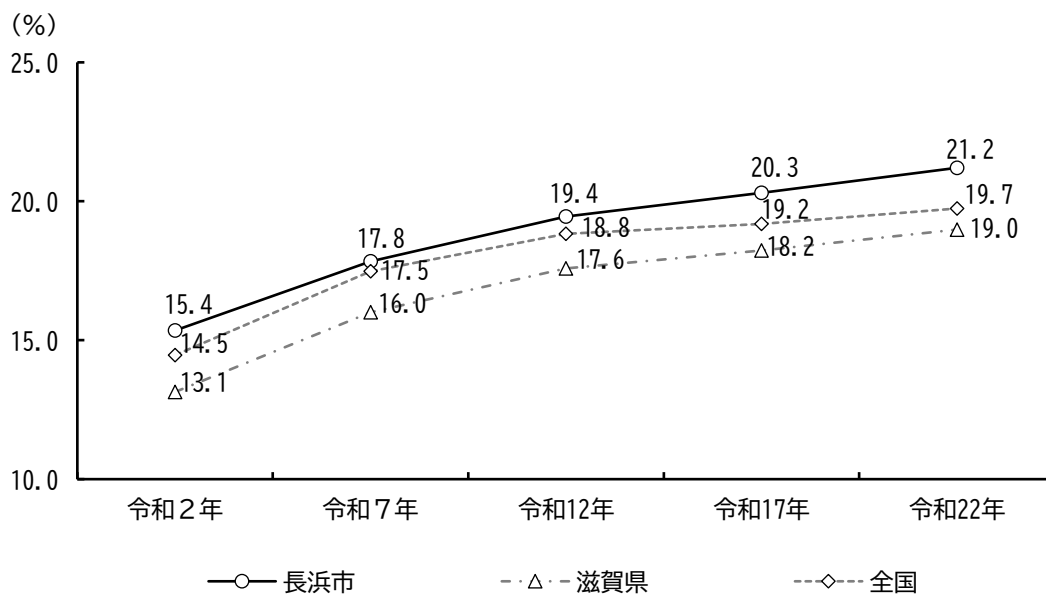
出典：令和2年は総務省「国勢調査」

長浜市：令和7年以降は推計値

滋賀県：令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

全国：令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

■図表：後期高齢化率



出典：令和2年は総務省「国勢調査」

長浜市：令和7年以降は推計値

滋賀県：令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

全国：令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

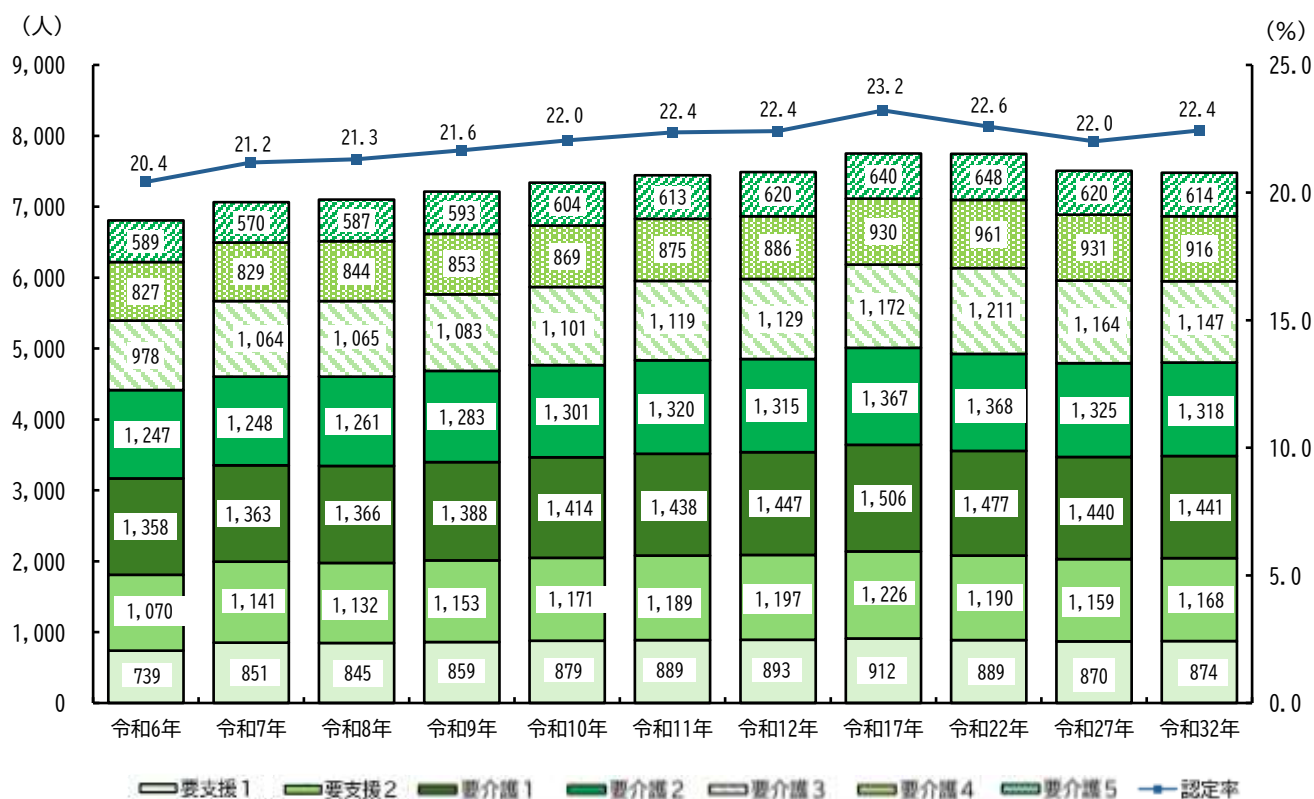
(3) 要支援・要介護認定者数・認定率

本市の要支援・要介護認定者数は、後期高齢者数の増加等に伴い、本計画期間中は増加傾向で推移するものと見込まれます。

■図表：要支援・要介護認定者数の見込み

区分		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
総人口	人	112,380	111,172	110,123	109,010	107,879	106,744	105,573	99,556	93,331	87,106	81,221
第1号被保険者	人	33,347	33,362	33,319	33,312	33,289	33,294	33,407	33,393	34,296	34,125	33,337
前期高齢者（65～74 歳）	人	14,154	13,778	13,402	13,211	13,098	13,092	13,203	13,611	15,013	14,981	13,116
第1号被保険者構成比	%	42.4	41.3	40.2	39.7	39.3	39.3	39.5	40.8	43.8	43.9	39.3
後期高齢者（75 歳以上）	人	19,193	19,584	19,917	20,101	20,191	20,202	20,204	19,782	19,283	19,144	20,221
第1号被保険者構成比	%	57.6	58.7	59.8	60.3	60.7	60.7	60.5	59.2	56.2	56.1	60.7
要支援・要介護認定者数	人	6,808	7,066	7,100	7,212	7,339	7,443	7,487	7,753	7,744	7,509	7,478
要支援1	人	739	851	845	859	879	889	893	912	889	870	874
要支援2	人	1,070	1,141	1,132	1,153	1,171	1,189	1,197	1,226	1,190	1,159	1,168
要介護1	人	1,358	1,363	1,366	1,388	1,414	1,438	1,447	1,506	1,477	1,440	1,441
要介護2	人	1,247	1,248	1,261	1,283	1,301	1,320	1,315	1,367	1,368	1,325	1,318
要介護3	人	978	1,064	1,065	1,083	1,101	1,119	1,129	1,172	1,211	1,164	1,147
要介護4	人	827	829	844	853	869	875	886	930	961	931	916
要介護5	人	589	570	587	593	604	613	620	640	648	620	614
要支援・要介護認定率	%	20.4	21.2	21.3	21.6	22.0	22.4	22.4	23.2	22.6	22.0	22.4

※要支援・要介護認定者数は第2号被保険者を含む。



出典：令和6年、令和7年は9月末の住民基本台帳人口。令和8年以降は推計結果

6 第9期計画の評価と第10期に向けた課題

第9期計画期間中の主な取組の概況と、高齢者を取り巻く現状や、実態調査結果に基づく課題は次のとおりです。

① 地域で支え合う体制・ネットワークの強化

高齢者の人口動向をみると、市全域の総人口が減少していく一方で、65歳以上の人口は、ほぼ横ばいで推移します。また、今後、生産年齢人口が年々減少するため、高齢化率が年々高くなります。高齢者人口の増加と生産年齢人口(65歳未満)の減少が同時に進行することから、圏域ごとの人口動態や世帯構成に応じた、地域のつながりで支え合う体制整備が必要です。

要介護(要支援)認定者数・認定率の推移をみると、要介護認定者数は、計画期間中は増加しますが、令和17年をピークにその後は減少する傾向にあります。また、要介護認定率は、令和32年まで23%前後を横ばいで推移します。要介護認定者数の増加に備えた介護サービスの供給体制整備が必要です。

世帯状況について、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が30.5%と最も多く、次いで「息子や娘との2世帯」が23.8%、「1人暮らし」が20.2%という構成になっています。世帯構成の単身化、夫婦のみ世帯の増加に伴い、家族内の支援が難しくなった場合、既存の地域組織や専門機関のネットワークを効果的に結びつけ、孤立を防止する体制整備が必要です。

② 地域の居場所づくり

就労状況について、「引退した」が41.0%と最も高いものの、「常勤(フルタイム)」、「非常勤(パート・アルバイト等)」、「農業」、「自営業」を合わせると44.4%となり、高齢者になっても就労している割合が高くなっています。

一方、住民主体の活動への参加状況について、住民主体の活動に企画・運営(お世話役)をしたくない人が増え、参加者としても、参加したくない人の割合が増えており、地域活動への参加率、参加意向は低くなりつつあります。地域活動は、従来型のサロン活動に加え、インターネットを活用したつながりや多世代が交流できる居場所等、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、個々の能力を活かす「通しやすい」居場所が必要です。

③ 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

日ごろ生活する中で、不安に思っていることについて、「病気など健康状態が悪くなった時のこと」が67.9%と最も高く、次いで「買い物など日常生活ができなくなること」が31.2%、「自分以外の家族の将来、生活のこと」が26.4%となっています。運動機能の低下や健康リスクが懸念され、重症化予防にむけたフレイル予防のための転倒予防教室等の普及や効果的な健康づくり事業の推進が必要です。

また、高齢化が進む中、生産年齢人口の減少による介護人材不足が加速すること、また介護保険サービス利用による給付費の増加が予想される中で、高齢者自身が要介護状態とならないよう取り組むこと、また買い物等日常生活で支援が必要となった場合に「介護サービス」に頼らない支援体制を整えることが必要です。

外出時の移動手段について、「自動車(自分で運転)」が72.3%と圧倒的に多いです。自動車運転への依存度が高く、免許返納後や移動手段がなくなった際の外出支援・健康維持の仕組みが必要です。

人生の最期の段階における療養場所の希望は、自宅が最も多く、次いで病院などの医療機関となっていますが、自宅での療養を困難とする要因として、「介護する家族の負担増」が70.0%、「急な症状悪化時の対応」が51.9%、「入院の可否への懸念」が37.4%等が上位に挙がっています。自宅での看取りを希望する一方で、不安も強く、医療・看護・介護の連携強化が必要です。

④ 相談・支援体制の強化

地域包括支援センターの認知度について、「利用したことがある」「知っているが利用したことはない」等の“知っている”人が、61.3%となっています。前回の調査は56.5%であり、相談窓口である地域包括支援センターの利用度、認知度は上昇しています。複雑・複合化した課題に対応するための重層的支援体制の構築と、地域住民に相談窓口としてのさらなる周知が必要です。

また、家族や友人・知人以外の相談相手について、「医療関係者」が32.6%、「地域包括支援センター・市役所」が16.5%となっていますが、「そのような人がいない」と答えた人の割合が32.4%と一定数あり、困り事を発信することと相談窓口の周知が必要です。

⑤ 高齢者の人権尊重・保護

世帯構成の変化や少子化により、財産管理を担える家族、親族がいない高齢者が増えることが予測され、成年後見制度をはじめとする各種制度と支援体制の強化が必要です。

頼れる身寄りのない高齢者や相談相手のいない高齢者、1人暮らしの高齢者が、認知機能低下時などの財産管理や身元保証や事務的代理支援を行う体制整備が必要です。

⑥ 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

認知症に対してのイメージについて、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」が42.7%、「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」が42.1%とイメージが二分化しています。認知症についての正しい理解に向けた啓発や認知症のある人やその家族に対する施策を充実する必要があります。

⑦ 介護・福祉人材確保に向けた支援

人材確保・定着に関する課題について、介護サービス事業所への実態調査では、「今の介護報酬では、人材確保・定着のために十分な賃金が払えない」が66.0%と最も高く、次いで「良質な人材確保が難しい」が56.6%、「介護の職場から離れて、他の業界に転職する者が多い」が28.3%となっています。こうした状況を踏まえ、処遇改善と離職防止の両面からの支援体制を構築する必要があります。あわせて、介護人材の不足が一層深刻化する中、外国人材やシニア人材、介護未経験者等の多様な担い手の参入を促進するなど、総合的な介護人材確保対策を講じることが必要です。

⑧ 適切な介護保険制度の運営

令和22（2040）年に向けて高齢者人口が増加し介護ニーズが増大する中、介護予防・重度化防止を推進して給付費の伸びを抑制することが必要です。また、保険者機能の強化の観点から、データ分析に基づく計画策定と施策の実施状況の点検・継続的な改善を行い、ケアプラン点検等の給付適正化を進める必要があります。あわせて、介護人材の状況や地域のサービス提供体制を踏まえた計画的なサービス基盤の整備への支援体制と、低所得者に配慮した保険料設定により、持続可能な制度運営を図ることが必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、多くの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けたいと願い、健康づくりや社会活動に意欲的に取り組んでいます。その一方で、一人暮らしや高齢者のみで生活を営む世帯が多く、将来の健康状態の悪化や介護が必要になった際の不安は切実なものとなっています。たとえ心身に衰えを感じる時期にあっても、家族に負担をかけすぎることなく、地域の温かな見守りや日常的な支え合いを実感できる環境が求められています。

日常生活を支える細かな困りごとへの支援や、重度の介護が必要となった際の安心できる住まいの確保は、多くの市民が抱く共通の願いです。誰もが人生の最期まで尊厳を保ち、地域の多様な主体が手を取り合って温もりを感じながら共に生きることで、誰もが安心して「いきいき」と暮らせる社会の実現を目指すため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

みんなで支え合い いきいきと暮らせる
あたたかな長寿福祉のまち

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、次の5つの基本目標を設定して施策を推進します。

- ① 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備
- ② 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり
- ③ 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進
- ④ 認知症のある人が共生できる地域社会の推進
- ⑤ 持続可能な介護保険制度の運営

(1) 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢者をはじめ、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や支援者、団体、企業などが相互に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備します。

地域のネットワークの連携強化や担い手の育成、福祉意識の醸成など「地域で支え合う体制・ネットワークの強化」、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、生活環境の充実や災害時・緊急時の安全対策など「安心安全な住まい・生活環境の整備」、誰もが気軽に立ち寄り交流を深められる「地域の居場所づくり」に取り組みます。

(2) 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

市民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができる期間である、健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことや、多様な活動を通じて社会との関わりを継続することを支援します。

社会の中で役割を持ち、意欲的な社会参加を支援する「高齢者の活動支援・生きがいづくり」、国の指針や、保健事業と一体的に進める「健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進」に取り組みます。

(3) 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が人生の最期まで住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けることを可能とするため、医療、介護、生活支援が一体的かつ継続的に提供される体制づくりをさらに深化させます。

生活を支える様々なサービスの確保や、多職種間のスムーズな情報共有と連携など「在宅生活を支えるサービスの充実」、地域包括支援センターの機能を強化し、複雑・複合化した課題に対応する「相談・支援体制の強化」、権利擁護の推進とともに、新たに課題となっている頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制を構築する「高齢者の人権尊重・保護」に取り組みます。

(4) 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

これからの認知症施策は、「誰もが認知症になり得る」という前提に立ち、市民一人ひとりが認知症を自らの課題（自分ごと）として正しく理解することから始まります。認知症の人を「支えられる対象」としてだけでなく、「共に地域社会を創る主体」として尊重し、本人の声を起点として施策を推進していくことが重要です。

そのため、誰もが認知症を自らの課題として捉え、正しい知識を深められるよう、認知症への理解促進を図る普及啓発や、本人による情報発信の支援といった「認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進」に取り組みます。あわせて、本人が地域活動等を通じて役割や生きがいを持ち、自分らしく活躍できるよう支援しつつ、意思決定支援の推進や、家族負担を軽減するサービスの充実など、「認知症のある人と家族等を支える取組の充実」を図ります。また、早期発見・早期対応に向けた医療と介護の連携強化や、身近な相談体制の整備など、「認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実」を図り、さらに認知症バリアフリーの推進・地域のネットワークによる見守り活動を通じて、「認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり」に取り組みます。

(5) 持続可能な介護保険制度の運営

高齢者人口が高止まりを続ける中、それを支える現役世代が急激に減少していくことが見込まれており、介護サービス費の増大や介護人材不足が深刻な課題です。介護を担う人材の安定的な確保・育成や、職場環境の改善による負担軽減を図るとともに、保険者として将来にわたって安定した介護保険制度の適切な運営を推進します。

介護保険制度についての周知・啓発の機会の確保など市民の正しい制度理解の促進を行いつつ、介護現場の職場環境の改善や不足している介護人材の確保・定着、質の向上を図る「介護・福祉人材確保に向けた支援」、「適切な介護サービス」の確保やケアプランの点検・指導を行います。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[基本施策]

みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたかな長寿福祉のまち

1
地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

1 地域で支えあう体制・ネットワークの強化

- (1) 地域におけるネットワークの連携強化
- (2) 地域福祉活動の担い手の育成
- (3) 生活支援体制整備の推進
- (4) 福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

2 安心安全な住まい・生活環境の整備

- (1) 高齢者の生活環境の充実
- (2) 災害時・緊急時の安全対策の充実

3 地域の居場所づくり

- (1) 地域の居場所の整備の推進

2
市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

1 高齢者の活動支援・生きがいづくり

- (1) 社会参加の促進

2 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

- (1) 健康づくり・介護予防の推進
- (2) 健康づくり・介護予防の取組への支援
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 【新規】

3
安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

1 在宅生活を支えるサービスの充実

- (1) 自立生活支援サービスの確保
- (2) 在宅医療・介護連携の推進

2 相談・支援体制の強化

- (1) 地域包括支援センターの充実

3 高齢者の人権尊重・保護

- (1) 権利擁護・成年後見制度の利用促進
- (2) 高齢者虐待の防止と対応
- (3) 頼れる身寄りのない高齢者への支援体制の構築 【新規】

4
認知症のある人が共生できる地域社会の推進
【長浜市認知症施策推進計画】

1 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進

- (1) 認知症の普及・啓発の推進

2 認知症のある人と家族等を支える取組の充実

- (1) 認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進
- (2) 意思決定への支援と権利利益の保護

3 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実

- (1) 認知症予防の推進
- (2) 早期発見・早期対応のための相談体制の充実

4 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

- (1) 認知症バリアフリーのまちづくり
- (2) 認知症のある人の安心・安全対策

5
持続可能な介護保険制度の運営

1 介護・福祉人材確保に向けた支援

- (1) 多様な介護人材の確保
- (2) 介護人材の定着促進

2 適切な介護サービスの確保

- (1) 介護サービスの確保
- (2) 介護給付適正化の取組

4 成果の達成状況の評価指標

本計画の基本理念を最終的に目指す姿（最終アウトカム）に据え、その達成に至る過程の成果（中間アウトカム、初期アウトカム）と、その達成状況を評価するための指標（アンケート調査などにより、数値で分かりやすく成果が示されるもの）を、第9期計画を踏襲し、5つの基本目標ごとに設定しました。施策が目標とする成果を達成するに至るまでの「こうしたら（活動の結果＝アウトプット）」「こうなった（結果から得た成果＝アウトカム）」という論理的な関係を体系的に図式化したものをロジックモデルといい、本計画の施策体系は、このロジックモデルの考え方に基づいて構成されています。アウトカムは一つの事業・施策の実施により達成されるものではなく、複数の事業・施策の結果として得られる姿を現します。目標の達成に向けて位置づけている事業や施策を着実に推進し、目指す姿に到達できるように取り組んでいきます。

最終アウトカム	指標
みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち	



アウトカム		指標
中間	初期	
多様な地域のつながりの中で住民が主体となって支え合う風土が醸成され、地域を中心とした社会全体で支える体制が整備されている		
	多様なつながりで継続して支え合う仕組み・体制ができている	
	住み慣れた地域で安心して暮らせるための住まい・環境が整っている	
	近くて気軽に集える、多様な地域の居場所がある	
介護予防、重症化予防等の取組や社会参加の推進と自立生活支援サービスの両輪を充実し、高齢者が生きがいを見つけ、できるだけ長く地域で自立し、いきいきとした生活が実現できている		
	生きがい・外出の楽しみがあり、社会の中で役割を持つ高齢者が増える	

アウトカム		指標
中間	初期	
	介護予防、病気の重症化予防の取組を行い、健康づくりへの意識が高まって、取組が継続できている	

アウトカム		指標
中間	初期	
多様な地域福祉ニーズや複雑・複合化する課題に対応すべく、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が連携した地域包括ケアシステムが推進されている		
	本人が希望する住まいで生活できるサービスや介護者の負担を軽減できる仕組みが充実し、適切に提供されている	
	気軽に相談できて必要な支援につながる体制がある	
	高齢者の人権が尊重され、尊厳ある生活を守るための体制がある	
「予防」と「共生」の施策充実を図り、認知症のある人とともに安心して生活できる地域となっている		
	認知症の理解が市民の多くに浸透している	
	地域の身近なところで専門チーム等による必要な支援・サービスを受けられる体制が整っている	
	認知症のある人への地域の見守り体制があり、認知症のある人が社会での役割を持ち、自分らしく生活できる	
高齢者・後期高齢者が増加する中、制度が周知され、サービスが適切に利用され、持続可能な給付体制が整っている		
	制度や事業等のわかりやすい情報が市民に届き、正しい理解がされている	
	福祉の人材が確保・育成され、働きやすい職場環境が整えられている	
	必要なケアプラン点検や指導等が実施できている	
	適切にサービスが利用され、それに見合った保険料が定められている	

第 4 章

施策の展開

1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

1. 地域で支え合う体制・ネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの連携強化

【現状と課題】

地域で暮らすすべての人が、さまざまな形で周囲とつながりを持ち、身近な生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークづくりと連携の強化に取り組んできました。具体的には、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターといった関係団体同士、さらには関係団体と地域組織・住民とが、共通する課題について話し合い、協働していく取組を積極的に進めています。

地域福祉の担い手が十分とは言えない中、地域課題は複雑化し、増加していることから、今後も関係団体との連携やネットワークづくりを一層進めていく必要があります。

【施策の方向性】

○福祉関係機関をはじめ、NPO、民間企業、地域住民など多様な主体が相互に連携し、重層的に支え合う体制づくり（地域共生社会の実現）を推進します。

○個人に対する支援を通して、地域の課題を抽出し、地域づくりへとつなげる仕組みづくりに取り組めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	民生委員・児童委員との連携	●民生委員・児童委員活動による見守り等への支援を進め、地域包括支援センター等の専門機関との連携を密にするとともに、地域での見守りや支え合いを促進します。 ●地域の中でひとり暮らしの高齢者等が孤立しないように、民生委員・児童委員による、日常的な見守り、声かけ、個別相談、訪問、ネットワークづくりといった日々の活動の支援を継続します。
2	地域ネットワーク活動の推進	●長浜市社会福祉協議会と連携を図り、市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに、担当する地域福祉コーディネーター（地域連携推進員）を配置し、住民や地域の関係団体とともに地域に応じた福祉活動を推進します。 ●地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や、地域ケア推進会

		議を通して、顔の見える関係づくりや、互いの役割を共有するとともに、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。
3	専門機関の連携強化 【重点】	●地域包括支援センターが自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、生活支援団体や事業所など地域の関係団体とのネットワークを強化し、高齢者の身近な相談窓口として、機能強化を図ります。 ●地域におけるネットワーク強化、地域包括ケアシステムの推進のため、広範囲にわたる活動を行う長浜市社会福祉協議会との連携を強化し、事業の効果的な推進を図ります。 ●居宅介護支援事業所研修会や地域包括支援センター圏域ごとの介護支援専門員会議等を通じて、専門職の情報共有・連携を促進し、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援します。
4	重層的支援体制整備事業	●複雑・複合化する地域のニーズに対応するため、属性や世代を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施を通し、関係組織や機関と連携を強化し、包括的で断らない支援体制の構築を目指します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
地域包括支援センターと地域団体等のネットワーク活動の件数（件）				

（２）地域福祉活動の担い手の育成

【現状と課題】

地域のさまざまな活動を維持・活性化し、複雑化する地域課題に対応していくには、幅広い世代の担い手育成が欠かせません。こうしたなか、高齢者がこれまで培った能力や経験を発揮し、地域において支え合い・助け合いの担い手として活躍できるよう、活動の企画や支援に取り組んでいます。

コロナ禍を経て、活動が停滞したままの地域も少なくありません。実態調査においても、住民主体のグループ活動について、参加者、企画・運営（お世話役）のいずれの立場でも「参加したくない」と回答とする人が増加しています。就業を続ける高齢者の増加、価値観の多様化等の背景がある中ですが、長浜市社会福祉協議会と連携しながら、活動の再活性化とあわせて、担い手の育成に向けた企画の実施や周知・広報を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

○地域福祉計画に基づき、多世代を対象として、地域の福祉活動のほか、まちづくりや地域づくりに携わる人材の育成を通して、地域全体で支え合う基盤を構築します。

○ボランティア活動に加え、就労的社会参加や有償ボランティアなど、高齢者の意欲やライフスタイルに応じた多様な活躍の場を提供などの支援を行います。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域福祉の担い手づくり	●長浜市地域福祉計画に基づき、住民や関係団体・民間事業所、長浜市社会福祉協議会等との連携により、地域福祉を担う人材の発掘・確保・育成を図ります。具体的には、ボランティア養成講座の開催や、福祉委員活動への支援等を通じて、次世代を含む多様な担い手の育成を進めます。
2	就労的社会参加や有償ボランティア等を通じたアクティブシニアの活躍推進	●高齢者が個々の能力、経験を発揮し、地域活動に積極的に参画できる環境を支援します。 ●高齢者が働くことを通じて社会参加の喜びを得るとともに、自身の健康の維持増進（フレイル予防等）につなげていくため、シルバー人材センターの活動支援を継続するほか、有償ボランティアや短時間就労など、多様な形で社会参加を促進します。
3	住民主体の活動団体への働きかけ	●長浜市社会福祉協議会と連携し、サロン等通いの場の創設・継続支援、また生活支援コーディネーターによる支援を通して、地域資源の開発・活用による担い手育成に取り組めます。 ●地域活動の取組を広げ、充実させるために長浜市社会福祉協議会が実施する福祉講座や活動団体交流会、地域福祉懇談会への支援を行い、地域ごとの課題やニーズに沿った福祉活動の推進を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
長浜市社会福祉協議会に登録されるボランティア活動団体数（団体）				
福祉委員活動取組自治会数（団体）				

（3）生活支援体制整備の推進

【現状と課題】

生活支援体制整備事業では、関係者どうしの情報共有を図り、住民が主体となる支え合い活動を継続・拡大していくため、市全体を対象とする第1層と、地区社会福祉協議会の15区域ごとの第2層に、それぞれ協議の場を設けています。

この取組の要となるのが、生活支援コーディネーター（長浜市社会福祉協議会へ委託）です。地域の関係者と対話を重ねながら、地域のニーズや社会資源を掘り起こし、ニーズとサービスを結びつけたり、新たなサービスを生み出すといった重要な役割を担い、精力的に活動を進めています。

本市は市域が広く、15の区域ごとにニーズや実情が異なります。今後も地域に寄り添いながら、それぞれの地域に合った支援や、活動団体の立ち上げ・育成に、引き続き取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- 地域ごとに異なる課題や支援ニーズを把握し、地域の実情に応じた新たな地域資源の創出や生活支援団体の立ち上げに取り組めます。
- 中山間地域等を含め、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、関係機関と連携した生活支援体制の構築を推進します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	生活支援コーディネーターの活動促進	●長浜市社会福祉協議会と連携し、市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の抽出・問題提起を図り、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」や「支援ニーズと取組のマッチング」、「地域資源の創出」が進められるよう、地域の実情に合わせた支援を行います。 また、市と生活支援コーディネーターとの定例会を継続的に開催し、進捗状況の確認や、地域資源、地域課題の共有を図ります。
2	生活支援ボランティア団体の育成 【重点】	●生活支援コーディネーターと連携し、地域のニーズと資源状況のマッチングを図ります。生活上の困りごと支援、見守り活動、買い物、通院支援、傾聴など、地域課題に直結する支え合い活動を推進するボランティア団体の育成・運営支援を行います。
3	中山間地域等における生活支援体制の構築	●買い物等や移動の日常生活支援ニーズが高い中山間地域等において、地域住民が主体となった支え合い活動が展開できるよう支援します。移動販売事業者や地域のボランティア等との連携を促進し、地域特性に合わせた持続可能な生活支援体制の構築を目指します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和 7 年	令和 9 年	令和 1 0 年	令和 1 1 年	
生活支援コーディネーター活動件数					
活動している生活支援ボランティア 団体件数					

(4) 福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

【現状と課題】

互いを尊重し、認め合い、支え合う思いやりの心が育まれるよう、幼小期から高齢期まで、生涯にわたるあらゆるライフステージにおいて、多様な研修や事業を通じた啓発・広報に取り組んでいます。

なかでも、認知症への理解を深める絵本教室や、職場体験による福祉学習など、教育委員会と連携して小中学生を対象に行う事業は、着実に定着しつつあります。

こうした取組を今後も続けていくとともに、周知・広報にあたっては、情報が確実に市民へ届くことが欠かせません。高齢者層にもインターネットやSNS利用の普及が進んでいるものの、必要な情報の入手先としては依然として市の広報や新聞雑誌、ラジオ・テレビといった媒体の占める割合が高い実情があります。受け手の特性に応じて複数の媒体による効果的な発信に努める必要があります。

【施策の方向性】

- 地域福祉計画に基づき、さまざまな年代が福祉に対する意識を高める機会を持てるよう、取組を進めます。
- 市民が必要な福祉情報に確実にアクセスできるよう、多様な媒体（広報誌、SNS、身近な民間施設等）を活用した効果的な広報・啓発を展開します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	福祉に対する意識の醸成	●長浜市地域福祉計画に基づき、地域福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し助け合いの意識の醸成を図ります。 また、福祉に関する制度や支援情報が市民に確実に行き届くよう、市の広報誌やホームページ、SNSといった多様な媒体を活用するとともに、自治会や地域の身近な店舗等とも連携し、対象者の特性に応じた効果的な情報発信・啓発に努めます。
2	学校教育における福祉教育の推進 【重点】	●市教育委員会、学校と連携し、総合的な学習（探究）の時間の学習等を通して、子どもの発達段階に応じた、早い時期からの福祉意識の醸成を図ります。 さらに、未来の地域福祉を支える担い手育成の観点から、介護・福祉現場への理解を深めるため、中学生等の職場体験や各種実習の受け入れ協力を継続・推進します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
認知症の絵本教室を実施した小中学校の割合（実施学校数/全学校数）				

2. 安心安全な住まい・生活環境の整備

(1) 高齢者の生活環境の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険などの制度に基づく支援に組み合わせる形で、インフォーマルなサービスの活用と充実が不可欠となっています。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、過疎化の進行などにより、日々の買い物や外出時の移動に苦労される人が増えてきています。実態調査でも、今後必要な支援として「病院等への送迎」が32.4%、「買い物の支援」が26.8%と高く、移動・買い物への不安がうかがえます。

現在、多くの事業者の協力を得ながら、生活情報をとりまとめた冊子の発行や、民間事業者との協定に基づく買い物支援の移動販売車の運行といった取組を行っており、さらなる内容の充実を図っていきます。

また、地域包括ケアシステムを構成する要素であり、生活の基盤でもある「住まい」はたいへん重要なものです。住宅内のバリアフリー化など、住宅と福祉とが連携した適切な支援が必要となっています。頼れる身寄りがない高齢者の増加も見込まれる中、地域共生社会の観点からも、住まいと生活の一体的な支援が重要になっています。

【施策の方向性】

○移動、買い物、住まい、デジタル化対応といった、日常生活により密着した多様なニーズに対する支援に取組みます。

○デジタルに不慣れな高齢者への配慮を含めた多様な情報発信と、独居高齢者の見守り・孤立防止対策を進め、地域とのつながりを支えます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	日常生活でのデジタル活用の促進	●高齢者自身が身近にスマートフォンなどのデジタルツールを活用できるよう、操作方法やインターネット・アプリの使い方などを学べる機会を民間事業所等と協働して進めます。
2	生活支援情報の発信	●日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集したパンフレット「ながはまお助け帳」の更新や配布、市ホームページ等での公開を行うことで、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援します。
3	移動支援の充実	●生活支援ボランティア団体による、買い物や通院等、日常生活での移動支援が促進されるよう、団体の立ち上げや持続可能な運営を支援します。 ●支え合いの地域づくり推進委員会において、移動・外出支援をはじめとする様々な地域課題の共有と支援策の検討を行い、市内他地域への展開を図ります。
4	高齢者にやさしい	●長浜市地域公共交通計画に基づき、引き続き地域公共交通の維持に

	交通環境の確保	努めるとともに、高齢者が利用しやすい地域交通の運用改善や周知啓発・利用促進を図ります。 ●医療機関への受診等が円滑に行える環境を整備するため、路線バスやデマンドタクシー等の運行を支援し、移動手段としての地域公共交通を確保します。
5	買い物支援を通じた地域コミュニティの醸成【重点】	●日々の買い物に不便な地域を中心に展開する民間事業者による移動販売事業が持続的な取組みとなるよう、事業の周知広報や関係機関が協働しての運用改善を進めます。 ●図書館書籍の返却受付や、移動販売の利用時における見守り活動等、買い物支援事業を通じたサービスの向上、地域の居場所・コミュニティの醸成を図ります。
6	民間施設や居住支援法人等との連携による居住支援の充実	●住宅と福祉の両面から、介護が必要な高齢者の住まい対策を総合的に進め、高齢者が住み慣れた住宅で日常生活を送り続けることができるよう支援します。 ●市営住宅については、高齢者やしょうがいのある人の安心、安全に配慮した住宅改善・バリアフリー化に努めます。 ●居住支援協議会や居住支援法人等と連携し、入居が困難とされる高齢者の住居確保を進めるとともに、改正住宅セーフティネット法に基づき入居後の安否確認、見守り等を実施する「居住サポート住宅」の認定を促進します。
7	バリアフリー化の推進	●安全で快適なバリアフリー化及びユニバーサルデザインに配慮した施設整備、住環境の向上を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
「ながはまお助け帳」に掲載の事業者数(件)				
民間事業者による移動店舗（販売車両）の運行地域数				

(2) 災害時・緊急時の安全対策の充実

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、高齢者が交通事故や消費者被害をはじめとする各種犯罪の被害に遭う件数も増えており、関係機関が連携・協働しながら、意識の啓発や相談対応にあたっています。

本市では「避難支援・見守り支えあい制度」を進めており、登録者は1,600人あまりにのぼります。一方で実態調査では、災害時に「避難できるか不安」「支援がないと避難できない」と感じる高齢者は少なくなく、日ごろの備えと支援体制の充実が求められています。

災害対策基本法の改正により、心身の状況や社会的な状況などを考慮し、避難時における危険性が高い人について、「個別避難計画」を作成することが、自治体の努力義務と位置付けられています。本市では令和4年度から同計画の作成に着手しており、今後も優先順位をつけながら作成を進めていく必要があります。

また、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症のまん延対策に加え、近年常態化しつつある猛暑に伴う熱中症、多発化・深刻化する高齢者を標的にした悪質な消費者被害への対応も欠かせません。いずれも平時からの体制整備と市民への十分な啓発に取り組んでいくことが必要になっています。

【施策の方向性】

- 安心安全に地域で生活できるよう、災害や各種感染症、交通事故など、高齢者の身に危険を及ぼす危機に対する取組を進めます。
- これらの取組が、普段からの見守りにつながるよう、地域の関係者や民間事業者等、関係団体と連携を図ります。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域による要配慮者の避難支援体制の整備の支援と個別避難計画策定の推進【重点】	●「避難支援・見守り支えあい制度」を必要とする人への周知、啓発を進めます。 ●地域におけるハザードの状況（自然災害により想定される被害の状況）や対象者の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等においてリスクが高い人の「個別避難計画」の作成を、自治会、専門職と連携して計画的に進めます。 ●個別避難計画などを活用した、地域コミュニティの共助による避難支援の取組（実効性のある体制づくり）を推進するとともに、高齢者に向けた防災知識等の普及・啓発及び防災訓練への参加促進に取り組めます。
2	防犯・消費者被害防止対策の推進	●警察や地域組織等と連携した防犯活動を推進するとともに、悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害防止に向けた啓発、および消費生活相談窓口による相談支援体制を強化します。
3	交通安全対策の充実	●地域交通安全活動の取組への支援や、交通安全の啓発に努めます。 ●公共交通の利用促進と交通事故の防止を目的に、運転免許証を自主

		返納された人を対象に、バスまたはデマンドタクシーの回数券等を配付します。
4	各種感染症発生時等に対するセーフティネット機能の構築	●長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、適切な情報の発信やまん延防止対策など、市民の安心につながる総合的な対応を進めます。 ●介護事業所等におけるBCP（業務継続計画）の運用や防災や感染症対策について周知啓発を進めるとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。 ●在宅での暮らしの継続を支援するサービスの提供など、セーフティネット機能を構築します。
5	熱中症対策	●高齢者は特に熱中症のリスクが高いことから、適切な情報の発信や、地域の力、様々な媒体を使った見守りや声かけ等ができる仕組みづくりを進めます。 ●夏期において高齢者等が暑さを避けることができる場所として、公共施設等などを「涼みどころ」として開放します。
6	地域の安心見守り活動推進事業	●地域を見守るネットワークを強化するための市民に対するさりげない見守り活動を、日常業務の範囲内で実施いただける協力（協定提携）事業者を増やしていきます。 ●民間事業者、地域住民、行政、専門機関等が連携し、異変の早期発見から適切な支援へとつなげる「重層的な見守りネットワーク」の構築を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
個別避難計画作成支援介入自治会数				

3. 地域の居場所づくり

(1) 地域の居場所の整備の推進

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、サロンをはじめとする地域に根差した活動は一時停滞を余儀なくされました。開催頻度や参加人数が以前の水準に戻りきっていない団体や、運営そのものを休止・廃止した団体もあります。地域の居場所への参加は、人と人との関わりを保ち、心身の衰え（フレイル）を防ぐ効果も期待できることから、担い手の裾野を広げながら活動を立て直していくことが課題となっています。

従来型のサロンの立ち上げや活性化に加え、価値観と行動様式の多様化から、より身近な場所で気軽に立ち寄れる居場所のニーズも高まっています。市民が主体的に運営・参加する運動のサークルや健康マージャン等の同好の集いの場についても広く周知し、地域の居場所への参加を促していく必要があります。

【施策の方向性】

○高齢者が集い、活動する場への支援を継続するとともに、幅広い世代が集う居場所の周知広報や立ち上げ支援など、多くの方々の居場所への参加につながる取組を進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	身近な場所で集える居場所づくりの推進	●地域の身近な場所で気軽に集い、交流や介護予防ができる居場所づくりを推進するため、地域住民が自主的に実施する活動の立ち上げ支援、運営支援を行います。 ●通いの場の運営者に対し、ICTツールやオンラインを活用した事業等、新興感染症への対応も含め、多様な形での運営を支援します。 ●買い物支援の移動販売の場を居場所ととらえて、住民同士が寄りあえる機会を作ります。
2	多様な世代・主体が交流できる地域共生型の居場所づくり支援	●長浜市地域福祉計画に基づき、関係部署と連携しながら、高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人など、多様な主体が関わりをもてる居場所づくり（地域共生社会の実現に向けた取組）を進め、世代間交流活動を促進します。（こども食堂の支援、多世代交流事業、長浜市社会福祉協議会サロン補助事業、中山間地域支援事業等の活用）
3	人とつながる機会の充実	●市民が主体的に運営・活動する運動や趣味のサークル、同好の集い等の情報を居場所について周知広報し、参加者の増加を図ります。 ●外出が困難な高齢者の自宅を訪問し、人と触れ合う時間を提供する傾聴ボランティア、お話サークルといった活動を、広く紹介し、全市的な孤立防止の取組につなげます。

2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

1. 高齢者の活動支援・生きがいづくり

(1) 社会参加の促進

【現状と課題】

実態調査からは、ボランティア、スポーツ関係、趣味、教養といった各種グループ、高齢者サロンや転倒予防教室などの通いの場、老人クラブのいずれについても「参加していない」人の割合が令和4年度から増加しており、各種活動から遠ざかる人が増えている様子がうかがえます。

年齢を重ねても心身ともに充実した毎日を過ごすには、社会とつながる場に身を置き続けることが欠かせません。市では、こうした機会を提供する老人クラブの活動やシルバー人材センターの事業に対して、補助や運営面での支援を行っています。一方で老人クラブでは、さまざまな要因による会員数の減少と会員の高年齢化が進んでおり、役員をはじめとする後継者の確保が課題となっています。

スポーツや文化面の活動については、それぞれの個別の計画に基づいて事業を進めています。高齢者を中心としたスポーツ・文化・健康福祉の総合的な行事である「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」などのイベント紹介や出場の奨励を通じて、参加への意欲を引き出しています。

市内に7か所ある高齢者福祉センターについては、介護予防活動や交流の拠点として利用者の増加や活性化を図ると同時に、施設の老朽化や社会状況を踏まえ、令和8年度に策定した「高齢者福祉施設個別施設計画」に基づき、適正な機能・配置を図っていきます。

【施策の方向性】

○高齢者の多様なニーズやライフスタイルに応じた社会参加を促進するため、活動拠点の提供や情報発信、意欲を高めるきっかけづくりを推進します。

○趣味や学習を通じた社会参加が、地域を支える活動へと繋がるよう、活動組織への伴走支援を行います。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	高齢者の活動拠点となる場の提供	●高齢者福祉センターは、再編する施設については代替となる活動場所の確保に努めます。維持する施設においては文化教養、介護予防といった高齢者が集い、交流する拠点としての活用を進めます。 ●高齢者福祉センターや文化スポーツ施設、各種サークル活動の情報などを、広報誌やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して広く発信することで、利用者の増加を図ります。
2	地域活動等への社会参加意欲の高揚	●地域の学びの場などにおいて、高齢者の技能や知識、経験を生かした活動や学習機会を充実し、社会の担い手として、いきいきと活躍できる環境の充実を図ります。 ●高齢者のボランティア活動を支援し、生きがいづくりや仲間づくりにつなげます。また、ボランティア養成講座の開催やボランティア

		グループの交流等、高齢者が地域でいきいきと活躍し、地域コミュニティの活性化が図れるよう支援します。
3	高齢者の活動組織の支援	●高齢者の健康保持と生きがいづくり、相互の親睦を支える老人クラブ活動に対し、補助金の交付を行うとともに事務負担の軽減に努め、継続的な活動を支援します。 ●就労機会の促進や生きがいの充実を目指すシルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の持つ活力や経験を活かした活動を継続的に支援することで、介護予防と地域活力の維持・向上を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
市ホームページ高齢者福祉センター紹介ページの閲覧数				

2. 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

(1) 健康づくり・介護予防の推進

【現状と課題】

健康づくりと介護予防を切れ目なく進めるため、サロンなどの通いの場へ専門職が出向いて支援を行うとともに、健診データ等から重症化のおそれが高いと見込まれる高齢者には個別の働きかけを重ねてきました。特に、加齢に伴い心身の活力が低下し、要介護の手前の状態である「フレイル」の予防・早期発見が重要になっています。そのため、運動・口腔・栄養・社会参加といった観点から、保健事業と介護予防を一体的に進めることが重要となっています。

各種健診・検診については、受診率のさらなる引き上げが欠かせず、疾病に関する正確な知識の周知や受診の意義の発信、そして誰もが受診しやすい体制づくりを進めていく必要があります。

また、サロンなどの通いの場に参加していない人や、健康に対し無関心な人々に対する動機づけ、より幅広い住民へ働きかけを広げることが求められます。

【施策の方向性】

○幅広い世代へ介護予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが健康づくりや介護予防のための活動を行えるよう支援します。

○医療・介護・健診データ等を活用し、地域の健康課題の見える化と重症化リスクの高い人への早期介入を行うとともに、民間事業者と協働して多くの人々に届く多様な働きかけを推進します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	フレイルの早期発見・早期対応と正しい知識の普及啓発 【重点】	●介護予防について正しい知識を多様な手法（出前講座等）で普及啓発するとともに、個人や集団での「きょうせ体操」をはじめとする運動を通じた介護予防の取組を進めます。 ●長浜市健康増進計画「健康ながはま 21」、生涯を通じた健康意識向上と運動の習慣化を目指す「長浜市スポーツ推進計画」に基づき、市民が健康のために気軽に取り組める活動を推進します。
2	働く世代からの生活習慣病予防と健康づくり	●長浜市健康増進計画「健康ながはま 21」に基づき、高齢期を迎える前の働く世代からの生活習慣病予防と健康づくりを推進します。 ●医療・介護・健康づくりの各部局、関係機関が緊密に連携するとともに、連携を推進する人材の育成・配置に努めます。
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	●後期高齢者医療被保険者に対し健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見と適切な治療につなげ、被保険者の健康の保持・増進を図ります。 ●後期高齢者に対し、健診結果等に基づき、個別や集団で保健指導や健康教育を行い、循環器疾患予防やフレイル予防を一体的に推進します。
4	民間事業者との協働推進	●民間企業（包括連携協定締結先事業者等）との連携により、ノウハウや人材を活かした効果的な介護予防事業の推進、事業の創出に取り組めます。
5	健康・医療・介護データ等を活用した効果的な保健事業の推進	●健診結果や医療・介護のデータを関係部門が連携して分析し、地域全体の健康課題を把握します。 ●心身の状態や生活の様子を確認する質問票などから、心身の衰え（フレイル）の兆候がある方を早期に把握し、地域の課題に合わせた効果的な介護予防の取組につなげます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
介護予防普及啓発実施回数 （カッコ内は介護予防普及啓発参加人数）				
後期高齢者健診受診率（%）				
一体的実施での集団健康教育後に週1回以上運動をしている人の割合（%）				

(2) 健康づくり・介護予防の取組への支援

【現状と課題】

通いの場を活かした健康教育や出前講座、地域介護予防活動支援事業に取り組んできましたが、通いの場そのものが減少傾向にあり、既存の活動を活性化するとともに、新たな立ち上げを促していくことが求められています。

また、健活チャレンジ事業、転倒予防教室、地域リハビリテーション活動支援事業などでは新規の参加者を呼び込んでいく必要があります。実態調査結果では、高齢者サロンや転倒予防教室などの通いの場に「参加していない」人の割合が令和4年度から15.3ポイント増加しており、活動から遠ざかっている層の広がりがうかがえることから、情報の届け方や活動内容の検討が必要です。

要介護認定を受けた人については、重症化を防ぐ視点を取り入れたケアプランづくりが欠かせず、その担い手である介護支援専門員の資質向上が必要となっています。

【施策の方向性】

○住民主体の通いの場（地域サロンや介護予防活動等）に対し、専門職の関与等を通じて活動が継続・拡充されるよう、活動している通いの場に対し支援します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域サロン活動等の充実	●介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で高齢者の見守り活動、支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ●地域サロン同士のつながりをつくるため、情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる方法の共有を図ります。
2	地域での介護予防活動の充実 【重点】	●地域で介護予防活動に取り組む転倒予防自主グループなどの団体に対して、専門職等の派遣による助言などを行い、活動が継続し拡充されるよう支援します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
地域介護予防通所活動運営補助金 交付団体数（団体）				

2. 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【新規】

【現状と課題】

総合事業は、市が中心となり、地域の実情に応じて多様な主体による多様なサービスを充実させることで、効果的な介護予防を推進するとともに、生活支援サービスの拡充及び担い手の拡大といった地域の支え合い体制づくりを進め、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を可能とすることを目的としています。

本市では平成28年度(2016年度)から総合事業を開始しました。しかし、サービスの提供体制は令和8年4月1日現在で、訪問型サービスA(2か所)、通所型サービスC(3か所)、通所型サービスA(3か所)に縮小しています。また、市において専門職による訪問型サービスCを実施していますが、いずれも利用実績は低調に推移しています。

総合事業についてケアマネジャーからは、サービス提供体制が十分で無いことなどから、現状において活用を進めづらいという意見が多くあがっています。

市では、多様な主体の参画によるサービスの拡充に向け、住民主体型通所サービス(通所B)支援にかかる補助制度を令和8年度から開始しました。

【施策の方向性】

○市民・ケアマネジャー等へ総合事業の周知広報を進め、サービスへの円滑な切り替えを促すとともに、多様な主体の参画による担い手・提供事業者の確保拡大を図ることで、需要と供給のバランスを図りながら利用の増加に向けた取組を丁寧に進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)の推進	●事業の実績や現状の評価・分析を実施したうえで、利用者や事業者のニーズをふまえた見直しの検討を行います。 ●要支援者等の多様なニーズに対応するため、住民主体の支援や民間サービス等を含む多様なサービス類型(訪問型・通所型サービス等)を整備し、地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を効果的に推進します。 ●縮小が進む緩和した基準によるサービス(A型)について、民間事業者等への働きかけを行い、サービス提供事業を増やす取組を進めます。
2	ケアマネジメントの充実	●介護支援専門員等を対象とした研修会の開催や、地域包括支援センターによる支援を通じて、高齢者の自立支援と重症化予防に資する適切なケアプランの作成を推進します。 ●総合事業の多様なサービス(A型・B型・C型等)を本人の状態像に合わせて適切に組み合わせる「自立支援に資するケアマネジメント」の定着を図ります。

3	総合事業・住民主体 型通所サービス（通 所B）・訪問Cの充 実	●生活支援サービスの実施に必要な担い手を増やすため、必要な知識を伝達する従事者養成研修を定期的に開催します。 ●通いの場の運営団体等に対し、補助制度の説明を行いながら住民主体型サービスへ移行や立ち上げ支援を行うとともに事業が長期的に継続できるような運営支援を行います。 ●市域が広く高齢化が進む北部地域においても、地域の実情に応じた住民主体型サービスへの活動が根付く体制づくりを進めます。
---	--	--

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
住民主体型通所サービス事業補助事業実施団体数（力所）				

3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

1. 在宅生活を支えるサービスの充実

(1) 自立生活支援サービスの確保

【現状と課題】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、そして介護にあたる家族等の負担を和らげるためにも、必要なときに適切なサービスが行き渡る体制が欠かせません。あわせて、支援を必要とする人に確実に届くよう、情報提供の充実にも努める必要があります。

高齢者実態調査や在宅介護実態調査では、今の暮らしを維持するために求める身の回りの支援として「除雪」「病院等への送迎」「買い物支援」が上位を占めており、高齢化の進行に伴い、こうしたサービスへの需要は今後も一段と高まると見込まれます。

事業を安定的に継続していくとともに、高齢者のニーズに即した内容の見直しを図り、民間事業者との連携や参入の促進、支援に役立つ各種ＩＣＴサービスについても、情報収集と検討を進めていきます。

【施策の方向性】

○支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、必要な時に適切なサービスを提供し、介護予防や自立支援につながるよう支援します。

○介護者のレスパイト（休息）や仕事と介護の両立（介護離職防止）に向けた支援を行い、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【第10計画での取組】

事業名		事業内容
1	在宅福祉サービスの確保	●自立した在宅生活を支えるために、福祉用具・住宅改修支援事業、見守り配食支援事業、緊急通報システム事業、衛生材料支給事業、理美容サービス事業、屋根雪下ろし補助事業、生活管理指導等短期宿泊事業等のサービスを提供します。 ●高齢者の自立を支援するサービスの充実にあたっては、支える側だけでなく、高齢者自身の負担を軽減し、効率的・効果的なものとなるよう、ＩＣＴなどの利活用を推進します。
2	家族介護者への支援	●介護者等に対して、各種サービスの情報の提供、適切な相談対応、家族介護教室の開催などにより、身体的・精神的負担の軽減を図ります。 ●働きながら介護をする人の増加を見据え、仕事と介護の両立に関する情報提供や啓発に努め、介護離職の防止を支援します。
3	生活支援情報の発信	●日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集したパンフレット「ながはまお助け帳」の更新や配布、市ホームページ等での公開を行うことで、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援します。

		●支援を必要とする高齢者やその家族に、サービス情報がわかりやすく届くよう、窓口・広報・地域包括支援センター等を通じた情報発信を行います。
--	--	--

(2) 在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

高齢化の進展、さらには新たに示された地域医療構想づくりに向けたガイドラインにおいては、医療と介護をともに必要とする高齢者に対して、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想が求められており、「日常療養」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」という各場面を意識した取り組みの充実が求められています。

こうした取組を進めるため、長浜米原地域医療支援センターへの委託により、在宅医療や介護サービスについての情報提供や相談窓口の設置、提供体制のあり方の検討、多職種による研修会・交流会の開催、「びわ湖あさがおネット」をはじめとする情報連携ツールの活用を進めてきました。あわせて、在宅での医療・介護や在宅看取りへの住民理解が深まるよう、出前講座等による啓発にも努めています。

切れ目のない在宅医療・介護を支える体制を充実させるためには、地域の主治医を中心に多職種が連携しながら体制整備を行っていく必要があります。実態調査でも、人生の最期を迎えたい場所として「自宅」を望む声が最も多く挙げられており、その願いを実現するためにも、人生の最終段階におけるケアや在宅看取りへの理解を市民が深める機会を広げていく必要があります。

【施策の方向性】

- 市民が最期まで自分らしく生きるため、在宅医療・介護・看取りに関する知識を深められるよう、あらゆる媒体を通して普及啓発を図ります。
- 市民が安心して在宅医療・介護を選択できるよう、地域の医療と介護関係者が連携し、包括的かつ継続的にサービスを提供するための仕組みづくりを推進します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域住民への普及啓発	●市民に在宅医療・介護に関する知識を普及するため、長浜米原地域医療支援センターのホームページ等で情報発信を行います。 ●自分自身の人生を医療・介護も含めてどのように過ごしていきたいか考え、それを周囲の人に伝えることができる市民が増えるよう、専門職による在宅医療とケア、ACP（人生会議）の出前講座等を行います。
2	在宅看取りの推進	●在宅看取りの現状について情報を集め、医療・介護関係者に発信し、地域で看取りを行うための関係者間の連携が行いやすい関係・体制づくりに努めます。
3	在宅医療と在宅介	●在宅医療と介護を一体的に切れ目なく提供する体制の構築に向けて

	護の連携強化 【重点】	現状把握と必要な情報の収集、課題の把握や分析を行い、長浜米原地域医療支援センター、県と連携を図りながら事業を推進します。 ●医療・介護関係者へ相談窓口を広く周知し、現場が抱える困難事例等への相談支援を行います。 ●高齢者救急、急変時対応、意思決定支援等、様々な場面において、医療・介護関係者等が、互いの立場を理解しながら円滑な連携が図れるよう支援します。
4	在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	●患者や利用者の在宅療養生活支援のため、医療介護情報共有ツール（びわ湖あさがおネット等）の普及や活用を周知し、在宅医療まで効果的な療養支援を行います。 ●入退院の支援を切れ目なく効果的に行うため、入退院支援ルールを活用し関係者間の連携を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
出前講座受講者数（のべ）（人）				
長浜米原地域医療センター主催の多職種連携研修の参加者数（のべ）（人）				

2. 相談・支援体制の強化

（1）地域包括支援センターの充実

【現状と課題】

市内5か所にある地域包括支援センターでは、高齢者や家族、民生委員・児童委員、自治会、関係機関等から早期に相談が寄せられるよう地域に向けたネットワークを構築し、高齢者の相談対応等に取り組んできました。

また、社会資源を適切に活用するために介護支援専門員が地域とつながりを持つことや、研修会等を通じた介護支援専門員のネットワークの構築、困難事例等の検討を通して、介護支援専門員の支援を行っています。

実態調査結果によると、3割あまりの人が「地域包括支援センターのことを知らない」と回答していることから、相談が必要な状態に「なってから知る」のではなく、「なる前に知る」ことが必要であり、高齢者の身近な相談窓口として、引き続き広く地域包括支援センターの周知が必要です。あわせて、今後更に増加が見込まれる相談に適正な対応が出来る体制づくりが求められます。

【施策の方向性】

- 地域の関係団体や関係機関と連携し、地域ケア会議等を活用した高齢者個人に対する支援の充実、高齢者虐待等の対応等の包括的なケアを担う機関として、様々な相談に適切に対応できるよう体制の充実を図ります。
- 複雑化している家族の課題の解きほぐしなど、属性や世代を問わない包括的な相談支援等に加え、頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことが求められていることも踏まえ、しょうがいや児童福祉といった他分野、権利擁護等の関係機関との連携促進を図ります。
- 増加する高齢者の相談ニーズに応えられるよう、必要な人員配置等の体制強化や機能のあり方について検討します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域包括支援センターの機能強化 【重点】	●複合的な課題を抱えた家庭に対し、包括的に相談を受け止め、多様な支援主体と協働して、高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として機能の充実を図ります。 ●各種研修の実施によりセンター職員の資質向上を図ります。 ●高齢者人口や相談件数等の業務量に見合った人員体制の確保を図るとともに、相談支援システムの運用等により、業務の効率化を図ります。 ●長期的には、圏域間の高齢者人口の差が増大することが見込まれることから、相談支援機能の維持のため、センターのあり方を検討します。 ●地域包括支援センター運営協議会において国の定める評価指標に基づき自ら実施する事業の質の評価を行い、運営に対して適切に評価します。 ●法改正により、センターが頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化されたことから、地域の関係者との協働や他機関連携をさらに推進します。 ●災害時においてもセンター業務を進められるよう、業務継続計画の確認や見直しを行います。
2	地域ケア会議の推進	●地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。
3	家族介護者への支援	●高齢者にかかる相談において、いわゆるヤングケアラーやひきこもりといった世帯員についての実態を把握した場合は、関係機関等と連携して必要な支援にあたっていきます。
4	外国人高齢者の相談支援体制整備	●多言語版リーフレット、各種通訳機器の活用及び通訳者との連携を図り、わかりやすい制度の周知、細やかな相談対応を行います。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
地域包括支援センターの相談件数（のべ） （件）				

3. 高齢者の人権尊重・保護

（1）権利擁護・成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とした長浜市成年後見制度利用促進基本計画をもとに施策を推進することとしています。

本市では、支援の中核機関と位置付けている長浜市成年後見・権利擁護センターを中心に、関係者協議の場を定期的に設ける等、事業の円滑な推進に努めています。

課題としては、地域福祉計画策定に際して実施した市民アンケートにおいて、73.8%の人が「センターのことを知らない」と回答されており、より一層の広報・啓発が必要です。また、成年後見制度を必要とする人が増えていくことが予想されることから、相談支援体制や、速やかな申立・後見人選任につながる仕組みの維持強化が必要です。

【施策の方向性】

- 支援の中核機関と位置付けている長浜市成年後見・権利擁護センターを中心に、高齢者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。
- 成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があります。
- 申立可能な親族がいない高齢者に対する市長申立ての適切な実施や、成年後見制度の利用に関する費用の助成による利用支援の充実を図ります。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	成年後見制度利用促進基本計画の推進	●令和9年度を始期とする市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進していきます。 ●市民や関係機関に向けて、成年後見制度やセンターの役割に関する広報・啓発を強化するとともに、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な機関へつなぐ仕組みづくりを進めます。 ●国の制度見直しの動向を注視しつつ、日常生活自立支援事業等の他の権利擁護支援策と適切に連携し、本人の意思決定を尊重した切れ目のない支援体制を構築します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
成年後見・権利擁護センターへの相談件数(実人数) (件)				

(最終的には、地域福祉計画に載る 成年後見計画と整合性をとります)

(2) 高齢者虐待の防止と対応

【現状と課題】

高齢者虐待に対しては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、適切に取り組んできました。また、複雑な課題を抱える世帯に対しては、個々の状況に合わせたアプローチを多角的な視点から検討し、支援を実施しています。

高齢者虐待を防ぐには、支援体制を強化するとともに、早期の発見・対応につながる地域のネットワークづくりを進めることが欠かせません。実態調査でも、高齢者虐待について「言葉を聞いたことはあるが内容までは知らない」「知らない」とする人が一定数みられ、制度や相談窓口への理解が十分に浸透しているとは言えない状況がうかがえます。こうした点も踏まえ、地域住民や関係機関への周知・啓発を、今後も継続的に行っていく必要があります。

【施策の方向性】

○高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関と連携し高齢者虐待の早期発見や防止の取組を進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	高齢者虐待防止への取組の推進 【重点】	●出前講座の開催や広報などはまでの記事掲載等を通じて、地域や関係機関に対し啓発活動を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク協議会で広く意見を聞き、地域のネットワークの構築を推進することで、高齢者虐待の早期発見や防止を目指します。
2	高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実	●相談支援や、早期対応の充実を目指し、居宅介護支援事業所研修会等で、権利擁護、高齢者虐待に関する研修を開催し、専門職の資質向上を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
出前講座の実施回数 (回)				

（３）頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築【新規】

【現状と課題】

頼れる身寄りがいない、あるいはさまざまな背景から身寄りの支援を得られない高齢者が増加しており、入退院（入退所）の手続きや日常の金銭管理、生活支援、さらには死後に至るまでの多くの場面で支援が求められています。

しかしながら、高齢介護・しょうがい・生活困窮・医療といった福祉の各領域では、それぞれの枠組みのなかでこうした相談や支援に対応しているものの、支援にあたる専門職がやむを得ず担う法定外業務（いわゆるシャドウワーク）の実態も課題となっており、こうした支援ニーズに地域全体として対応していくことが求められています。

【施策の方向性】

○頼れる身寄りのない高齢者等が安心して生活ができる切れ目のない支援が提供できるよう、関連法や制度の改正の動向をふまえ、関係者を含む地域全体で対応を協議します。

【第１０期計画での取組】

事業名		事業内容
1	成年後見制度利用促進基本計画の推進	●令和９年度を始期とする市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進していきます。
2	終活支援相談・情報発信の推進	●自分自身の人生を医療・介護も含めてどのように過ごしていきたいかを考え、それを周囲の人に伝えることができる市民が増えるよう、ACP(人生会議)の出前講座等を通じた周知啓発を図ります。 ●相談機関それぞれが対応能力の向上を図り、関係機関が連携することで、適切な相談対応を行います。
3	生活の場面に対応した困難解消への取組検討【新規】	●緊急連絡情報登録事業(仮称)として、緊急連絡先といった万が一の時に必要な情報を事前に市に登録することで、登録者が意思表示することが難しくなった時や死亡時に、警察、消防、医療機関等に対し登録内容を市が回答する仕組みを検討します。
4	頼れる身寄りのない高齢者等に向けた支援策の検討【重点】	●各種協議体の重点テーマに位置付け、庁内外部署横断的な会議を定期開催するなど、関係部署が連携し、安心して生活を送ることができる施策の検討を進めます。

4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

1. 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進

(1) 認知症の普及・啓発の推進

- ・市民にわかりやすい情報発信【重点】
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症キャラバンメイトの活躍支援

2. 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実

(1) 認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進

- ・認知症のある人からの発信支援【重点】
- ・認知症のある人や家族が集える場所の充実
- ・若年性認知症のある人への支援

(2) 意思決定への支援と権利利益の保護

- ・成年後見制度の適切な利用の促進
- ・高齢者虐待防止への取組の推進
- ・消費者被害防止対策の推進
- ・頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築

3. 認知症の予防から早期発見・早期対応のための相談体制の充実

(1) 認知症予防の推進

- ・介護予防の正しい知識の普及啓発と介護予防の取組の推進
- ・加齢性難聴に対する支援【新規】
- ・地域での介護予防活動への充実

(2) 早期発見・早期対応のための相談体制の充実

- ・認知症地域支援推進員の活動の促進
- ・医療と介護の連携
- ・認知症初期集中支援チームの活動の推進
- ・専門人材の養成、資質向上

4. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

- ・「認知症のある人にやさしいお店」登録認証
- ・官民協働によるバリアフリーの取組の推進
- ・日常生活でのデジタル活用の促進
- ・高齢者にやさしい交通環境の確保

(2) 認知症のある人の安心・安全対策

- ・GPS端末貸与初期費用助成
- ・認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業
- ・認知症高齢者等おでかけあんしん保険
- ・地域ネットワークの構築災害
- ・災害時に備える体制の構築

5 持続可能な介護保険制度の運営

1. 介護・福祉人材確保に向けた支援

(1) 多様な介護人材の確保

【現状と課題】

介護人材の確保は依然として大きな課題であり、これまで福祉の職場説明会の開催、介護未経験者・外国人、高齢者の参入促進、介護就職応援給付金等の実施により裾野の拡大を図ってきました。

しかし、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は加速しており、今後も安定したサービス提供体制を維持するためには、従来の取組を継続・強化しつつ、潜在的な就労希望者を着実に介護職へ繋げるための「橋渡し」と、より幅広い層へのアプローチが求められています。

【施策の方向性】

○介護職への参入を促進するため、関係機関と連携したフォローアップ体制を構築します。また、多様な人材の参入を図るため、現行の補助金制度を地域事情や社会情勢に合わせて見直すとともに、次代の担い手である中学生・高校生等への出前授業等を通じて、介護の魅力を発信します。さらに、滋賀県介護・福祉人材センター等と密接に連携し、効率的かつ確実なマッチングを推進します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護人材の裾野の拡大	●将来的な介護人材の確保を見据え、受講者が現場に親しみ職業意識を高められるよう、土曜日開催等の受講環境の整備や、滋賀県介護・福祉人材センターと連携した入門的研修を開催します。 ●幅広い人材（元気高齢者、未経験者、外国人等）と事業者のマッチング機会を創出するため、関係機関と連携し、より効果的かつ実効性の高い福祉の職場説明会の開催に取り組めます。
2	介護人材を志す次世代の育成	●介護の仕事への理解とイメージアップを図るため、次代を担う世代に対して介護の魅力や職業的意義を伝える中学校・高等学校における出前授業を実施します。 ●介護現場への理解を深めるため、各事業者において、中学生等を対象とした職場体験の受け入れを推進します。
3	介護人材確保に向けた補助金支援制度の整備	●介護未経験者や高齢者、外国人、他業種からの転職者等、多様な人材の確保に向けた補助制度を設けます。社会情勢や地域のニーズを踏まえ、制度の適時見直しを行い、効果的かつ柔軟な参入支援を展開します。 ●介護職としての知識・経験を有する人の復職を支援するとともに、働き続けられる環境づくりを後押しする補助制度の運用により、人材の確保と定着を図ります。 ●介護職員のキャリアアップを促進するため、専門資格の取得に係る費用負担を軽減する等、質の高い人材の育成を支援しま

		す。 ●介護・福祉人材の安定的な確保に向け、事業所の採用・定着に対する効果的な支援策を継続的に検討・実施します。
--	--	---

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年	
介護に関する入門的研修受講者及び福祉の職場説明会参加者数（人）					
福祉の職場説明会参加者に係る介護事業所へ就職した者数（人）					
中学校及び高等学校における福祉・介護出前授業や職場体験の実施校（校）					

（２）介護人材の定着促進

【現状と課題】

介護職の離職防止と定着に向け、研修の実施や資格取得費用・家賃補助等の経済的支援を行ってきました。また、介護サービス事業者協議会と協力して研修会を開催し、質の向上に努めています。今後は、介護テクノロジーの導入による業務効率化が重要となるなかで、こうした新たな技術の導入にあたっては、県等の支援制度の活用を後押しし、現場の実情に即した環境整備を一層推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 職員が働き続けられる職場環境を整備するため、介護サービス事業者協議会や湖北地域雇用創造協議会と連携した質の高い研修機会を実施します。
- 資格取得支援や家賃補助等の経済的支援を、より現状に適した内容に見直ししながら継続するとともに、介護テクノロジーの導入に向けて、県等の支援制度の活用を積極的に促すことで、業務の効率化と身体的負担の軽減を図り、働きやすい環境づくりを伴走支援します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	福祉職場のイメージ向上・魅力発信事業	●関係団体と協力して、次の世代に対して介護の魅力を発信する取組を行います。 ●中高生等を対象とした出前授業や職場体験の推進を通じ、次代の担い手へ介護の魅力や職業的意義を伝えます。
2	定着支援・離職防止・業務の効率化	●県等の支援制度の活用を積極的に促すとともに、介護テクノロジー等の導入を推進し、業務効率化と身体的負担の軽減を図ることで働きやすい環境づくりを支援します。

		●資格取得や家賃補助等の定着支援について、現状のニーズを踏まえた見直しを行いながら運用し、職員の生活基盤と継続的な就労を支援します。
3	介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会等の実施	●介護サービス事業者協議会等と連携し、現場のニーズや社会情勢を反映した研修会を開催します。専門性の向上やハラスメント防止等の課題解決を通じ、事業者の人材育成を伴走支援します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年	
資格取得・家賃補助の交付件数（件）					
介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会参加者数（人）					

2. 適切な介護サービスの確保

（1）介護サービスの確保

【現状と課題】

介護サービスにおける質の向上について、介護サービス事業者協議会を通じ、各介護サービス事業所へ働きかけを行ってきました。また、近年頻発する自然災害や感染症発生時への対応として、介護サービス事業所と連携し、対策に取り組んでいます。加えて、中山間地域等への新規参入についても、介護サービス事業所に働きかけています。

さらに、介護サービス事業所に対し、適正な運営に向けた指導等を行い、新しい事業の理解促進や制度への協力などを働きかけています。

一方、公設の通所介護施設（デイサービスセンター）については、民間事業所によるサービスの充実や地域ごとの需要の変化などを考慮し、今後の役割や必要性について中長期的な視点で判断する必要があります。

今後はますます高齢化が進み、介護保険制度を維持することがより一層難しくなっていくことが予想されるため、地域ごとの実情に配慮した支援が必要となります。

【施策の方向性】

○災害や感染症発生時における対応や、中山間地域へのサービス提供の確保、介護サービス事業所への助言や指導など、持続可能な運営に取り組めます。介護サービス事業所等と生産性向上や離職防止、経営改善などに関する課題を共有・分析する場を設け、今後の介護サービスの在り方などについて介護サービス事業所と意見交換します。

○国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」・「介護情報基盤」を活用し、介護分野における事務負担の軽減を推進します。

○介護給付に関する将来の需要と供給をについて、中長期的かつ地域ごとの実情に応じて、適正に推計します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護サービス事業所との協力・連携	●高齢者福祉・介護サービスの質の向上を図るべく、介護サービス事業所や介護サービス事業者協議会などの関係機関と協力・連携を推進します。 ●災害時・感染症発生時の情報提供・収集の仕組みや、災害時・感染症発生時の代替サービスの確保に向けた介護サービス事業所間の連携を推進します。 ●介護情報基盤の利活用により、医療ならびに介護の連携を支援します。
2	介護サービス事業所への指導	●高齢者福祉・介護サービスの質の向上を図るべく、介護サービス事業所へ助言や指導を行います。 ●地域密着型サービス、居宅介護・介護予防支援事業及び介護予防・生活支援サービス事業の事業所指定を行います。また、地域密着型サービス事業者の選考については地域密着型サービス運営委員会を開催し、適正なサービス実施体制の確保について審議します。 ●指定する介護サービス事業所の基準順守状況や介護報酬算定要件、虐待防止に向けた取組等について定期的に指導します。加えて、定期的に介護サービス事業所を集め集団指導を実施します（介護保険制度の周知、運営指導の結果報告、介護サービス事業所との情報共有等）。 ●介護サービス事業所の指定・変更、指導監査等に係る提出書類のホームページ上の掲載や、運営指導時における資料確認のペーパーレス化等により、事務負担の軽減を図ります。
3	中山間地域等での介護サービス提供体制の確保	●中山間地域等では新規介護サービス事業所の新規参入が見込みにくい状況にある中、一定の介護サービス提供量を確保し、要介護者等の自立支援を進め、また、重度化を防止するべく、対象地域（上草野地域、杉野・高時地域、片岡・丹生地域、西浅井地域）への訪問等サービスの提供を支援し、サービス量の確保を図ります。（訪問等介護サービス確保対策事業の実施）

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
対象地域においてサービス提供を行った法人数（件）				

(2) 介護給付適正化の取組

【現状と課題】

必要となる介護サービスを確保し市全域で適切に提供することに加え、健全で持続可能な介護保険事業運営を推進するため、介護給付の適正化に取組、要介護認定の適正化やケアプラン点検の実施、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与について内容の確認、医療情報との突合・縦覧点検などを実施しています。

今後はさらに高齢化が進み、介護保険制度を維持することがより一層難しくなっていくと予想されるため、介護給付を適正な状態に保つには、当該事業の継続した取組が必要です。

【施策の方向性】

○将来に渡って介護保険制度を維持できるよう、効果的・効率的な介護給付の適正化に取り組めます。

○要介護認定を遅滞なく適正かつ迅速に実施するため、デジタル技術（ICT）の活用等による認定事務の効率化を進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	要介護認定の適正化	●申請者本人の実態に即した質の高い認定調査に努め、研修会等の実施により調査の平準化・適正化・効率化を行います。 ●介護認定審査委員の確保を図り、介護認定審査会の質を高めるとともに、審査判定基準の平準化と公平性・公正性を維持します。 ●訪問調査のデジタル活用を推進し、調査票の作成時間を短縮かつ精度を高め、確認作業を効率化することで要介護認定決定のさらなる迅速化を図ります。
2	介護相談員設置事業	●介護相談員の派遣を行い、利用者とサービス提供者との橋渡しを行うことで、介護サービスの改善や向上、介護保険制度の適正な運営の確保に努めます。 ●研修や事例検討会等を実施し、介護相談員全体の資質向上を図ることにより、介護相談対応の平準化・適正化に努めます。
3	介護給付の適正化	●介護支援専門員が保険者に対して行う例外給付等の申請についての必要性を判断します。 ●ケアプランの点検を実施し、計画の質の向上や不適正な計画の是正に努めます。 ●住宅改修について、図面や見積書等による内容・金額の確認、専門職による事前確認と施工後の写真確認を実施します。 ●福祉用具について、必要性や利用状況の確認に加え、必要に応じて専門職による点検を実施します。 ●国保連合会等と連携し、医療情報等と介護保険情報の突合、縦覧点検を行い、二重請求がないか、また、複数月の明細書における算定

		回数を確認し不適正な介護請求の発見・是正を図ります。
--	--	----------------------------

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
介護認定審査会の開催回数（回）				
介護相談員派遣延べ訪問事業所数（件）				
介護給付費適正化システムヒヤリングシート の送付件数（件）				

第 5 章

長浜市認知症施策推進計画

1 計画の概要と位置づけ

(1) 計画策定の背景

本市において、認知症のある人（軽度認知障害を含む）は、約9,500人と推計され、市民の約12人に1人の割合となっています（『認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(2023年)』参照）。

これまで国では、認知症の人の増加を見据え、令和元年に策定した認知症施策推進大綱に基づく取組が進められてきており、本市においても、第9期ゴールドプランながはま21における基本目標「認知症のある人が共生できる地域社会の推進」として、認知症施策を展開しています。

令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号以下、「認知症基本法」という。）が成立し、令和6年1月に施行されました。この法律は、認知症の人を含めた市民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生社会の実現を推進することを目的としています。

こうした中、本市においては、市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、令和7年3月に「長浜市認知症とともに生きる基本条例」（以下、「条例」という。）を制定、施行しました。

今後の認知症施策の展開にあたっては、認知症基本法および条例の趣旨を踏まえ、これまで以上に認知症の人や家族等の声を広く聴き、施策に反映しながら、全庁的、全市的な取り組みが重要となります。

こうした状況を踏まえ、現在取組んでいる認知症施策を踏襲しつつ、「新しい認知症観」に立ちながら、「長浜市認知症施策推進計画」として第10期ゴールドプランと一体的に策定するものです。

新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。



認知症啓発のためのマスコット「ロバ隊長」

(2) 計画の位置づけ

本計画は、認知症基本法第13条第1項に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけし、国の認知症施策推進大綱等の内容も踏まえながら、第10期ゴールドプランながはま21、長浜市地域福祉計画等の関連計画との調和のとれた計画とします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第13条抜粋

(市町村認知症施策推進計画)

第13条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(3) 計画期間

令和9年度から令和11年度まで（3か年）

第10期ゴールドプランながはま21の計画期間とあわせ一体的に策定を行い、プランの各種施策と調和させた計画づくりと事業推進を行います。

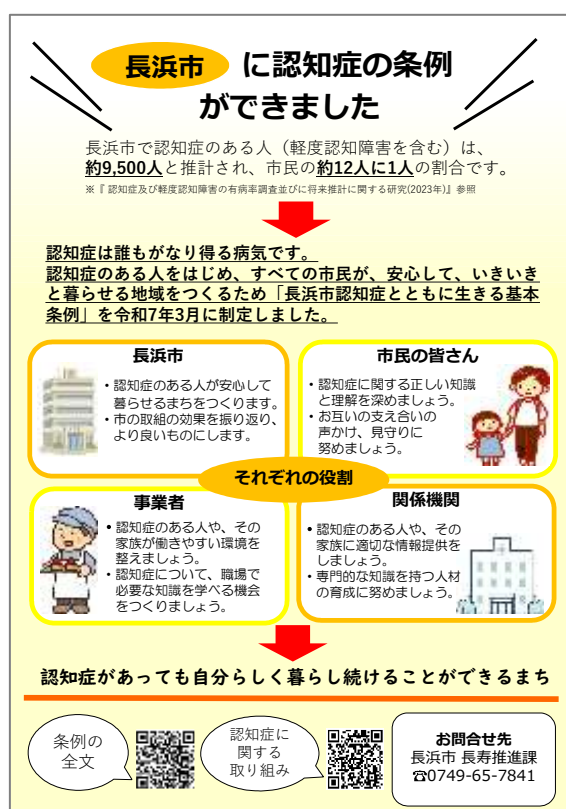
事業の進捗確認は、高齢者保健福祉審議会にて定期報告するとともに、市の懇話会である「長浜市認知症とともに生きるまち推進会議」において意見の聴取、検討を行います。

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 13 (2031) 年度	令和 14 (2032) 年度
市ゴールド プラン	第 9 期計画			第 1 0 期計画			第 1 1 期計画		
市認知症 施策推進 計画	—			第 1 期 ゴールドプランと 一体的に策定			第 2 期		
県認知症 施策推進 計画	—			第 1 期 レイカディア滋賀 高齢者福祉プランと 一体的に策定			第 2 期（予定）		
国認知症 施策推進 基本計画	認知症施策推進基本計画（第 1 期）						認知症施策推進基本計画 （第 2 期）※終期未定		

(4) 長浜市認知症とともに生きる基本条例

条例は、市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指しており、5つの基本理念を定めています。

- 1 全ての認知症のある人が、基本的人権を享有する個人として、その意思を尊重され、自分らしく尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる環境作りをすること。
- 2 市民が、認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めることができるようにすること。
- 3 認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、支え合う共生社会の実現を目指すこと。
- 4 認知症のある人に対する支援のみならず、認知症のある人の家族、介護をする人その他認知症のある人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症のある人及び家族等が慣れ親しんだ地域において暮らし続けることができるまちの実現を目指すこと。
- 5 市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務や役割を理解し、相互に協力して連携すること。



2 長浜市の認知症に関する状況

(1) 認知症高齢者の見通し

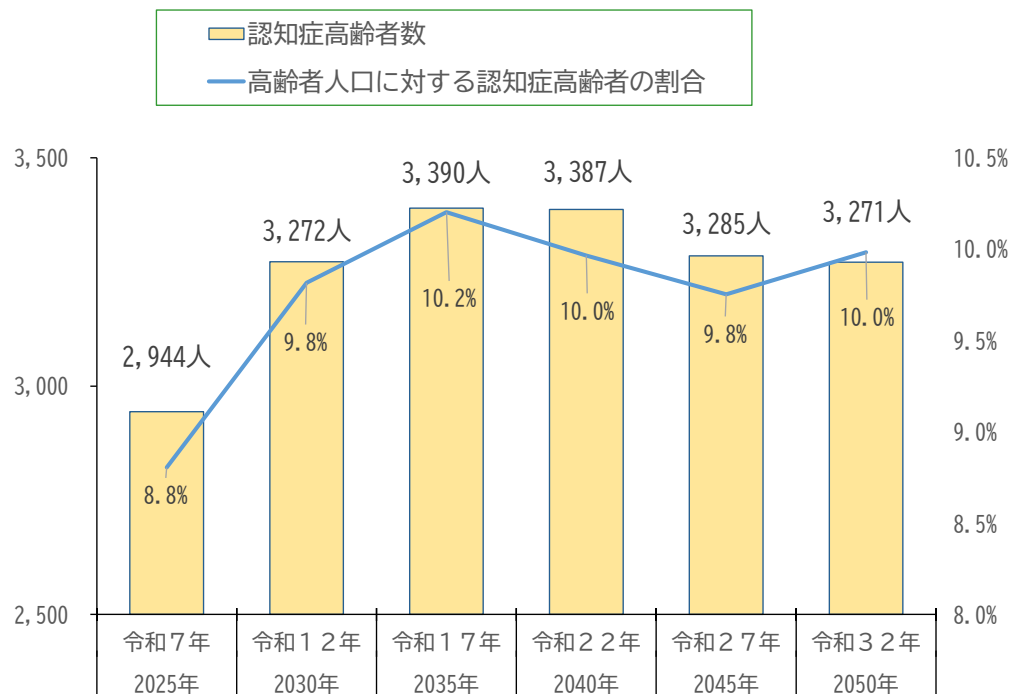
本市の認知症高齢者数は増加傾向にあり、高齢者人口に対する認知症高齢者の割合は10人に1人の割合で推移します。令和22年（2040年）に高齢者人口がピークを超えた後は減少傾向に転じる見込みですが、総人口に占める高齢者の割合が高まっていること、本推計人数には軽度認知障害の方々の数が含まれていないことに留意が必要です。

【認知症高齢者の定義】

要介護認定における『認知症高齢者自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立して生活できる状態）以上の要支援・要介護認定者

【推計の方法】

要支援、要介護認定者に占める認知症高齢者の割合を、要支援・要介護認定者の推計人口に乗じて算出

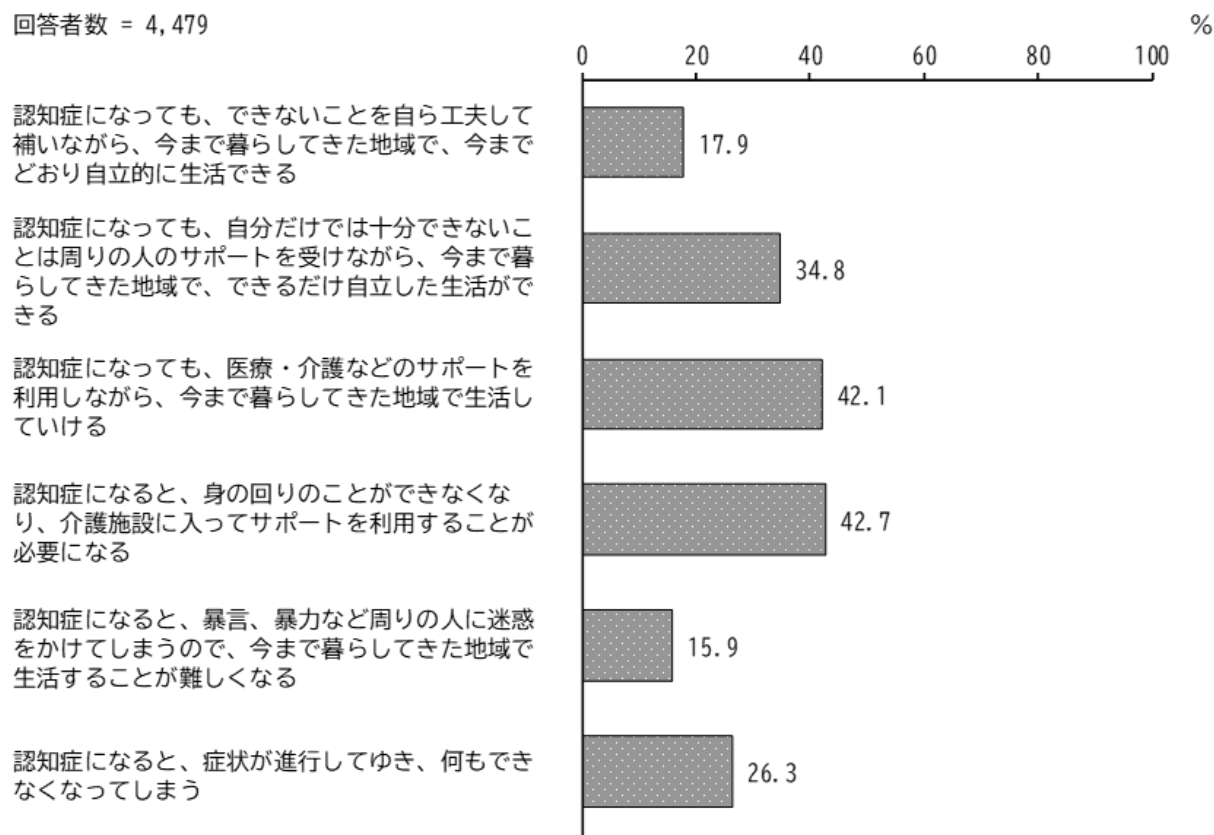


(2) 高齢者実態調査結果 [調査の概要は、P●●のとおりに]

あなたは認知症に対してどのようなイメージを持っていますか（複数回答可）

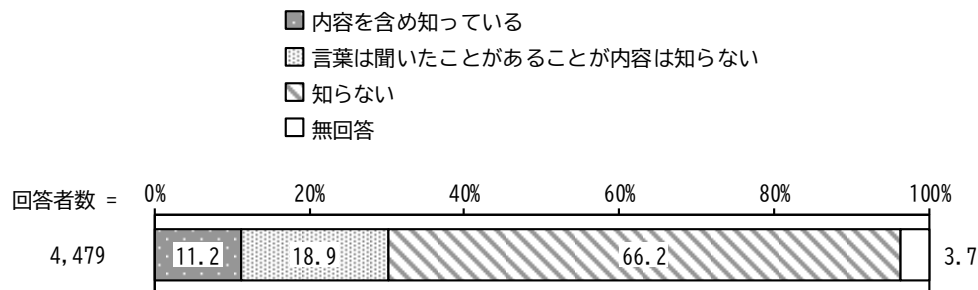
「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」の割合が42.7%と最も高く、次いで「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」の割合が42.1%、「認知症になっても、自分だけでは十分できないことは周りの人のサポートを受けながら、今まで暮らしてきた地域で、できるだけ自立した生活ができる」の割合が34.8%となっています。

回答者数 = 4,479



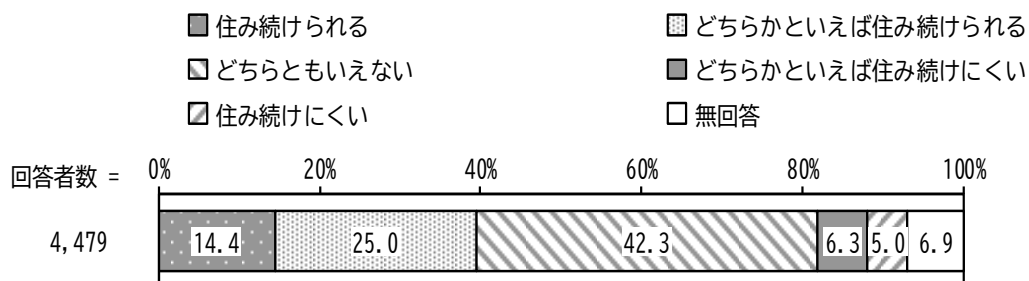
「新しい認知症観」という言葉を聞いたことがありますか。
また、その内容についてご存じですか。(1つに○)

「内容を含め知っている」の割合が11.2%、「言葉は聞いたことがあることが内容は知らない」が18.9%、「知らない」の割合が66.2%となっています。



長浜市が「認知症になっても住み続けられるまち」であると思いますか。
(1つに○)

「どちらともいえない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば住み続けられる」の割合が25.0%、「住み続けられる」の割合が14.4%となっています。



本市の認知症の対策として、期待することや重要だと思われる施策は何ですか。
(特に重要と思うもの5つに○を)

「認知症のある人が安心して入所できる施設や住まい」の割合が57.0%と最も高く、次いで「家族が疲れたときなどに、緊急でも介護を代わってくれる人や施設」の割合が46.8%、「本人や家族が認知症であると周囲に言える地域づくり」の割合が35.3%となっています。

回答率上位のものを抜粋（単位：％）

認知症のある人が安心して入所できる施設や住まい	57.0
家族が疲れた時などに、緊急でも介護を替わってくれる人や施設	46.8
本人や家族が認知症であると周囲に言える地域づくり	35.3
医師の往診による診断・治療	34.5
地域での認知症に対する正しい理解を含め、支援者を増やす	33.8
認知症のある人が喜んで通うことのできる場所	30.0
本人や家族が認知症について気軽に相談できる場所を増やす	29.0
介護者が相談できる場所を増やす	18.1
介護者家族への声かけや見守り、助け合いが出来る地域づくり	17.4
緊急時や災害時における支援	17.3

(3) 認知症のある人とその家族の思い

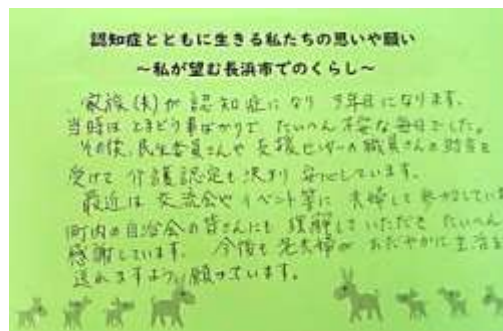
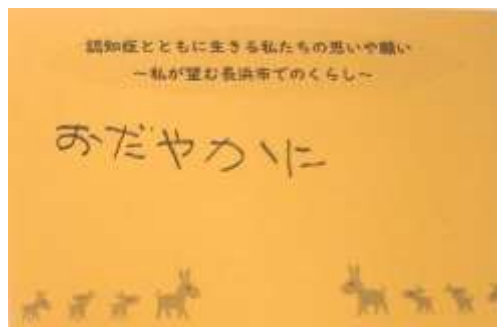
認知症基本法では、市が認知症施策推進計画を作成するときは、認知症のある人や、その家族等の意見を聴くように努めることとされています。

本市では、これまでから「認知症のある人とその家族にやさしいまち」をめざす中で、認知症のある人やそのご家族からメッセージを書いてもらう取り組みを行ってきましたが、本計画の策定にあたっては、認知症の人やその家族から直接お話を伺う機会を作り、様々な声をいただきました。

これからも、定期的に様々な手法で声を聴き取り入れていくことで、認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

① 「あなたが望む長浜市での暮らし」についてのメッセージ

長浜市にお住まいの認知症のある人とその家族に、日々の生活で感じていることや伝えたいこと等「あなたが望む長浜市での暮らし」についてメッセージを募集しました。



集まったメッセージはパネルにし、9月の認知症月間を中心とした認知症関連のイベントや講演会等で展示することで、地域の皆さんに届けています。



② 本人等からのヒアリングの実施

計画の改定に向け、当事者からの声を聴くことを目的に、認知症のある方や家族介護者のみなさんの思いやご意見を直接お伺いする機会を設けました。

■ 概要

日	対象	訪問先	人数
令和8年1月13日	家族介護者	市内まちづくりセンター	3人
令和8年2月5日	当事者	デイサービスセンター	6人

■ 結果

（家族介護者）

- 「認知症は特別な病気ではない」ということを広く周知できればよい。
- 「どういう症状が出たときにどう接するとよいのか」、「認知症とはどういう種類があるのか」を市民の方に広く知ってほしい。
- ショートステイで預かってもらえる日数を増やしてほしい。「（本人を）施設に入れたらいいという風に思われるかもしれないが、できるだけ（本人が）家に帰って来られるようにしてあげればなと思う。」
- 「認知症を支える男の会」などの集まれる場があるとよい。
- 困ったときに相談する相手や相談する場がわからない。

（当事者）

- 生活の中での楽しみは何ですか？
 - ・ デイサービスに通うこと。デイサービスで歌を歌うこと
 - ・ ごちそうを食べている時間
 - ・ おしゃべりをしている時間
 - ・ ここ（デイサービス）や家族みんなでご飯を食べること
 - ・ 趣味（手芸）をしている時間
 - ・ お花見
- 幸せを感じる時はどんなときですか？
 - ・ 人と話をしているとき
 - ・ 生きていることが幸せ
 - ・ 体が元気なことが幸せ
 - ・ 人との輪が広がったとき
- 今後やってみたいことはありますか？
 - ・ 盆梅展に行きたい
 - ・ いろんな情報をもらいたい
 - ・ いろんな楽しみ方（趣味やスポーツ）を知りたい
 - ・ 家族と旅行がしたい、北海道にいきたい。

3 認知症施策の方針

基本方針

認知症基本法および条例の趣旨を踏まえ、これまで以上に認知症の人や家族等の声を広く聴き、施策に反映しながら、全市的、全庁的な取り組みを進めることで、市民一人ひとりが正しい認知症の知識と新しい認知症観を理解し、認知症のある人を含むすべての人がその個性と能力を発揮し支え合う共生社会の実現を目指します。

認知症基本法 8つの柱

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

長浜市認知症とともに生きる基本条例

- | | | |
|------------------------|-------------|------------|
| 第1条 目的 | 第2条 定義 | 第3条 基本理念 |
| 第4条 市の責務 | 第5条 市民の役割 | 第6条 事業者の役割 |
| 第7条 関係機関の役割 | 第8条 認知症の予防等 | |
| 第9条 認知症のある人とその家族への支援施策 | | |



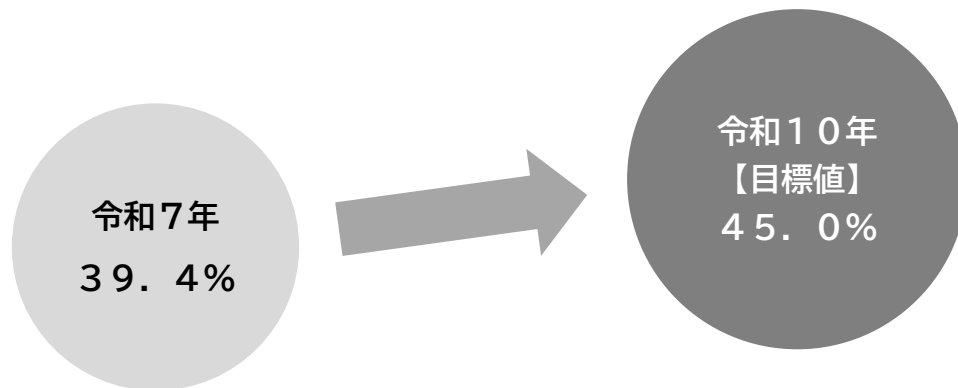
基本目標 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

- 基本施策1 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進
- 基本施策2 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実
- 基本施策3 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実
- 基本施策4 認知症のある人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

評価指標

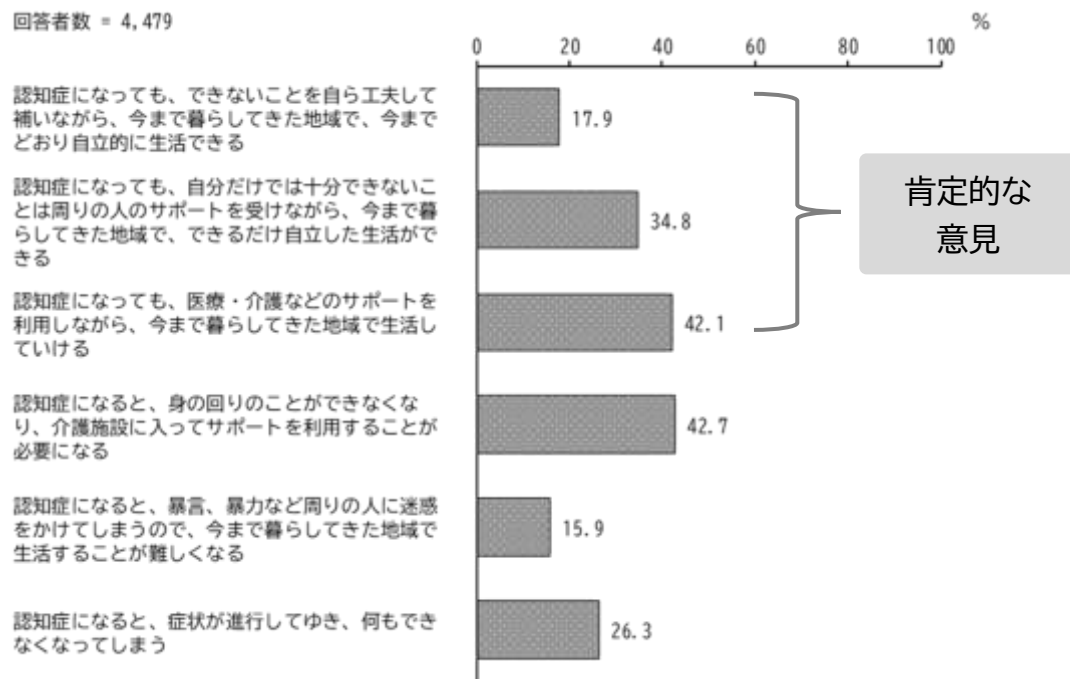
計画の進捗を分かりやすい形で示すため、施策の実施状況（実績数値）、実態調査結果の継続確認により、評価、確認していきます。

「長浜市が認知症になっても住み続けられるまちである」と回答される方の割合の増加



「あなたは認知症に対してどのようなイメージを持っていますか」の問いで、肯定的な回答をされる方の割合の増加

回答者数 = 4,479



4 認知症施策の展開

1. 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進

(1) 認知症の普及・啓発の推進

【現状】

- 認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族・介護者を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成講座の開催や、市民向け認知症講座を開催しています。また、認知症の症状や相談先や社会資源についてまとめた長浜市版認知症ケアパス「認知症あんしんガイドブック」などにより、周知啓発に取り組んでいます。

【課題】

- 実態調査では、認知症に関する相談窓口を「知らない」人が 64.0% と多く、認知症を自分ごととして意識してもらえるような啓発のあり方の検討が必要です。
- サポーター養成講座受講者の延べ人数は増加していますが、キャラバンメイトの減少傾向が見られています。
- 実態調査では、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」の割合が42.7%と最も高くなっています。認知症に対する先入観を払拭させるため、様々な取り組みを推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症を「自分ごと」として考えられるよう、年代や立場に応じた情報の発信を行い、認知症に関する正しい知識や相談窓口の存在、認知症のある人に対する理解を進めるための取り組みをさらに進めます。
- 地域住民、教育関係者、企業等、多様な主体が「新しい認知症観」に基づいて連携・協働し、それぞれが自分ごととして取り組める体制を構築します。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	市民にわかりやすい情報発信【重点】	●市民の認知症に対する正しい知識と理解が深まり、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることの周知につながる認知症講座や出前講座の実施、広報紙やSNSなどを活用した市民にわかりやすい情報発信を行います。 ●認知症の症状の変化に合わせた生活のポイントや接し方、相談先や受診先等の情報をまとめた認知症あんしんガイドブックを周知・活用し、本人や家族が認知症を理解することや見通しを持つことで、本人の自立支援への働きかけや介護負担の軽減につなげます。 ●認知症月間（9月）などの機会に、街頭啓発や図書館での関連図書展示、公共機関のライトアップなどを行い、認知症への理解に関する啓発に取り組みます。
2	認知症サポーター養成講座の開催	●認知症の理解が促進されるよう、企業や自治会において認知症サポーター養成講座を実施します。 ●認知症サポーターが、地域での見守りに加え、地域での認知症のある人やその家族への支援において活躍できる機会を検討します。 ●若い世代にも認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学校、高等学校等にも積極的に周知します。
3	認知症キャラバンメイトの活動支援	●認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 ●キャラバンメイトを養成する講座を定期的に開催し、メイトグループの活性化を図ります。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
養成した認知症サポーター数 （年度末時点の のべ人数）				
「新しい認知症観」という言葉を「内容を含め知っている」と回答する人の割合（%）				

認知症あんしんガイドブック

認知症の症状と経過、知っておきたい相談先一覧などの情報をまとめています。

生活のポイントや接し方、地域の医療機関や相談窓口も紹介しています。



2. 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実

(1) 認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進

【現状】

- 認知症のある人が参加できる認知症カフェの開催や、認知症のある人を支える家族を支援するため、家族会等の活動を支援しています。

【課題】

- 認知症のある人からの意見表明の方法や機会が持てるような支援が必要です。
- 若年性認知症に関する相談窓口の周知が不十分であり、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組む必要があります。
- 認知症カフェ・家族会・介護者のつどいへの参加状況をみると、「参加しようと思わない」が 44.7%、「あることを知らなかった」が 27.9%と、介護負担の軽減を求める声が強い一方で、既存の支援の場が十分に活用されていないギャップがあります。

【施策の方向性】

- 認知症のある人とその家族が孤立することなく、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、既存の取組みの周知強化、支援体制の充実を図ります。
- 認知症のある人の意見が施策に反映される取組を進めます。
- 若年性認知症のある人への支援にあたっては、県、医療機関等の関係機関との連携を進めていきます。

【第 10 期計画での取組】

事業名		事業内容
1	認知症のある人からの発信支援 【重点】	●認知症のある人やその家族からの声を直接聞き取る機会を作り、施策への反映に努めます。 ●認知症のある人や家族からの意見をメッセージカード等で集約し、認知症月間における啓発展示等での活用や、施策への反映に役立てます。 ●施策や計画の検討と評価を行う会議体の場に、認知症のある人や家族等が参画する形を継続します。
2	認知症のある人や家族が集える場所の充実	●認知症のある人や家族が安心して集い、活動できるよう、認知症カフェや家族会等の開催を支援します。 ●認知症のある人やその家族が診断後早い段階で集える場につながるできるよう、認知症カフェや家族会等の交流の場について、認知症あんしんガイドブック等により周知を行います。

事業名		事業内容
3	若年性認知症のある人への支援	●若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、居場所等の情報提供を行い、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組めます。 ●認知症のある人の意欲や能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等については、県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、支援にあたっていきます。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
認知症カフェや居場所として 認知症あんしんガイドブックに掲載する団体数（掲載団体数）				

認知症カフェ

認知症のある人とその家族、地域の人、専門職等、誰もが気軽に参加でき、安心してほっと一息つける場

認知症についての正しい知識と情報が得られ、相談もできる場 です



(2) 意思決定への支援と権利利益の保護

【現状】

- 長浜市社会福祉協議会に「成年後見・権利擁護センター」委託し、長浜センター・木之本センターの2か所で成年後見制度の相談・利用支援、関係者協議の設置、地域連携ネットワークの構築、周知広報の実施などに取り組んでいます。
- 高齢者虐待や消費者被害については、事案の発生防止の周知広報および発生後の対応に適切に取り組んでいます。個々の状況に応じて関係者が連携し、多角的な視点から協議検討の上で支援を行っています。

【課題】

- 高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用を必要とする人も増加することが予測されており、相談支援体制や速やかな申立の実施、適切な後見人等の支援につながる仕組みの確立が必要です。
- 頼れる身寄りの無い高齢者が増加していくことから、適切な支援の枠組みの検討を進める必要があります。
- 認知症が背景にある虐待事案や消費者被害が増加していることから、早期発見、防止のため、地域住民や関係機関への周知啓発の継続、地域ネットワークや支援体制のさらなる強化が必要です。

【施策の方向性】

- 必要な方が適切な時期に制度を利用できるよう、第2期長浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策を推進します。
- 高齢者虐待、消費者被害防止の普及啓発を継続するとともに、地域や関係機関と連携して早期発見、早期解決及び再発防止の取組みを進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	成年後見制度の適切な利用の促進	●市成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策を計画的に推進していきます。 ●成年後見制度の利用促進を図ることによって、財産管理や介護サービス等の契約、手続き等が困難な認知症のある高齢者の権利を守ります。
2	高齢者虐待防止への取組の推進	●高齢者虐待防止の啓発や、被虐待高齢者の早期発見、早期介入支援により、高齢者の尊厳ある生活を守ります。
3	消費者被害防止対策の推進	●訪問等の機会や様々な媒体を通じた注意喚起・啓発を行い、消費生活相談窓口と連携した相談支援を行います。
4	頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築 基本目標3-3【再掲】	

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）			
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年	
成年後見・権利擁護センターへの相談件数（実人数） 件					

3. 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実

(1) 認知症予防の推進

【現状】

- 国では、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義されています。
- 高齢者が身近に通うことができる通いの場の支援等を通して、認知症のある人のみならず広く高齢者全般を対象に社会参加ができる居場所づくりを行っています。

【課題】

- 認知症予防に関する正しい知識を得て、無関心層を含め全ての市民が健康づくりや認知症予防のきっかけづくりに取り組む必要があります。
- 介護予防活動や通いの場への参加状況が十分ではなく、社会参加が社会的孤立を解消し、認知症を予防する効果があることが市民に十分に認識されていません。

【施策の方向性】

- 運動、栄養、社会参加等、認知症の予防に資する正しい科学的知見に基づく予防に取り組むことができるよう、壮年期からの健康づくり活動や認知症予防の啓発を進めます。
- 高齢者の生きがいづくりにつながる趣味、教養、就労、健康づくりに関連する活動や団体への支援を行います。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護予防の正しい知識の普及啓発と介護予防への取組の推進（再掲）	●介護予防について正しい知識をさまざまな方法で普及啓発するとともに、個人や集団での「キャンセ体操」をはじめとする介護予防の取組を進めます。 ●長浜市健康増進計画「健康ながはま21」、長浜市スポーツ推進計画に基づき、市民が介護予防等を含めた健康のために気軽に取るスポーツ（身体活動、運動）の推進を図ります。 ●科学的知見に基づかない予防情報に惑わされないよう、根拠に基づく認知症予防の正しい知識を発信します。
2	加齢性難聴に対する支援【新規】	●加齢性難聴による認知症のリスクについて周知広報し、放置することなく医療機関を受診し、適切なケアを行うよう啓発等の支援を進めます。
3	地域での介護予防活動の充実（再掲）	●地域において介護予防活動に取り組む転倒予防自主グループなどの団体に対して、活動が継続し拡充されるよう支援します。

(2) 早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実

【現状】

- 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターやかかりつけ医・薬局・介護事業所等との連携強化に取り組んでいます。また、認知症初期集中支援チームを設置し、初期支援を包括的・集中的に行っています。

【課題】

- 地域包括支援センターをはじめとした相談窓口の認知度が低く（「センターのことを知らない」32.6%）、早期に相談・支援につながるよう認知度の向上が必要です。
- 認知症高齢者の割合が高いにもかかわらず、困りごとが相談支援機関につながりにくい状況があり、相談窓口や早めの相談の必要性の周知が課題となっています。

【施策の方向性】

- 認知症を含む総合相談窓口としての地域包括支援センターの認知度の向上と、相談対応を行う専門職の知識や資質の向上を図ります。
- 認知症の初期症状についての正しい知識の普及をいっそう図るとともに、医療機関との連携強化を進めます。
- 認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の機能強化と活動の見える化を進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	認知症地域支援推進員の活動の促進	●早期から相談につながる地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、地域包括支援センターでの認知症地域支援推進員配置を継続します。 ●認知症地域支援推進員とともに、地域の支援体制構築に向け、課題を把握し、地域資源の活用、施策への展開を図ります。
2	医療と介護の連携	●認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、薬局、介護事業所などの専門職が連携し、認知症のある人への支援が早期から開始できるよう、個別の支援や各種会議の開催を通じて連携を強化します。 ●認知症あんしんガイドブックの積極的な活用につながるよう、関係機関への普及啓発に努めます。
3	認知症初期集中支援チームの活動の推進	●専門医などの他職種で構成する認知症初期集中支援チームの活動を通し、認知症のある人やその家族の支援を包括的に行うことで、自立した生活を支援します。
4	専門人材の養成、資質向上	●保健福祉医療介護の専門職に対し、機会をとらえた研修実施を通して、認知症に関する正しい知見、新しい認知症観を踏まえた認知症対応力の向上を図ります。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
地域包括支援センターの 認知症相談対応件数(のべ)				
介護事業者等に対象とした認知症をテ ーマとする研修会の実施回数				

4. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

【現状】

- 認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、日常生活の様々な場面での障壁を減らしていく認知症バリアフリーの推進に向け、関係機関等による見守りネットワーク体制の構築や支援に取り組んでいます。

【課題】

- 市民への周知啓発等による見守りネットワーク体制の強化が必要であり、地域全体で認知症のある人を支える仕組みの充実が求められています。
- 認知症のある人やその家族の思いを取り入れた支援の充実に向け、本人の意見・視点を反映した取組の展開が必要となっています。

【施策の方向性】

- 認知症バリアフリーは、認知症のある人やその家族だけでなく全ての人にとって暮らしやすい社会につながることから、公共交通等のハード面、官民の支援体制等のソフト面をあわせた取り組みを進めます。
- 認知症のある人が生活する中で、認知症であることを安心して伝え共有することができ、周囲の人もそれを自然体で受け止めることができる社会の実現に向けた周知を官民連携して進めます。
- 「認知症になっても、住み続けられるまちと思いますか」との実態調査に対し、肯定的な回答割合が増えるよう総合的な取り組みを進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	「認知症のある人にやさしいお店」登録認証	●認知症のある人と関わることが多い事業所で働く人たちが、認知症の理解を深め適切な対応をとることができるお店の増加をめざします。 ●認知症サポーター養成講座を受講した従業員がいる事業所を「認知症のある人にやさしいお店」として周知することで、認知症のある人の支援ネットワークにつなげます。
2	官民協働によるバリアフリーの取組の推進	●「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進します。 ●金融機関、小売店舗を始めとする認知症のある人に生活に関わる地域の関係機関との連携・協働を推進します。 ●認知症バリアフリーが、事業所にとってのアピールポイントとなること、従業員の介護離職防止にも役立つことの理解促進、普及啓発を図ります。
3	日常生活でのデジタル活用の促進(再掲)	●認知症のある人を含む高齢者が必要とする情報を受け取ることができるように、高齢者に対しスマートフォン等のデジタル機器の活用を推進します。
4	高齢者にやさしい交通環境の確保(再掲)	●長浜市地域公共交通計画に基づき、地域公共交通の維持に努めるとともに、高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用促進を図ります。 ●市民の移動手段としてデマンドタクシーを運行し、路線バスとともに運行経費の一部を支援します。 ●福祉有償運送を行っている社会福祉法人、NPO法人と連携し交通手段の確保を図るよう努めます。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
認知症のある人にやさしいお店認証事業者数（年度末時点）				

認知症のある人にやさしいお店

「認知症のある人にやさしいお店」とは、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、認知症のある人やその家族を温かく見守っていただけるお店や事業所等のことです。

目印としてお店に認証ステッカーを掲示しています。



(2) 認知症のある人の安心・安全対策

【現状】

- GPS（位置情報発信器）貸与の初期費用支援、認知症高齢者等 SOS ほんわかネットワーク事業（行方不明者捜索時のメール・LINE 配信等による早期発見）、「認知症高齢者等おでかけあんしん保険」などに取り組んでいます。

【課題】

- 行方不明時の早期発見、緊急時の対応への支援体制や、未然に防ぐ見守り体制を強化する必要があります。
- 交通事故や消費者被害が増加する中、安心・安全を守るための情報発信や支援を充実する必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症のある人やその家族が安心して暮らせるよう、警察、地域包括支援センター、民生委員、地域住民等が連携した地域でのネットワーク体制の強化・充実に努めます。
- 見守り等に役立つ ICT 機器等の情報収集に努め、研究・検討を進めます。

【第 10 期計画での取組】

事業名		事業内容
1	GPS 端末貸与 初期費用助成	●認知症等による行方不明に備え、GPS（位置情報発信器）貸与の初期費用を支援します。
2	認知症高齢者等 SOS ほんわかネット ワーク事業	●万が一、行方不明になった場合には、警察へ届け出された情報をメール配信協力者へ提供し、早期発見につながる支援や見守りを行います。
3	認知症高齢者等 おでかけあんしん保 険	●誰もが安心してお出かけできるまちづくりを目指して、市が保険に加入し、認知症のある人の「もしもの事故」に備える個人賠償責任保険です。対象となる方は、自己負担なしで加入できます。
4	地域ネットワー クの構築	●認知症のある人の意見を取り入れて、本人・家族や認知症サポーター、チームオレンジ等、地域をつなぐ仕組みの整備に向けて取り組みます。 ●地域の安心見守り活動推進事業として、協定締結事業者による日常業務の中で異常を発見、関係機関への通報体制の継続、拡充に取り組みます。
5	災害時に備える 体制の構築	●認知症のある人を含む災害時要配慮者を対象とした個別避難計画の作成支援、災害時の見守り体制を、本人・家族の参画を得て整備します。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業メール登録協力者数 (年度末時点：人)				

認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業

認知症のある高齢者等が行方不明になられた場合、ご家族等が警察に行方不明者届を提出された際に、行方不明者の特徴などの情報を地域の協力者にLINEやメールで配信し、協力者からの情報提供により、早期発見・早期保護につなげるしくみです。

目印としてお店に認証ステッカーを掲示しています。



事前登録者には読み取りコードがついたシールが配布されます。

長浜市高齢者福祉施設個別施設計画（案）について

1 目的

高齢者福祉施設（高齢者福祉センター：7か所、デイサービスセンター：10か所等）の老朽化が進んでおり、施設の方向性を定める必要があります。

本計画は、施設ごとの具体的な検討を通じて、市域全体としての施設の適正な機能、配置を見直し、計画的な維持管理と、市民サービスの確保の両立を図るものです。

2 計画期間 策定日から令和16年度まで

3 経過	令和7年7月	健康福祉常任委員会（着手報告） 長浜市公共施設マネジメント推進委員会（着手報告） 長浜市高齢者保健福祉審議会（着手報告）
	令和8年2月	長浜市高齢者保健福祉審議会（経過報告）
	3月	長浜市公共施設マネジメント推進委員会（経過報告） 健康福祉常任委員会（経過報告）
	6月	健康福祉常任委員会（パブリックコメント前）
	6月～7月	パブリックコメント

4 施設の課題と方向性

■高齢者福祉センター

高齢者の各種相談対応、健康の増進、教養の向上等の便宜を総合的に供与する施設として整備してきましたが、まちづくりセンターの開設やフィットネス関連サービスの普及、さらには高齢者の就業年齢の延長（就労を継続する高齢者の増加）、生活様式や嗜好の多様化などもあり、施設の利用者数や稼働率の伸び悩みが見られています。

いずれの施設も老朽化が進む中、厳しい財政状況においては、現状の施設数を単純に維持更新することは困難であるといえます。提供するサービスや施設が有する機能について適切に見直しを図り、地域福祉活動の機能については代替の場を確保しつつ、選択と集中のもと、効率的な維持管理を行っていく必要があります。

- ① 官民類似施設の立地状況を踏まえた施設の整理統合
- ② 施設の利用促進
- ③ 適正な維持管理、計画的な修繕の実施

■デイサービスセンター

介護保険制度発足時に行政主導で施設の設置と運営を行ってきましたが、民間事業者等が設置・運営する施設が大きく増えている状況にあります。

現時点における施設稼働率の状況と、民間の事業者が旧市町区域を越えて利用者の送

迎をされていることをふまえると、デイサービスセンターの設置・運営を市の事業として今後も継続する必要性は低いと言えます。

一方で過疎地域や中山間地域においては、民間事業者だけではサービス量が確保できないため、公設のデイサービスはセーフティネットとして機能し、サービスを保証する役割を果たす必要があることから、施設の廃止等にあたっては、こうした役割及び利用者サービス基準の低下など生じることがないように、十分に配慮します。

- | |
|--------------------------|
| ① 施設の廃止・集約の推進と、民間譲渡の検討 |
| ② 利用者が引き続き安心して利用できる環境の確保 |
| ③ 適正な維持管理、計画的な修繕更新の実施 |

5 機能の方向性と対策内容区分

施設ごとの方針は、その施設で提供している「機能（サービス）」を将来的に継続していくのかなどの方向性と、その機能の方向性に応じて建物自体をどうしていくのか（改修するのか）等の建物の対策により示します。

（１）機能（サービス）の方向性

提供している機能（サービス）の今後の方向性を、次のように区分します。

区分	機能の方向性
中長期維持	計画期間中（～令和 16 年度）を含む中長期間、機能を継続
維持	計画期間中（～令和 16 年度）機能継続を前提としつつ、老朽化度を考慮の上、施設のあり方を検討
廃止	計画期間中（～令和 16 年度）までに機能を廃止

（２）建物の対策

機能の方向性、建物の状態などに応じて、建物の対策を次のように区分します。

対策内容	考え方
長寿命化	耐用年数（目標使用年数）まで十分に使用するための改修工事等を実施
事後保全	長寿命化のための大規模改修工事等を行わず、安全を担保する最低限度の補修を行い、当面維持
解体・譲渡	用途廃止後の建物を解体、譲渡又は貸付
他部局調整	他部局の機能を含む複合施設内に開設しているため、施設全体のあり方を含め、所管部局のみで方向性を示せない

6 施設ごとの方向性と対策方針

※前期：R8（2026）～R12（2030） 後期：R13（2031）～R16（2034） 期間内：～R16（2034）

名称・施設	機能の 方向性	建物の 対策	実施時期		
			前期	後期	期間内
長浜東部福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
長浜西部福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
長浜北部福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
浅井福祉ステーション					
デイサービスセンター	廃止	解体・譲渡	●		
虎姫生きがいセンター ≪他部局機能 施設内併設≫					
デイサービスセンター	－	他部局調整			
湖北福祉ステーション					
高齢者福祉センター	廃止	解体		●	
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
高月福祉ステーション【複合施設】					
高月高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
木之本福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	廃止を含め検討	解体・譲渡			●
デイサービスセンター	廃止を含め検討	解体・譲渡			●
余呉福祉ステーション ≪他部局機能 施設内併設≫					
高齢者福祉センター	廃止 (貸館機能継続)	他部局調整	●		
デイサービスセンター	中長期維持	他部局調整			
西浅井福祉ステーション					
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			

7 今後の予定

令和8年8月 長浜市公共施設マネジメント推進委員会（計画案報告）

9月 健康福祉常任委員会（最終案報告）・策定

長浜市高齢者福祉施設個別施設計画 (案)

～未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ～

令和8年 月
長浜市健康福祉部長寿推進課

目次

1	はじめに	
1-1	背景と目的	3
1-2	対象施設 一覧・位置図	4
1-3	計画の位置付け	6
1-4	長浜市公共施設等総合管理計画・同個別施設計画 等	6
1-5	計画期間	10
2	高齢者の状況・高齢者福祉施設の現状	
2-1	人口等推移	11
2-2	高齢者福祉施設の概要	13
2-3	高齢者福祉センター	13
2-4	高齢者福祉センターの利用状況	16
2-5	デイサービスセンターの概要	17
2-6	通所介護サービスの現況及び分析	17
3	個別施設の概況	
1	長浜東部福祉ステーション	24
2	長浜西部福祉ステーション	24
3	長浜北部福祉ステーション	28
4	浅井福祉ステーション	28
5	虎姫デイサービスセンター	31
6	湖北福祉ステーション	31
7	高月福祉ステーション	34
8	木之本福祉ステーション	34
9	余呉福祉ステーション	38
10	西浅井福祉ステーション	38
4	今後の取り組みの基本的な方針	
4-1	長浜市公共施設等総合管理計画で示す基本方針(再掲)	41
4-2	高齢者福祉センターに関する課題	42
4-3	高齢者福祉センターの方向性	43
4-4	デイサービスセンターに関する課題	44
4-5	デイサービスセンターの方向性	45
5	実施計画	
5-1	機能の方向性と対策内容区分	46
5-2	優先順位の考え方	48
5-3	施設ごとの方向性と対策方針	49
5-4	施設マネジメント(財源の確保)	57
6	実施計画の推進にあたって	
6-1	点検管理	57
6-2	運用方針	
6-3	おわりに	

1 はじめに

1-1 背景と目的

本市では「長浜市公共施設等総合管理計画」（平成27年3月策定、令和7年1月改定、以下「総合管理計画」という。）において、施設類型ごとに実効性のある個別施設計画を策定し、計画的、効率的な施設管理を目指すこととしています。

現在市内にある高齢者福祉施設は、大半が築後30年近く経過し老朽化が進んでいます。今後、市の総人口は減少する一方で、高齢者人口及び高齢化率は引き続き高い水準で推移する見込みであり、施設のあり方は、社会状況を踏まえその機能を整理し、必要性を明確にした上で、市域全体として適正な配置を検討する必要があります。

本計画は、総合管理計画の趣旨に沿い、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合も図りつつ、各施設の個別具体的な検討を通じて、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に、高齢者福祉施設の個別施設計画として策定するものです。

1 - 2 対象施設 一覧・位置図

名称・施設	所在地	建築年
長浜東部福祉ステーション		
長浜東部高齢者福祉センター	東上坂町	1998（H10）
長浜東部デイサービスセンター		
長浜西部福祉ステーション		
長浜西部高齢者福祉センター	朝日町	2001（H13）
長浜西部デイサービスセンター		
長浜北部福祉ステーション		
長浜北部高齢者福祉センター	神照町	2000（H12）
長浜北部デイサービスセンター		
浅井福祉ステーション		
浅井デイサービスセンター	今荘町	1997（H9）
虎姫生きがいセンター		
虎姫デイサービスセンター	宮部町	1995（H7）
湖北福祉ステーション		
湖北高齢者福祉センター	湖北町速水	1977（S52）
湖北デイサービスセンター		1997（H9）
高月福祉ステーション		
高月高齢者福祉センター	高月町西物部	1994（H6）
高月デイサービスセンター		
木之本福祉ステーション		
木之本高齢者福祉センター	木之本町千田	1980（S55）
木之本デイサービスセンター		2000（H12）
余呉福祉ステーション		
余呉高齢者福祉センター	余呉町中之郷 （余呉やまなみセンター内）	1998（H10）
余呉デイサービスセンター		
余呉やまなみセンター高齢者居住施設	余呉町中之郷 （余呉やまなみセンター内）	1998（H10）
西浅井福祉ステーション		
西浅井デイサービスセンター	西浅井町塩津浜	2004（H16）
※長浜高齢者福祉センター	地福寺町 （長浜市民交流センター内）	1989（H1）

※長浜高齢者福祉センターは長浜市民交流センター内の一施設であるため、総合管理計画では生涯学習系施設に分類されていますが、他の高齢者福祉センターと合わせて現状の分析と課題を整理します。

【位置概略図】



1－3 計画の位置付け

本計画は、総管理計画に基づき、高齢者福祉施設等に関する適正配置や規模の適正化により、持続可能な財政運営の実現を目指す個別施設計画です。

1－4 長浜市公共施設等総管理計画・同個別施設計画 等

■長浜市公共施設等総管理計画（平成27年3月策定、令和7年1月改定）抜粋

第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

2 基本理念

人口減少や少子高齢化、施設の老朽化や更新時期の到来など、本市の公共施設等を取り巻く状況が深刻さを増す中で、すべての公共施設等をこれまでどおり維持し続けることは不可能です。したがって、質の高い施設サービスの提供や持続可能な財政運営を行うためには、選択と集中により、これまで以上に思い切った施設の統合や再編、廃止等を進め、確実に施設の総量縮減、適正配置を行うことで、真に必要な資産を未来に残すことが求められます。

このため「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ことを基本理念として、質の高い資産（＝よりよきもの）を残すための取組を進めます。

人口減少・少子高齢化の
進展

厳しい財政見通し

多大な資産の保有による
維持管理費・更新費用の増大



長浜市公共施設等総管理計画

【基本理念】

未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ

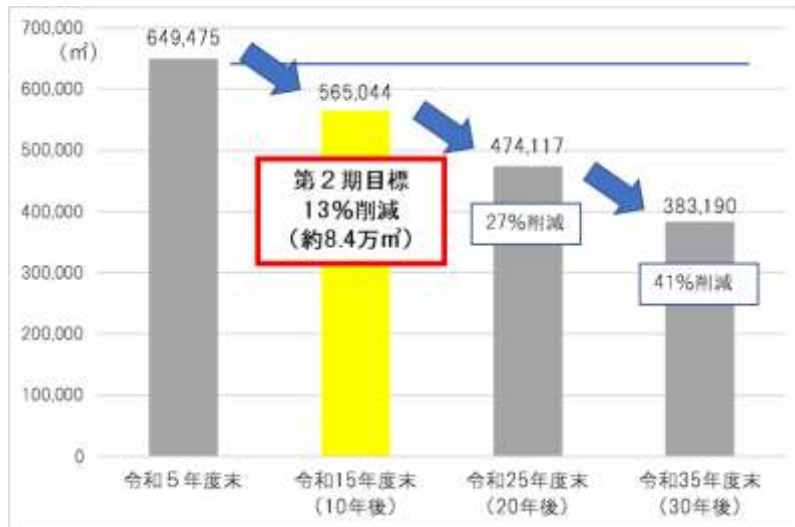
3 数値目標の設定

（1）公共建築物の目標設定

① 今後30年間の削減目標

第4の5で試算した将来更新費用の推計値のとおり、今後の状況は厳しさを増す一方です。

このため、本市では建築物ライフサイクルコストの低減を目的とした予防保全（長寿命化改修）を前提に、今後30年間の延床面積削減目標を41%削減とし、期別ごとの数値目標を以下のとおり設定することとします。このため、これまで以上に思い切った施設の統合や集約などの取組による総量縮減、適正配置が求められます。



4 基本方針

3の数値目標を達成するため、公共施設等の基本方針を、公共建築物とインフラ資産それぞれに分けて定めます。

(1) 公共建築物基本方針

① 適正配置

施設類型ごとに個別施設計画の策定や見直しを行い、施設の総量縮減、適正配置を一層推進します。また、施設の更新（建替）や大規模改修（長寿命化改修）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します。

●個別施設計画の策定・見直し

施設類型ごとの個別施設計画については、第1期計画期間中も順次策定してきましたが、一部の施設類型のみの策定にとどまっています。今後、公共建築物の適正配置や総量縮減を一層推進することはもとより、新規整備や大規模改修する際の財源を確保するうえでも個別施設計画が必要になる場合があるため、施設類型ごとに実効性のある個別施設計画を策定又は見直し、計画的、効率的な施設管理を目指します。

個別施設計画の策定、見直しが必要な施設類型一覧

小分類	施設類型	策定済個別施設計画
小学校・中学校・義務教育学校	小学校・中学校・義務教育学校	長浜市学校施設等長寿命化計画
その他教育施設	給食センター	長浜市学校施設等長寿命化計画
市民文化系施設	まちづくり施設	
	文化ホール	
社会教育系施設	図書館	
	博物館・資料館	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	長浜市スポーツ施設整備基本計画
	レクリエーション・観光施設	
	宿泊施設	
産業系施設	勤労者福祉施設	
	物販施設	
	その他産業系施設	
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	長浜市学校施設等長寿命化計画
	地域子育て支援センター	
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	
	しょうがい福祉施設	
	保健センター	
	地域総合センター	
医療施設	診療所	
庁舎等	庁舎	
	その他行政系施設	
公営住宅	市営住宅等	長浜市公営住宅等長寿命化計画
	改良住宅	
公園	公園	
駐車場・駐輪場所	駐車場・駐輪場所	
その他都市基盤施設	駅関連施設	
	墓地	
病院施設等	病院施設等	
道路	道路	長浜市道づくり計画
		長浜市道路整備アクションプログラム
橋りょう	橋りょう	長浜市橋梁長寿命化修繕計画
下水道施設	下水道施設	第2次長浜市下水道ビジョン 長浜市ストックマネジメント計画

※背景色のあるものは、計画未策定

●（施設の更新（建替）又は大規模改修（長寿命化）の場合）

- ・施設の適正配置の観点から、市として当該施設が本当に必要かどうか将来のまちづくりを見据えた上で、施設の新設の場合と同様にゼロベースで検討します。
- ・更新（建替）する場合においても、構造や規模等について十分検討し、将来の財政負担削減に努め、簡素で機能的な施設更新を行います。
- ・一定の規模があり、建物性能が高い施設については、本来業務の支障のない範囲で施設の複合化・多機能化を進めます。複合化・多機能化を進める施設については、利用者の安全確保や災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、必要に応じて、適宜耐震化を進めることとします。
- ・施設の規模や機能、施設間の距離、交通利便性、地形的条件などを総合的に検討し、合併前の旧市町の行政区域にとらわれない施設の配置を進めることとします。
- ・近隣自治体の施設との相互利用等の連携や、市域を超えた広域的な利用も視野に入れた柔軟な配置を検討します。

- ・所有型からシェアリングエコノミー型への移行や、ファシリティマネジメントとエリアマネジメントの観点から、市内の民間事業者や団体等と連携し、施設の有効活用やコスト削減等について研究を進めます。
 - ・国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用についても、情報共有を図り、公共施設等の有効活用に向けた取組を検討します。
 - ・借地に設置している施設については、借地の解消に向けた取組を進めます。
 - ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等が求められており、施設の新築や増改築を行う場合は、脱炭素化など環境負荷の低減に配慮した施設整備を検討し、ながはまゼロカーボンビジョン2050（令和5年3月策定）及び長浜市地球温暖化対策実行計画事務事業編（令和6年3月改定版策定）との整合を図ります。
 - ・公共建築物は、まちの景観や文化を形作る要素のひとつになることもあるため、施設の整備や改修、解体等にあたっては、周辺のまちづくりとの調和がとれるよう配慮します。
- （施設の廃止の場合）
- ・老朽化等により用途廃止した施設については、利用者や周辺住民の安全確保の観点から、できる限り早期に解体することとします。
 - ・建物が比較的新しい施設の用途を廃止した場合には、他への用途変更や地元・民間への譲渡・貸付等について検討することとします。譲渡・貸付等の条件が整わない場合や有効活用までに時間を要する場合等については、資産の適切な保全に努めます。
 - ・施設の用途廃止後における建物については、長浜市公有財産の利活用に関する基本方針に基づき、有効活用を進めるとともに、そのために必要なノウハウを充実させるため、引き続き先進団体の事例や支援制度等の調査・研究に取り組みます。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

- （４）福祉系施設
 ４－２－１ 保健・福祉施設（高齢者福祉施設）
 ⑤進捗状況・数値目標

令和５年度末	令和１６年度末	
当初延床面積（Ａ）	延床面積（Ｂ）	増減率 $C = (B - A) / A \times 100$
14,516.81 ㎡	12,533.57 ㎡	▲13.6%

⑥施設類型ごとの管理に関する基本方針

- ・デイサービスセンターについては、要介護認定者数の増加に伴い、デイサービス利用も伸びることが予測されますが、民間で同種のサービスが提供されていることから、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、日常生活圏域ごとに設置の必要性を継続的に検討します。
- ・高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も視野に入れつつも、教養の向上及びレクリエーション等の機会提供の場にとどまらず、介護予防活動の拠点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進します。
- ・デイサービスセンターについては、総合管理計画の基本方針に基づき、各施設の指

定管理更新時期に合わせて、築年数や老朽化の状況を踏まえ、また、今後の高齢者人口の推移や利用率、民間事業者を含む類似施設の配置や、当該施設立地のハザードリスク等、総合的な視点から継続設置の必要性が低いと判断した施設について廃止を進めます。

・高齢者福祉センターについては、介護予防の推進、高齢者福祉の増進の視点から活用促進を図りつつ、個々の施設の老朽化の状況や利用状況を踏まえ、耐用年数を経過する施設は、適時、施設機能の移転や用途変更を含めた整理統合を検討します。

■中長期計画（R17～R36）

・要介護者は増えると見込まれる一方、介護人材は人手不足が深刻な問題となると想定されています。今後の介護保険制度の変革に注視し施設のあり方を検討します。

■第9期ゴールドプランながはま21（計画期間：R6～8年度）

市内に8か所ある高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も視野に入れつつも、教養の向上、レクリエーション等の機会提供にとどまらず、介護予防活動の拠点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進する必要があります。

公設の通所介護施設（デイサービスセンター）については、需要や類似のサービスの利用状況などを考慮し、その必要性を判断する必要があります。

■ながはまゼロカーボンビジョン 2050

施設の新築や増改築を行う場合は、太陽光発電の導入、建築物におけるZEB4の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入といった、脱炭素化など環境負荷の低減に配慮した施設整備を検討する必要があります。

1－5 計画期間

策定日から 令和16（2034）年度まで

この計画の終期は、総合管理計画（第2期）の期間と同じ令和16（2034）年度までとします。計画期間中は、進捗状況等についてフォローアップを実施し、把握した状況を踏まえ次期計画に反映していくこととします。

2 高齢者の状況・高齢者福祉施設の現状

2-1 人口等推移

高齢者人口は増加傾向にあり、令和22年にピークに達すると見込まれます。

また、要支援・要介護認定者数についても今後増加が続き、令和17年にピークに達すると見込まれます。

地域ごとにみると、市北部では65歳以上人口はすでにピークを過ぎている一方で、市南部での増加傾向は今後も続く見込まれ、推移に差異が見られます。

◆高齢者人口の見込み

		令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和12年 2030	令和17年 2035	令和22年 2040	令和27年 2045	令和32年 2050
市全体	65歳以上	33,215	33,347	33,362	33,319	33,407	33,393	34,296	34,125	33,337
	75歳以上	18,436	19,193	19,584	19,917	20,204	19,782	19,283	19,144	20,221
	要支援・要介護 認定者数	6,677	6,808	7,066	7,100	7,487	7,753	7,744	7,509	7,478
①南長浜	65歳以上	7,009	7,058	7,033	7,025	7,238	7,509	8,005	8,055	7,916
	75歳以上	4,091	4,208	4,202	4,236	4,131	4,069	4,206	4,472	4,898
②神照郷里	65歳以上	8,269	8,344	8,373	8,389	8,635	8,953	9,635	9,995	10,174
	75歳以上	4,489	4,761	4,895	5,025	5,174	5,104	5,117	5,311	5,939
③浅井	65歳以上	3,519	3,558	3,599	3,618	3,695	3,728	3,860	3,842	3,720
	75歳以上	1,892	1,988	2,051	2,093	2,218	2,202	2,180	2,148	2,286
④びわ	65歳以上	2,280	2,270	2,256	2,260	2,208	2,107	2,075	1,975	1,882
	75歳以上	1,198	1,252	1,312	1,330	1,383	1,346	1,266	1,169	1,175
⑤虎姫	65歳以上	1,602	1,588	1,605	1,605	1,587	1,518	1,486	1,442	1,364
	75歳以上	884	896	913	930	948	949	902	841	830
⑥湖北	65歳以上	2,548	2,528	2,528	2,519	2,467	2,385	2,341	2,344	2,233
	75歳以上	1,390	1,426	1,457	1,492	1,502	1,470	1,382	1,313	1,312
⑦高月	65歳以上	2,927	2,954	2,939	2,926	2,832	2,728	2,706	2,653	2,580
	75歳以上	1,586	1,668	1,713	1,764	1,820	1,747	1,596	1,486	1,511
⑧木之本	65歳以上	2,458	2,442	2,452	2,428	2,303	2,153	2,018	1,880	1,716
	75歳以上	1,403	1,439	1,462	1,459	1,468	1,407	1,269	1,154	1,089
⑨余呉	65歳以上	1,214	1,209	1,186	1,175	1,105	1,013	933	807	712
	75歳以上	726	754	744	757	717	676	611	533	503
⑩西浅井	65歳以上	1,389	1,396	1,391	1,374	1,337	1,299	1,237	1,132	1,040
	75歳以上	777	801	835	831	843	812	754	717	678

※第10期ゴールドプランながはま21作成にかかるデータを基に作成(R8年以降は推計値)

※①南長浜：長浜まちなか連合、六荘連合、西黒田連合、神田連合 ②神照郷里：神照連合、北郷里連合、南郷里連合

本市の第1号被保険者数に対する認定率は全国や県市平均に比べて高く、滋賀県内では高島市に次いで2番目となっています。

◆認定者数、認定率の状況

区分	第1号被保険者数	認定者数 (第1号被保険者)	認定率
全国	35,852,005	7,153,545	20.0%
県市平均	-	-	18.5%
大津市	96,265	19,956	20.7%
彦根市	29,205	5,767	19.7%
長浜市	33,382	6,927	20.8%
近江八幡市	22,939	3,557	15.5%
草津市	31,562	6,027	19.1%
守山市	19,358	3,577	18.5%
甲賀市	25,909	4,717	18.2%
野洲市	13,610	2,562	18.8%
湖南市	14,187	2,153	15.2%
高島市	16,700	3,599	21.6%
東近江市	30,812	4,860	15.8%
米原市	11,330	2,194	19.4%
栗東市	13,855	2,436	17.6%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告書（令和7年6月月報）」を基に作成

注）第1号被保険者とは、65歳以上の被保険者をいう。

認定者数とは、要介護・要支援認定者数の総数をいう。

2-2 高齢者福祉施設の概要

4 ページ（1-2 対象施設 一覧・位置図部分）の一覧にあるとおり、本市では「福祉ステーション」の名称で、それぞれ高齢者福祉センター、デイサービスセンターのいずれか、もしくは両方の機能を持ちながら、高齢者福祉及び地域福祉の増進を図っています。

長浜市福祉ステーション条例第3条のとおり、それぞれのステーションでは条例記載の事業の全部又は一部を行っています。

◆長浜市福祉ステーション条例(平成18年2月13日条例第112号)

(設置)

第1条 高齢者福祉及び地域福祉の増進を図るため、本市に長浜市福祉ステーション（以下「福祉ステーション」という。）を設置する。

(事業)

第3条 福祉ステーションは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行う。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業

(2) 法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業

(3) 法第20条の7に規定する老人福祉センターが行う事業

(4) 法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターが行う事業

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項に規定する訪問入浴介護事業

(6) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業

(7) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業

(8) ボランティア活動の支援に関する事業

(9) 前各号に掲げるもののほか、高齢者福祉及び地域福祉の増進のため必要な事業

◆老人福祉法

(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

2-3 高齢者福祉センター

(1) 市内の高齢者福祉センター

本市には、7つの高齢者福祉センター（東部、北部、西部、湖北、高月、木之本、余呉）があり、湖北と余呉は直営（管理業務委託）、それ以外の施設は指定管理者制度により運営しています。

名称・施設	所在地	建築年
長浜東部高齢者福祉センター	東上坂町 1000 番地	1998 (H10)
長浜西部高齢者福祉センター	朝日町 19 番 3 号	2001 (H13)
長浜北部高齢者福祉センター	神照町 288 番地 1	2000 (H12)
湖北高齢者福祉センター	湖北町速水 1860 番地	1977 (S52)
高月高齢者福祉センター	高月町西物部 73 番地 1	1994 (H6)
木之本高齢者福祉センター	木之本町千田 53 番地	1980 (S55)
余呉高齢者福祉センター	余呉町中之郷 2434 番地	1998 (H10)

(2) 高齢者福祉センターに関するアンケート

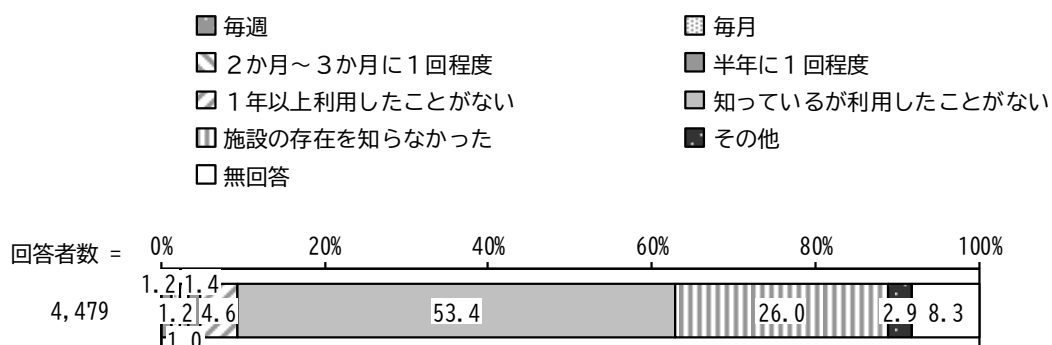
高齢者福祉センターに対する市民（高齢者）の認識を把握するため、高齢者保健福祉計画の策定にあたり 3 年に 1 度実施している高齢者実態調査の中に調査項目を設けました。

～高齢者実態調査の概要～

調査対象 長浜市内在住の 65 歳以上の高齢者
 配布数 6,436 有効回収数 4,479 有効回収率 約 69.6%
 調査期間 令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月

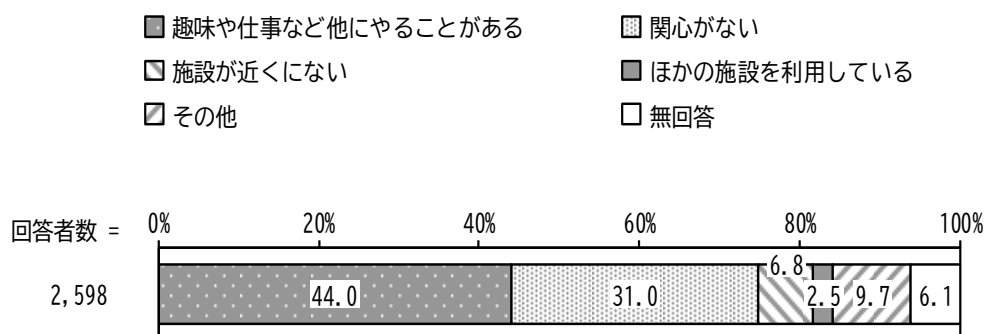
問 市内に 8 か所の高齢者福祉センターが設置されていますが、どの程度利用されていますか。(1 つに○)

「知っているが利用したことがない」の割合が 53.4% と最も高く、次いで「施設の存在を知らなかった」の割合が 26.0% となっています。



前の問で「1年以上利用したことがない」「知っているが利用したことがない」とお答えいただいた方に、おうかがいします。
高齢者福祉センターを利用していない理由をお教えてください。（1つに○）

「趣味や仕事など他にやることがある」の割合が44.0%と最も高く、次いで「関心がない」の割合が31.0%となっています。



（３）周知・活用に向けた取り組み

ゴールドプランにおいては、これまでから次のように明記しながら、高齢者福祉センターが高齢者の活動拠点となるべく各種取り組みを進めています。

第８期 (R3～5年)	高齢者が気軽に参加しやすい拠点づくりを奨め、高齢者の健康・生きがいづくりを推進します。
第９期 (R6～8年)	文化教養、介護予防、認知症予防等、高齢者のニーズに応じた事業や活用方法を検討し、元気高齢者を増やす場としての活用を進めます。

具体的な取り組みの一例としては次のとおりです。

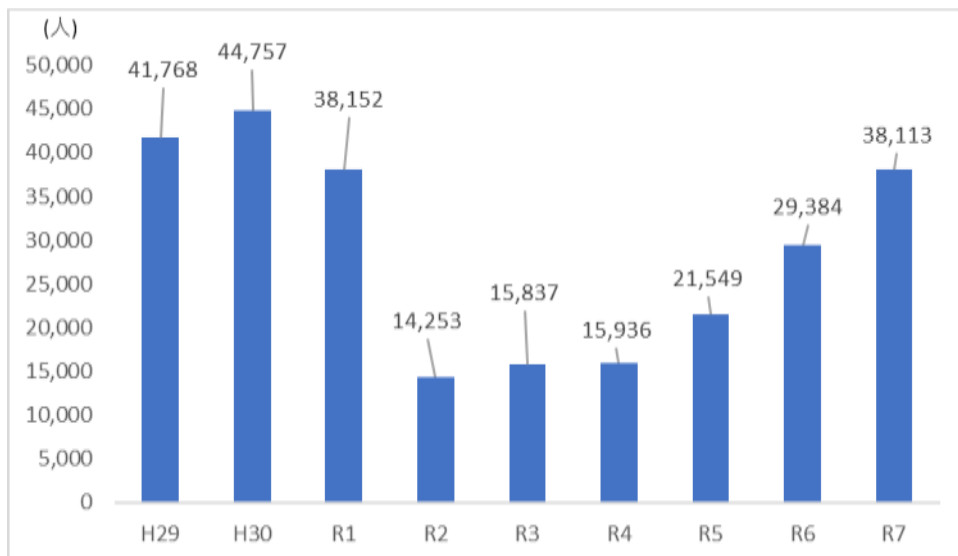
- ① 高齢者福祉センターの周知広報
 - ・センターの概要をまとめたチラシを作成し、公共施設に設置
 - ・市ホームページによるセンター情報の掲載
 - ・市公式LINEなどによる情報発信 など
- ② 主催事業等の会場として活用
 - ・高齢者対象スマートフォン講座（R４～R７年度）
 - ・きょうせ体操体験会
 - ・シルバー人材センター会員募集説明会 など
- ③ 指定管理者による自主事業実施
 - ・筋力トレーニングマシンの設置（北部、東部）
 - ・介護予防、生きがいづくり等各種講座

2-4 高齢者福祉センターの利用状況

◆全高齢者福祉センターの利用人数の推移

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東部	3,079	2,426	1,741	831	918	808	997	3,012	5,615
西部	12,299	13,042	12,351	1,942	1,870	2,715	2,804	2,858	3,187
北部	3,827	4,528	3,161	1,526	2,099	2,778	5,009	8,303	13,831
湖北	3,283	3,289	2,660	1,284	1,852	1,965	1,858	3,756	4,143
高月	8,783	9,191	8,561	4,591	4,150	4,505	5,600	4,785	4,624
木之本	3,977	6,697	4,876	2,404	2,901	2,638	4,106	4,991	5,168
余呉	6,520	5,584	4,802	1,675	2,047	527	1,175	1,679	1,545
計	41,768	44,757	38,152	14,253	15,837	15,936	21,549	29,384	38,113



令和2年度、コロナ禍により利用者が急減しました。その後、事業の再開などにより徐々に回復傾向が見られますが、施設ごとに違いがあります。

◆利用実態（令和6年度）

	事業 (人)	貸館 (人)	計 (人)	貸館率
長浜東部	2,056	956	3,012	31.7%
長浜西部	601	2,257	2,858	79.0%
長浜北部	5,826	2,477	8,303	29.8%
湖北	0	3,756	3,756	100.0%
高月	1,121	3,664	4,785	76.6%
木之本	180	4,811	4,991	96.4%
余呉	0	1,679	1,679	100.0%

施設ごとに、事業・貸館の利用比率に違いが見られます。特に貸館の割合が高い施設は、近隣類似施設の貸館利用状況を把握していく必要があります。

2-5 デイサービスセンターの概要

デイサービスセンターは老人福祉法に基づいて設置されている施設であり、介護保険法に規定する通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）を行っています。

原則として、施設の利用ができるのは、介護保険制度において要介護又は要支援の認定を受けた方などに限られます。

公設のデイサービスセンターは、長浜市福祉ステーション条例に基づき設置しており、下表のとおり、現在市内には9か所の公設のデイサービスセンターがあります。いずれのデイサービスセンターも指定管理者制度により運営しています。

なお、虎姫デイサービスセンターは、行政財産使用許可により長浜市社会福祉協議会が運営されています。

名称・施設	所在地	定員 (人)	建築年
長浜東部デイサービスセンター	東上坂町	35	1998 (H10)
長浜西部デイサービスセンター	朝日町	40	2001 (H13)
長浜北部デイサービスセンター	神照町	35	2000 (H12)
浅井デイサービスセンター	今荘町	35	1997 (H9)
湖北デイサービスセンター	湖北町速水	35	1997 (H9)
高月デイサービスセンター	高月町西物部	35	1994 (H6)
木之本デイサービスセンター	木之本町千田	35	2000 (H12)
余呉デイサービスセンター	余呉町中之郷	30	1998 (H10)
西浅井デイサービスセンター	西浅井町塩津浜	40	2004 (H16)
虎姫デイサービスセンター	宮部町	30	1995 (H7)

2-6 通所介護サービスの現況及び分析

(1) 通所介護などの受給状況

第1号被保険者に対する通所介護等の受給率は、全国・県市平均よりも高く、県内では米原市、高島市に次いで3番目となっています。認定者に対する受給率は全国よりも高く、県市平均よりはわずかに低くなっています。受給者1人当たりの利用日数は全国平均と同じで、県市平均よりもわずかに高くなっています。

こうした受給状況と本市の認定率が高い（P12参照）ことから判断すると、現時点において通所介護等の供給状況は充足しているといえます。

◆通所介護の受給状況

区分	(a) 第1号被保険者数	(b) 認定者数 (第1号・第2号被保険者合算)	(c) 受給者数	(d) 受給率 (/第1号被保険者数) (c)/(a)	(e) 受給率 (/認定者数) (c)/(b)	(f) 利用日数	(g) 受給者1人当たりの利用日数	(h) 第1号被保険者1人当たりの利用日数 (f)/(a)	(i) 認定者数1人当たりの利用日数 (f)/(b)
全国	35,852,005	7,286,692	2,222,170	6.2%	30.5%	20,260,771	9.1	0.57	2.78
県市平均	-	-	-	6.7%	35.7%	-	8.7	0.58	3.09
大津市	96,265	20,301	6,428	6.7%	31.7%	54,430	8.5	0.57	2.68
彦根市	29,205	5,886	1,973	6.8%	33.5%	18,485	9.4	0.63	3.14
長浜市	33,382	7,062	2,453	7.3%	34.7%	22,340	9.1	0.67	3.16
近江八幡市	22,939	3,627	1,486	6.5%	41.0%	13,196	8.9	0.58	3.64
草津市	31,562	6,136	1,976	6.3%	32.2%	17,916	9.1	0.57	2.92
守山市	19,358	3,637	1,297	6.7%	35.7%	11,401	8.8	0.59	3.13
甲賀市	25,909	4,796	1,492	5.8%	31.1%	12,680	8.5	0.49	2.64
野洲市	13,610	2,616	962	7.1%	36.8%	8,021	8.3	0.59	3.07
湖南市	14,187	2,208	781	5.5%	35.4%	6,175	7.9	0.44	2.80
高島市	16,700	3,636	1,243	7.4%	34.2%	9,197	7.4	0.55	2.53
東近江市	30,812	4,957	1,874	6.1%	37.8%	16,669	8.9	0.54	3.36
米原市	11,330	2,219	956	8.4%	43.1%	8,675	9.1	0.77	3.91
栗東市	13,855	2,495	920	6.6%	36.9%	8,079	8.8	0.58	3.24

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告書（令和7年6月月報）」を基に作成

注）受給者数は、通所介護、通所リハ、地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の総計

（２）圏域別の通所介護・地域密着型通所介護事業所等数の推移

介護保険制度発足時は、市域全体で15事業所、各圏域には1つ又は2つの事業所しかありませんでしたが、現在60事業所あまりと約4倍に増加しています。特に平成27年度頃にかけて大幅に増加し、以降は微増減しつつ現在は減少傾向にあります。

市内の通所介護の受給状況が全国あるいは県内他市平均以上であることを加味し考察すると、現時点において、市全体としての通所介護サービスの供給量は、需要に対して充足し、落ち着いているといえます。

圏域とは

日常生活圏域の略称。介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域の基盤整備を進めていくこととなっています。

この日常生活圏域は、介護保険法において「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」として示され、保険者ごとに定めることとされています。

本市では、10の日常生活圏域（圏域）を設定しています。

その区分としては市町合併の旧8町を単位とする8圏域と、旧長浜市は地域づくり協議会区域を単位として、南長浜圏域（長浜まちなか、六荘、西黒田、神田）、神照郷里圏域（南郷里、神照、北郷里）の2圏域となります。

◆圏域別 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護事業所数の推移（か所）

圏域	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
南長浜	2	3	4	4	4	6	7	7	9	10	11	15	16	17	18	20	20	21	19	19	19	18	18	18	18
神照郷里	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	6	6	6	8	7	7	9	9	9	10	10	10	11
浅井	2	2	2	2	2	3	4	4	4	5	7	6	6	6	7	7	5	5	5	5	5	5	5	4	4
びわ	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	5	5
虎姫	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
湖北	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	5	5	6	6	6	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5
高月	1	1	1	1	2	2	3	4	4	4	5	8	7	7	7	8	8	7	7	8	9	8	8	8	8
木之本	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	5
余呉	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
西浅井	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
市計	15	16	17	19	21	28	32	34	37	40	48	54	59	60	63	69	66	66	65	66	67	64	63	63	62

（３）市介護保険事業計画上の施設整備目標

通所介護（デイサービス）事業のうち、定員が18人以下の施設は「地域密着型サービス」に位置付けられています。

また、国において「地域密着型」に区分される事業については、要介護者の住み慣れた地域での生活を支える必要性から、身近な自治体の主体的な判断のもと提供されることが適当とされており、当該事業の整備方針は市の介護保険事業計画に位置付けています。

第9期ゴールドプランながはま21 P149 ≪抜粋≫

（ウ）サービス量の見込

地域密着型通所介護は利用定員に空きのある状態が全体として継続しているため新規の募集は行いませんが、既存通所介護の定員減少に伴う指定、サテライト施設の統合・分離による既存定員の増減を伴わない指定、しょうがい者施設の共生型施設の指定に限っては数値目標なく指定します。

◆通所介護関連サービス利用量の見込み（回／年）

	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
通所介護	181,438	188,849	192,528	196,052	206,975	218,225	222,787	218,128	216,385
通所リハビリ	35,904	36,452	37,235	37,806	39,786	41,968	42,827	41,724	41,639
認知症対応型通所介護	13,738	13,566	13,994	14,446	15,152	15,859	16,436	15,925	15,752
地域密着型通所介護	35,372	36,679	37,458	37,972	40,406	42,395	43,012	42,134	41,879
総合事業通所介護	13,896	14,580	15,276	16,056	14,388	14,340	13,632	13,080	12,912
合計	280,348	290,126	296,491	302,332	316,707	332,787	338,694	330,991	328,567

資料：第9期ゴールドプランながはま21「サービス量の見込」を基に作成

(4) 市内通所介護等サービス事業所の圏域別稼働状況

公設事業所の名称	月当たり定員数(人)	利用実績(人)	利用率
合計(市内事業所)	39,935	25,246	63.2%
南長浜圏域			
長浜西部デイサービスセンター	1000	621	62.1%
長浜長寿デイサービスセンター	300	122	40.7%
圏域全体	10,154	6,374	62.8%
※公設分の定員除く	8,854	6,374	72.0%
神照郷里圏域			
リハビリデイサービス東部	875	599	68.5%
神照リハビリデイサービス	735	549	74.7%
圏域全体	6,712	4,471	66.6%
※公設(東部)分の定員除く	5,837	4,471	76.6%
※公設(神照)分の定員除く	5,977	4,471	74.8%
※公設(東部&神照)分の定員除く	5,102	4,471	87.6%
浅井圏域			
リハビリデイサービス浅井	875	485	55.4%
圏域全体	4,286	2,907	67.8%
※公設分の定員除く	3,411	2,907	85.2%
びわ圏域			
圏域全体	4,000	2,454	61.4%
※公設は設置なし			
虎姫圏域			
デイサービスいろはの湯	630	423	67.1%
圏域全体	2,280	1,318	57.8%
※貸付分の定員除く	1,650	1,318	79.9%
湖北圏域			
リハビリデイサービス湖北	875	508	58.1%
圏域全体	2,551	1,393	54.6%
※公設分の定員除く	1,676	1,393	83.1%
高月圏域			
しゃきょうデイサービス高月	875	641	73.3%
圏域全体	4,172	2,716	65.1%
※公設分の定員除く	3,297	2,716	82.4%
木之本圏域			
リハビリデイサービス伊香の里アネックス	875	468	53.5%
圏域全体	3,955	2,268	57.3%
※公設分の定員除く	3,080	2,268	73.6%
余呉圏域			
余呉はごろも村 やまなみデイサービス	750	590	78.7%
圏域全体	750	590	78.7%
西浅井圏域			
リハビリデイサービス西浅井	1,000	755	75.5%
圏域全体	1,075	755	70.2%
※公設分の定員除く	75	755	1007%

※事業所は地域密着型、認知症対応型、通所リハビリテーションを含む。

※R7.6月利用実績

『利用率』は、(年間延べ利用者数/年間延べ定員数)により算出されます。事業所の定員数に対して、どの程度のサービス利用が行われたかを示す指標です。

福祉医療機構*の調査レポートによると、通所介護サービスの利用率は69.4%となっています。また、黒字・赤字事業所別の利用率は、黒字事業所が73.7%、赤字事業所が63.9%と報告されており、利用率の高低が経営状況に大きく影響していると考えられ、本市全体の利用率は63%と低い状況にあると言えます。

*福祉医療機構：福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人

(5) サービス充足状況

利用者の居住圏域の定員数に対するサービス利用実績の割合を算出しています。利用需要に対して、自圏域内のサービス供給がどれだけ充足しているかがわかり、割合が低いほど自圏域のサービス需要に対して定員は充足しており、受入れの余力がある状況といえます。

一方で、100%を超える場合は、自圏域内の定員が不足している状況といえます。

◆利用者の居住圏域の定員数に対するサービス利用実績の割合

(単位：人)

事業所		利用者の居住圏域											合計
所在地	定員数 (b)	南長浜	神照郷里	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	圏域外	
南長浜	10,154	3,784	2,170	123	148	81	11	0	8	11	4	34	6,374
神照郷里	6,712	1,180	2,682	118	271	164	17	21	6	4	0	8	4,471
浅井	4,286	77	442	2,160	45	146	37	0	0	0	0	0	2,907
びわ	4,000	271	411	39	1,204	267	241	19	2	0	0	0	2,454
虎姫	2,280	98	333	117	121	473	100	57	19	0	0	0	1,318
湖北	2,551	17	17	9	102	69	963	187	29	0	0	0	1,393
高月	4,172	13	0	51	30	14	412	1,562	502	132	0	0	2,716
木之本	3,955	0	26	0	12	11	95	280	1,366	255	223	0	2,268
余呉	750	0	0	0	0	0	0	0	3	587	0	0	590
西浅井	1,075	0	0	0	0	0	0	0	17	0	738	0	755
合計(a)	39,935	5,440	6,081	2,617	1,933	1,225	1,876	2,126	1,952	989	965	42	25,246
居住圏域利用者数合計(a) /自圏域定員 (b)		54%	91%	61%	48%	54%	74%	51%	49%	132%	90%	-	63%

※R7年6月利用実績

※旧長浜市域（南長浜・神照郷里）：68%（圏域内利用者合計11,521人(a)/圏域内定員数16,866人(b))
…神照郷里圏域単独では、自圏域内の定員に余力がない数値（91%）が算出されているものの、南長浜圏域と神照郷里圏域は近接し往来が容易であり、一体的にサービス提供が可能であると考えられ、この2圏域を合算して算出した割合（68%）は平均並みとなります。

◆上の表をパーセント表記したもの

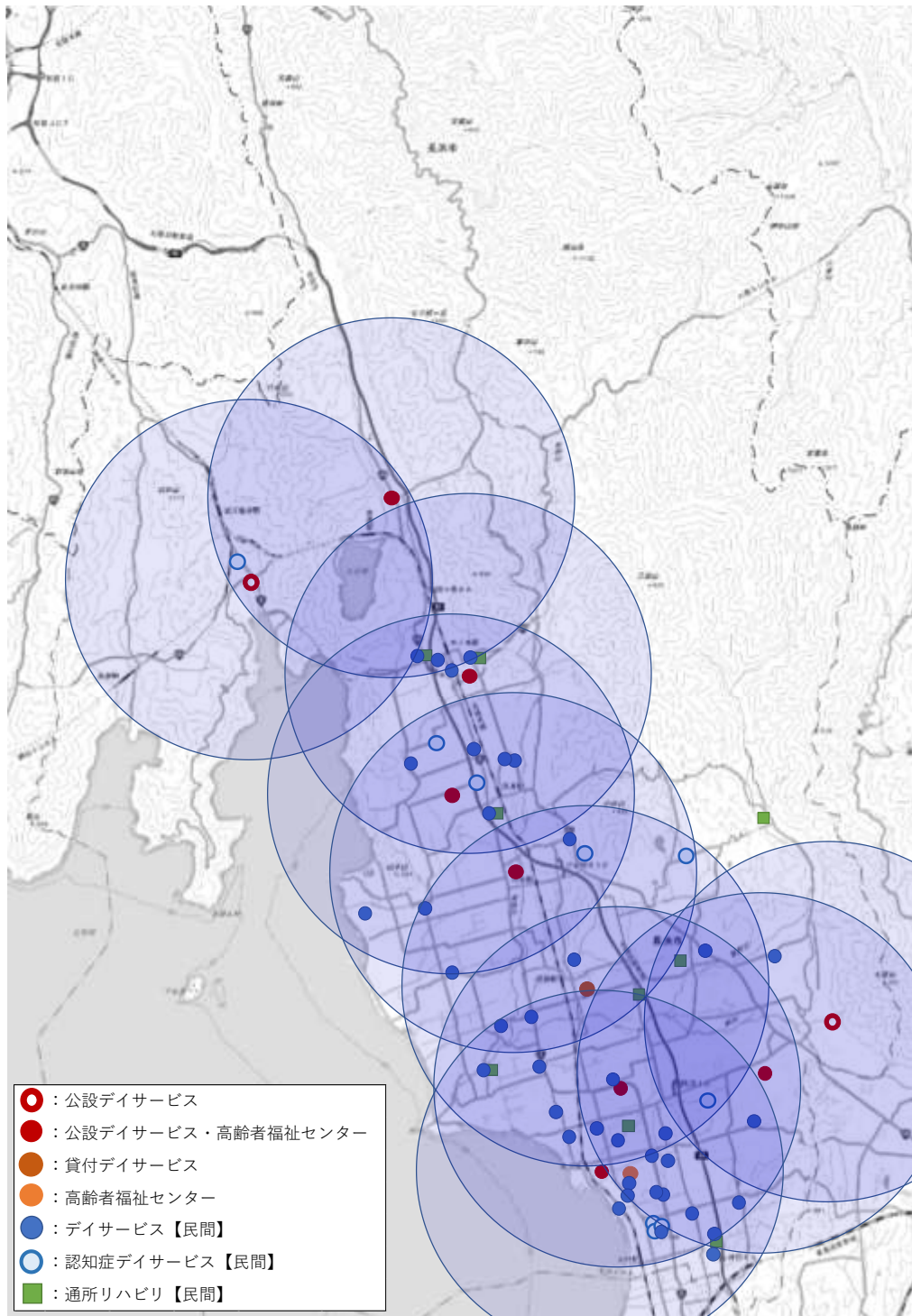
		利用者の居住圏域											
		南長浜	神照郷	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	圏域外	
事業所の所在地	南長浜	69.6%	35.7%	4.7%	7.7%	6.6%	0.6%	0.0%	0.4%	1.1%	0.4%	81.0%	
	神照郷里	21.7%	44.1%	4.5%	14.0%	13.4%	0.9%	1.0%	0.3%	0.4%	0.0%	19.0%	
	浅井	1.4%	7.3%	82.5%	2.3%	11.9%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	びわ	5.0%	6.8%	1.5%	62.3%	21.8%	12.8%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
	虎姫	1.8%	5.5%	4.5%	6.3%	38.6%	5.3%	2.7%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	湖北	0.3%	0.3%	0.3%	5.3%	5.6%	51.3%	8.8%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
	高月	0.2%	0.0%	1.9%	1.6%	1.1%	22.0%	73.5%	25.7%	13.3%	0.0%	0.0%	
	木之本	0.0%	0.4%	0.0%	0.6%	0.9%	5.1%	13.2%	70.0%	25.8%	23.1%	0.0%	
	余呉	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	59.4%	0.0%	0.0%	
	西浅井	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	76.5%	0.0%	
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

※R7.6月利用実績

(6) 市内事業所の分布状況

下図は、市内事業所が送迎対応可能とする距離を半径5kmと設定した上で(※)、各公設デイサービスセンターを中心に半径5kmの円を描いたものです。

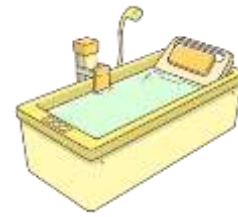
市町合併前の旧町ごとにデイサービスセンターが設置されているため、市域北部を除く大半の地域では、隣接する圏域で利用可能範囲がかなり重複していることが分かります。



※各公設デイサービスセンターに利用者居住地や送迎時間(目安)を聞き取り、送迎対応可能とする距離を半径5kmと設定。(施設の分布状況を確認するための目安であり、実際の送迎可能範囲やサービスの提供可否を示すものではありません。)

（７）機械浴槽について

機械浴槽（機械浴・特殊浴槽）とは、歩行困難な方や重度のしょうがいがある方、寝たきりの方が安全・快適に入浴できるよう設計された浴槽のことです。



ストレッチャーに寝たまま入浴するタイプ、専用の椅子に座って入浴するタイプなどがあり、介護施設や病院に設置され、施設職員の入浴介助の負担軽減や、利用者の自立支援に役立っています。

公設のデイサービスセンターでは、重度の利用者に対応できるよう、すべての施設に機械浴槽を設置しています。

令和７年10月に、市内の通所介護事業所に調査を行ったところ、機械浴槽のうちストレッチャー浴槽を設置している事業所は少なく、調査時点で設置のない事業所においては、導入費用や設置スペース等の観点から、今後設置を予定している所はありませんでした。

◆機械浴槽（ストレッチャー浴槽）の設置状況 （単位：基）

	あり（民間）	あり（公設）	なし
南長浜	3	1	15
神照郷里	2	2	8
浅井	1	1	4
びわ	1	-	5
虎姫	0	0	4
湖北	0	1	4
高月	0	1	7
木之本	2	1	3
西浅井	0	1	1
余呉	0	1	0
合計	9	9	51

※重度化対応の観点から「ストレッチャー浴槽」のみをカウントして記載しています。

公設デイサービスセンターの今後のあり方を考える際には、利用者が安心して利用できる環境の確保の観点から、機械浴槽についても、民間事業者を含めて利用の希望に十分に対応できるサービス提供体制があるかなど、状況把握のうえ検討を行います。

3 個別施設の概況

(1) 長浜東部福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

施設名称（住所）	長浜東部福祉ステーション（長浜市東上坂町）	
建築年	1998年（平成10年）	
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造平家建	
耐用年数	47年（2026年現在 27年経過）	
延べ床面積	996.70㎡	
防災計画等	福祉避難所の協定締結	
直近10年間の 修繕、設備更新等 の状況（100万円 以上のもの）	平成27年度 平成29年度 令和元年度 令和4年度 令和5年度	特殊浴槽・個浴型介護浴槽更新 吸収式冷温水機更新工事 浴室用給湯設備修繕、トイレ改修工事 雨漏り改修工事 空調設備改修工事
併設機能	—	
サービスの種類	通所介護：35人	
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：令和6年度～令和10年度 管理料：年間10,277千円 （高齢者福祉センター分として）	
経営状況（収支） 高齢者福祉センター含	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	11,045千円 6,367千円 ▲549千円 4,554千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設

- ・北郷里まちづくりセンター
- ・南郷里まちづくりセンター

◆高齢者福祉センター

【概況】

- ・平成30年度の北郷里まちづくりセンター竣工に伴い利用者が減少したが、令和6年度にトレーニングマシンを設置したことで増加傾向にある。
- ・外出支援事業を実施中（令和7年度末現在）

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
開館日数（日）	243	243	243	243	242
利用人数（人）	918	808	997	3,012	5,615
指定管理料（千円）	9,200	9,901	9,459	10,277	10,277

令和6年度の利用状況

自主事業	2,056人	自主事業の内容 ・健康ひろば（トレーニングマシン）1,499人 ・外出支援事業 ・生きがいづくり講座 ・買い物支援事業
貸館事業	679人	
その他	277人	
計	3,012人	

主な施設の稼働率 利用時間合計 / （8時間×20日） R6.6月実績

- ・教養娯楽室 22.5%

◆デイサービスセンター（事業所名：リハビリデイサービス東部）機械浴槽2基

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
稼働日数（日）	307	310	308	309	309
利用人数（人）	7,175	7,020	6,482	6,371	6,667

(2) 長浜西部福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

建物名称（住所）	長浜西部福祉ステーション（長浜市朝日町）	
建築年	2001年（平成13年）	
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造平家建	
耐用年数	47年（2026年現在 24年経過）	
延べ床面積	1,226.73㎡	
防災計画等	福祉避難所の協定締結 浸水想定区域1.0m～2.0m未満に立地	
直近10年間の修繕、設備更新等の状況（100万円以上のもの）	平成28年度 平成29年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	電話交換機修繕 給湯ボイラー更新 特殊浴槽更新 浴槽改修工事 給湯配管改修工事
併設機能	南長浜地域包括支援センター、ケアプランセンター	
サービスの種類	通所介護：定員40人 認知症型通所介護：定員12人	
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）青祥会 期 間：令和6年度～令和10年度 管理料：年間10,508千円（高齢者福祉センター分として）	
経営状況（収支） 高齢者福祉センター含	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	▲2,883千円 1,411千円 19,290千円 14,133千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設

- ・長浜まちづくりセンター
- ・六荘まちづくりセンター
- ・長浜市民交流センター
- ・長浜市勤労者総合福祉センター（臨湖）

◆高齢者福祉センター

【概況】

- ・各種事業を実施しているが、コロナ禍前程の利用者は無い。
- ・外出支援事業を実施中（令和7年度末現在）
- ・市街地に立地しており、利用者数に比べ駐車スペースが少ない。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開館日数（日）	154	238	243	243	242
利用人数（人）	1,870	2,715	2,804	2,858	3,187
指定管理料（千円）	11,104	10,346	9,494	10,508	10,508

令和6年度の利用状況

自主事業	601人	自主事業の内容 ・外出支援事業 ・うたごえ広場
貸館事業	684人	
その他	1,573人	
計	2,858人	

主な施設の稼働率 利用時間合計/（8時間×20日）R6.6月実績

- ・ふれあいルーム 27.7%
- ・さわやかルーム 20.9%

◆デイサービスセンター（長浜西部デイサービスセンター）機械浴槽2基

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
稼働日数（日）	306	309	301	308	308
利用人数（人）	6,334	6,378	6,893	7,237	7,426

(3) 長浜北部福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

建物名称（住所）	長浜北部福祉ステーション（長浜市神照町）
建築年	2000年（平成12年）
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造平家建
耐用年数	47年（2026年現在 25年経過）
延べ床面積	1,104.51㎡
防災計画等	福祉避難所の協定締結
直近10年間の 修繕、設備更新等 の状況（100万円 以上のもの）	平成28年度 介護用浴槽更新（特浴・中間浴） 令和元年度 雨漏り改修工事 空調設備更新工事、トイレ改修工事 令和6年度 畳交換・防蟻工事（教養娯楽室）
併設機能	神照郷里地域包括支援センター、ケアプランセンター
サービスの種類	通所介護：定員35人
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：令和6年度～令和10年度 管理料：年間10,268千円（高齢者福祉センター分として）
経営状況（収支） 高齢者福祉センター含	令和3年度 799千円 令和4年度 ▲3,258千円 令和5年度 ▲1,859千円 令和6年度 ▲1,635千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設

- ・神照まちづくりセンター
- ・養蚕の館
- ・長浜市勤労青少年ホーム
（長浜サンパレス）

◆高齢者福祉センター

【概況】

- ・神照まちづくりセンターが隣接。健康づくり関係の事業、貸館を幅広く展開。利用者増の背景は、トレーニングマシンの利用者増加が大きい。
- ・外出支援事業を実施中（令和7年度末現在）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開館日数（日）	243	243	243	243	242
利用人数（人）	2,099	2,778	5,009	8,303	13,831
指定管理料（千円）	9,206	9,237	9,237	10,268	10,268

令和6年度の利用状況

自主事業	5,826人	自主事業の内容 ・健康ひろば（トレーニングマシン）4050人 ・外出支援事業 ・健康講座 ・体操教室 など
貸館事業	852人	
その他	1,625人	
計	8,303人	

主な施設の稼働率 利用時間合計/（8時間×20日）R6.6月実績
 ・教養娯楽室 31.9%

◆デイサービスセンター（事業所名：神照リハビリデイサービス）機械浴槽2基

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
稼働日数（日）	260	259	255	258	258
利用人数（人）	6,833	7,484	7,159	6,952	6,724

(4) 浅井福祉ステーション（デイサービスセンター）

建物名称（住所）	浅井福祉ステーション（長浜市今荘町）
施設の特徴	単独のデイサービス施設であるため、他施設のように他の機能との連携がしづらい。施設構造、利用形態の関係で光熱水費等の固定経費が他より多く、収益が出にくい実態がある。
建築年	1997年（平成9年）（2026年現在 28年経過）
建物構造	S（鉄骨）造平家建
耐用年数	34年
延べ床面積	1,323.54㎡（うちデイサービスセンター棟 581㎡）
防災計画等	福祉避難所の協定締結 滋賀県の「土砂災害警戒区域」に立地
直近10年間の設備更新等状況（100万円以上のもの）	平成27年度 特殊浴槽・個浴型介護浴槽更新
併設機能	なし
サービスの種類	通所介護：定員35人
管理運営（令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：令和6年度～令和10年度 管理料：なし
経営状況（収支）	令和3年度 733千円 令和4年度 ▲719千円 令和5年度 125千円 令和6年度 ▲26千円



◆デイサービスセンター
（リハビリデイサービス浅井）
機械浴槽2基

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
稼働日数（日）	309	310	310	310	309
利用人数（人）	6,170	6,206	5,960	5,813	5,742

(5) 虎姫デイサービスセンター

建物名称（住所）	虎姫生きがいセンター（長浜市宮部町）
施設の特徴	図書館、文化ホール、市民サービス窓口、介護・福祉機能を持つ複合施設。行政財産使用許可により、デイサービス事業が実施されている。
建築年	1995年（平成7年）（2026年現在 30年経過）
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造平家建
耐用年数	47年
延べ床面積	842.56㎡（デイサービスセンター部分）
防災計画等	福祉避難所の協定締結 浸水想定区域0.5m～1.0m未満に立地
直近10年間の修繕、設備更新等の状況（100万円以上のもの）	平成28年度 空調設備更新工事 令和元年度 温水器修繕工事 令和4年度 トイレ改修工事
併設機能	浅井びわ虎姫地域包括支援センター 社会福祉協議会地域窓口
サービスの種類	通所介護：定員30人
管理運営 （令和8年6月時点）	行政財産使用許可 契約者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：単年度ごと

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
稼働日数（日）	257	259	254	258	258
利用人数（人）	3,735	4,339	5,039	5,156	5,499

(6) 湖北福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

建物名称（住所）	湖北福祉ステーション（長浜市湖北町速水）
施設の特徴	デイサービスセンター棟と別棟で高齢者福祉センター棟がある。
建築年	【デイ】1997年（平成9年） 【高セ】1977年（昭和52年）
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造一部2階建
耐用年数	【デイ】47年（2026年現在 28年経過） 【高セ】47年（2026年現在 48年経過）
延べ床面積	【デイ】2205.02㎡ 【高セ】659.20㎡
防災計画等	福祉避難所の協定締結 浸水想定区域1.0m未満に立地
直近10年間の修繕、設備更新等の状況（100万円以上のもの）	平成30年度 給湯ボイラー更新工事 令和元年度 雨漏り改修工事 令和3年度 雨漏り改修工事、給湯配管改修工事 令和5年度 自動火災報知設備改修工事、空調改修工事 令和6年度 トイレ改修工事 令和7年度 空調設備改修工事
併設機能	社会福祉協議会地域窓口 しょうがい児者基幹相談支援センター 長浜市シルバー人材センター北部連絡所
サービスの種類	通所介護：定員35人
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期間：令和7年度～令和11年度 管理料：なし ※高齢者福祉センター棟 （公社）長浜市シルバー人材センターに管理委託
経営状況（収支） デイサービスセンターのみ	令和3年度 2,124千円 令和4年度 2,033千円 令和5年度 6,859千円 令和6年度 13,293千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設
・湖北まちづくりセンター

◆高齢者福祉センター

【概況】					
・市シルバー人材センター北部連絡所あり（行政財産使用許可）					
・貸館のみの利用実態（サークル団体の定期利用）					
・高齢者福祉施設のうち最も建築後年数が古い施設（耐用年数超過）					

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
開館日数（日）	242	243	243	243	242
利用人数（人）	1,852	1,965	1,858	3,756	4,143
委託料（千円）	617	640	659	694	729

令和 6 年度の利用状況

自主事業	なし	貸館の定期利用団体 ・囲碁 ・詩吟 ・健康マージャン など
貸館事業	3,744人	
その他	12人	
計	3,756人	

主な施設の稼働率 利用時間合計 / （8 時間×20 日） R6.6 月実績

・集会室	34.4%
・ふれあい交流室	33.8%
・娯楽室	4.4%
・会議室	3.8%

◆デイサービスセンター（事業所名：リハビリデイサービス湖北）機械浴槽 2 基

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
稼働日数（日）	309	310	308	309	309
利用人数（人）	6,863	6,098	6,611	6,724	6,487

(7) 高月福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

建物名称（住所）	高月福祉ステーション（長浜市高月町西物部）
建築年	1994年（平成6年）
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造平家建
耐用年数	47年（2026年現在 31年経過）
延べ床面積	1,953.65㎡
防災計画等	福祉避難所の協定締結
直近10年間の 修繕、設備更新等 の状況（100万円 以上のもの）	平成28年度 介護用浴槽更新 平成30年度 外壁改修工事 令和2年度 空調設備更新工事 令和4年度 屋根塗装工事 令和5年度 床改修工事 令和6年度 廊下天井改修工事
併設機能	湖北高月地域包括支援センター、社会福祉協議会地域窓口
サービスの種類	通所介護：定員35人
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：令和4年度～令和8年度 管理料：年間11,756千円 * 高齢者福祉センター分
経営状況（収支） 高齢者福祉センター含	令和3年度 2,497千円 令和4年度 8,865千円 令和5年度 11,090千円 令和6年度 6,331千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設
・高月まちづくりセンター

◆高齢者福祉センター

【概況】
・市町合併前から地域福祉の拠点（老人クラブ、日赤奉仕団等）
・貸館利用団体など、サークル的な活動が中心

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
開館日数（日）	243	243	243	243	242
利用人数（人）	4,150	4,505	5,600	4,785	4,624
指定管理料（千円）	10,844	13,351	12,870	13,585	13,880

令和 6 年度の利用状況

自主事業	1,121人	主な自主事業の内容 ・いきいき講座 ・男の料理教室 ・フラワーアレンジメント教室 など
貸館事業	2,425人	
その他	1,239人	
計	4,785人	

主な居室の稼働率	利用時間合計/（8時間×20日）R6.6月実績
・会議室	35.0%
・団体共用準備室	31.9%
・多目的大会議室	16.9%
・調理実習室	11.3%
・教養娯楽室	10.0%

◆デイサービスセンター（事業所名：しゃきょうデイサービス高月）機械浴槽 2 基

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
稼働日数	309	310	309	310	309
利用人数	6,290	6,555	7,234	7,199	8,071

(8) 木之本福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

建物名称（住所）	木之本福祉ステーション（長浜市木之本町千田）	
建築年	【デイ】2000年（平成12年）	【高セ】1980年（昭和55年）
建物構造	【デイ】 R C（鉄筋コンクリート）造平家建	【高セ】 S（鉄骨）造平家建
耐用年数	【デイ】47年 （2026年現在 25年経過）	【高セ】34年 （同 45年経過）
延べ床面積	【デイ】867㎡	【高セ】615㎡
防災計画等	福祉避難所の協定締結 浸水想定区域0.5m未満に立地	
直近10年間の 修繕、設備更新 等の状況（100万 円以上のもの）	平成28年度 電話交換機修繕 平成29年度 空調設備取替工事、室内機及び室外機修繕 令和元年度 空調設備改修工事 令和3年度 ボイラー更新工事 令和4年度 空調設備改修工事 令和6年度 空調設備改修工事、トイレ改修工事、 介護用浴槽更新（中間浴） 令和7年度 照明設備LED化工事	
併設機能	長浜市成年後見・権利擁護センター木之本センター窓口 社会福祉協議会地域窓口	
サービスの種類	通所介護：定員35人	
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：令和4年度～令和8年度 管理料：年間11,437千円（高齢者福祉センター分として）	
経営状況（収支） 高齢者福祉センター 含	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	▲1,762千円 ▲924千円 2,396千円 2,034千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設
・木之本まちづくりセンター

◆高齢者福祉センター

【概況】

- ・市町合併前から地域福祉の拠点（老人クラブ、日赤奉仕団等）
- ・事務室は、市社会福祉協議会の北部地域の拠点機能も有する。
- ・旧幼稚園舎である高齢者福祉センター棟は築45年を経過

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
開館日数（日）	243	243	243	243	242
利用人数（人）	2,901	2,638	4,106	4,991	5,168
指定管理料（千円）	8,585	13,351	11,846	12,387	13,094

令和 6 年度の利用状況

自主事業	180人	主な貸館事業の利用団体 ・ボランティア団体 ・老人クラブ ・サークル団体 など
貸館事業	4,811人	
その他	0人	
計	4,991人	

主な居室の稼働率 利用時間合計/（8時間×20日）R6.6月実績

研修室 1	0 %
研修室 2	28.1 %
調理実習室	12.5 %
介護実習室	13.8 %
多目的ホール	33.1 %

◆デイサービスセンター（事業所名：リハビリサービス伊香の里アネックス）機械浴槽 2 基

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
稼働日数（日）	309	310	310	309	309
利用人数（人）	5,338	5,477	5,609	5,466	5,597

(9) 余呉福祉ステーション（デイサービスセンター・高齢者福祉センター）

建物名称（住所）	余呉福祉ステーション（長浜市余呉町中之郷）
施設の特徴	市民サービス窓口、診療所、まちづくりセンター（一部）、介護・福祉機能を持つ複合施設「やまなみセンター」内に立地
建築年	1998年（平成10年）
建物構造	R C（鉄筋コンクリート）造平家建
耐用年数	47年（2026年現在 27年経過）
延べ床面積	853.30㎡
防災計画等	福祉避難所の協定締結 浸水想定区域1.0m～4.0m未満に立地
直近10年間の修繕、設備更新等の状況（100万円以上のもの）	平成27年度 スプリンクラー新設工事 平成30年度 改修工事 令和元年度 余呉やまなみセンター空調機修繕 令和2年度 空調設備等改修工事 令和6年度 防火シャッター改修工事
併設機能	サービス付き高齢者向け住宅、社会福祉協議会地域窓口
サービスの種類	通所介護：定員30人
管理運営 （令和8年6月時点）	* デイ 指定管理 管理者：（福）大樹会 期 間：令和5年度～令和9年度 管理料：なし * 高齢者福祉センター （福）長浜市社会福祉協議会に管理委託
経営状況（収支） （デイサービス）	令和3年度 3,722千円 令和4年度 3,914千円 令和5年度 1,137千円 令和6年度 606千円



近隣の高齢者福祉センター類似施設
・余呉まちづくりセンター

◆高齢者福祉センター

【概況】

- ・旧施設を用途廃止のうえ売却し、令和3年4月にやまなみセンター内に機能移転。
- ・高齢者に限らず、親子サークルの利用もあるが、利用の実態はほぼ固定の利用団体に限られている。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開館日数（日）	242	243	243	243	242
利用人数（人）	2,047	527	1,175	1,679	1,545
委託料（千円）	60	60	60	60	60

* R3年度までは放課後児童クラブとしての利用あり

令和6年度の利用状況

自主事業	なし	主な貸館事業の利用団体 ・ほっこり茶屋 ・民生委員児童委員協議会 ・サークル団体
貸館事業	1,506人	
その他	173人	
計	1,679人	

主な居室の稼働率 利用時間合計/（8時間×20日）R6.6月実績

- ・活動室 27.5%
- ・サークル室1 0%
- ・サークル室2 5.6%

◆デイサービスセンター（余呉はごろも村やまなみデイサービス）機械浴槽2基

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
稼働日数（日）	310	310	309	310	309
利用人数（人）	7,814	6,051	5,585	6,862	6,285

(10) 西浅井福祉ステーション（デイサービスセンター）

建物名称（住所）	西浅井福祉ステーション（長浜市西浅井町塩津浜）	
施設の特徴	地域内には民間事業者の展開が少ないことから利用率は高く、経営収支も安定的な状況が続いている。	
建築年	【新館】2004年（H16年）	【旧館】1995年 ※旧館は閉鎖中
建物構造	【新館】 S（鉄骨）造平家建	【旧館】 R C（鉄筋コンクリート）造平家建
耐用年数	【新館】34年 （2026年現在21年経過）	【旧館】47年 （2026年現在 30年経過）
延べ床面積	【新館】1,274.27㎡	【旧館】297.39㎡
防災計画等	福祉避難所の協定締結	
直近10年間の修繕、設備更新等の状況 100万円以上のもの	令和2年度 介護用特殊浴槽等更新 令和3年度 雨漏り改修工事 令和4年度 LPガスバルク供給設備更新	
併設機能	社会福祉協議会地域窓口、ケアプランセンター	
サービスの種類	通所介護：定員40人	
管理運営 （令和8年6月時点）	指定管理 管理者：（福）長浜市社会福祉協議会 期 間：令和6年度～令和10年度 管理料：なし	
経営状況（収支） （デイサービス）	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	6,084千円 5,652千円 7,732千円 5,538千円



◆デイサービスセンター
（リハビリデイサービス西浅井）
機械浴槽1基

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
稼働日数（日）	309	310	310	310	309
利用人数（人）	9,542	9,520	9,542	8,897	8,825

4 今後の取り組みの基本的な方針

4-1 長浜市公共施設等総合管理計画で示す基本方針（再掲）

◆長浜市公共施設等総合管理計画

第5 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針 《抜粋》

4 基本方針 (1) 公共建築物基本方針

① 適正配置

施設類型ごとに個別施設計画の策定や見直しを行い、施設の総量縮減、適正配置を一層推進します。また、施設の更新（建替）や大規模改修（長寿命化改修）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します。

② 質の向上

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の解体や新しい施設の複合化・多機能化を推進するとともに、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

③ 更新費用・管理運営費の財源確保

未利用財産の売却や貸付など利活用を積極的に推進し、今後の更新費用や改修費用、管理運営費のための財源確保に努めます。

第6 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

(4) 福祉系施設 4-2-1 高齢者福祉施設

⑥施設類型ごとの管理に関する基本方針

- ・デイサービスセンターについては、要介護認定者数の増加に伴い、デイサービス利用も伸びることが予測されますが、民間で同種のサービスが提供されていることから、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、日常生活圏域ごとに設置の必要性を継続的に検討します。
- ・高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も視野に入れつつも、教養の向上及びレクリエーション等の機会提供の場にとどまらず、介護予防活動の拠点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進します。

⑦今後の施設の具体的な方向性

■短期計画（R7～R16年）

- ・デイサービスセンターについては、総合管理計画の基本方針に基づき、各施設の指定管理更新時期に合わせて、築年数や老朽化の状況を踏まえ、また、今後の高齢者人口の推移や利用率、民間事業者を含む類似施設の配置や、当該施設立地のハザードリスク等、総合的な視点から継続設置の必要性が低いと判断した施設について廃止を進めます。
- ・高齢者福祉センターについては、介護予防の推進、高齢者福祉の増進の視点から活用促進を図りつつ、個々の施設の老朽化の状況や利用状況を踏まえ、耐用年数を経過する施設は、適時、施設機能の移転や用途変更を含めた整理統合を検討します。

■中長期計画（R17～R36年）

- ・要介護者は増えると見込まれる一方、介護人材は人手不足が深刻な問題となると想定されています。今後の介護保険制度の変革に注視しながら施設のあり方を検討します。

4－2 高齢者福祉センターに関する課題

ア 類似施設との機能重複から見た役割の課題

本市の高齢者福祉センターは、高齢者の交流の機会やサービスを提供する施設ですが、貸館機能については、特にまちづくりセンター等と共通しており、双方の利用状況から施設の充足、機能の重複がみられると判断できます。

中長期的な施設のあり方については、施設の適正配置の観点から、市として同様の機能を持つ施設が真に必要なかどうか、将来のまちづくりを見据えた上でゼロベースで検討する必要があります。

イ 利用者数の減少、施設稼働率の伸び悩み

利用者数は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に大幅に減少し、現時点で徐々に回復しているもののコロナ禍以前の水準には届いていません。

令和6年度の利用者数をコロナ禍前の実績と比較すると、年々、高齢化率が高くなっているにもかかわらず約3割減少しています。また、貸館を含む施設の稼働率についても低調な施設も多く、施設の利用促進に向けた周知広報は引き続き図っていく必要があります。

利用者数や稼働率の伸び悩みは、人口減少や高齢者の就業年齢の延長（就労を継続する高齢者の増加）、生活様式や指向が多様化したことに加え、フィットネス関連の民間事業者の展開や、まちづくりセンターなど高齢者を含む誰もが利用できる施設の整備が進んでいる等、施設ごとに背景があると考えられます。

ウ 適正な維持管理の必要性

各施設ともに建設後20年以上が経過しており、利用者の安心安全な利用のため今後は老朽化対策を適切に行っていく必要があります。

物価高により工事関係費用の高騰が進むなか、今後の厳しい財政状況の中においては、これまでどおりの施設数を単純に維持更新することは困難であるといえます。

利用状況とのバランスを踏まえた上で、提供するサービスや施設が有する機能について適切に見直しを図り、選択と集中のもと、効率的な維持管理を行っていく必要があります。

4-3 高齢者福祉センターの方向性

今後、多額の費用をかけて施設の更新や大規模な修繕を実施するかどうかは、地域全体の人口減少、利用者数や稼働率の伸び悩み、その背景にある他の類似施設との機能重複が認められる現状の中、慎重な検討と判断が必要です。

施設の利用を促すため、市民に対する周知PRを図ると同時に、老朽化が著しい施設を中心に、利用者への説明、活動の場の代替機能確保を最大限に行った上で施設の廃止（類似施設を含めた機能の集約化）を進めます。

また、中長期的に活用していくと判断する施設については、利用者の安心安全な施設利用の観点から、修繕改修を可能な限り進めていきます。

方向性（1）

官民類似施設の立地状況を踏まえた施設の整理統合

- 施設近隣に立地する高齢者福祉センター以外の類似公共施設（例：まちづくりセンター）の機能及び施設間の距離や、フィットネス関連の民間事業者などの展開状況等を総合的に検討し、旧市町の行政区域にとらわれない施設の整理統合、類似施設を含めた機能の集約化を進めます。
- 類似施設との統合により施設稼働率の向上、市公共施設全体としての維持管理費用の削減を図ります。
- 各施設において提供するサービスの内容は、市民の利用ニーズや社会状況の変化等を踏まえて柔軟に見直すこととし、施設の機能についてもサービスの内容に合わせた形で最適化を図ります。
- 用途廃止の際には総合管理計画の方針（P9）に則り、経費削減を図りながら早期の対応を進めます。

方向性（2）

施設の利用促進

- 利用者の増加が見られた好事例を参考とし、横展開に努めます。
- 施設の存在、運営内容などを、市ホームページ掲載、公式SNSによる発信などにより周知広報に引き続き進めます。

方向性（3）

適正な維持管理、計画的な修繕の実施

- 利用者の安心安全な利用のため、施設の維持管理については指定管理者と連携して適正に実施します。
- 中長期的に活用すると判断した各施設については優先的に建物や設備等の保全を計画的に行い、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を実施することで、ライフサイクルコストの低減を図ります。

4-4 デイサービスセンターに関する課題

ア 民間事業者増加に伴う「公」の役割の変化

デイサービスセンターは、介護保険制度導入当時、市町合併前の旧市町ごとに行政主導で施設の設置と運営が行われてきましたが、民間事業者等が設置・運営する施設が大きく増えている状況にあります。

施設の稼働率の状況と、民間の事業者が旧市町区域にこだわらず利用者の送迎をされる状況をふまえると、デイサービスセンターの設置・運営を市の事業として今後も実施する必要性は低い状況となっています。

公設のデイサービスは、市が設置者であることから、修繕や更新等のコストや事業リスクについて、その多くを市が継続的に負担する必要があります。また、指定管理の形態を採る中においても、民間事業者が負担している初期投資が発生しないことから、民間事業者側から見ると不公平な状況が生じています。

イ 利用者の安心につながるサービス提供量の確保

過疎地域や中山間地域においては、民間だけでは必要なサービス量が確保できないことがあることから、公設のデイサービスはこうした地域におけるセーフティネットとして機能し、住民の暮らしを支えるサービスを保証する役割を果たす必要があります。

一方、「公」が事業を行う必要性が低い状況にある場合は、民業を圧迫している側面があるといえます。

ウ 設備機器類の不具合がケアと収支に直結

各施設とも建設後20年以上が経過しており、利用者の安心安全な利用のため、老朽化対策やサービス提供に必要な機器の更新を予防的に適切に行っていく必要があります。

特に、空調設備、入浴に必要な給湯配管設備、特殊浴槽機器については、突発的に利用が出来ない状態になると高齢者のケアに影響することはもとより、施設の介護報酬収入の減少（経営）に直結するものであることに留意が必要です。

4-5 デイサービスセンターの方向性

公設のデイサービスセンターは、介護保険制度開始以降民間事業所が増加しており、一部の圏域を除き一定民間サービスが充足している状況にあることから、本市の介護保険事業計画では、現時点においてデイサービスセンター（地域密着型）の整備を推進する予定はありません。

デイサービス事業は、介護保険制度に基づいた均一なサービスが提供されることに加え、市場代替性も高く、市場の拡大・成熟とともに公設で運営する意義は薄れていると判断できます。

民間事業所の展開状況や施設個々の状況を丁寧に分析し、利用者の安心安全なサービスの維持を大前提とし、高齢者福祉センターや地域包括支援センター等併設する機能を含めたセンターがあるなどの施設個々の状況についても考慮しつつ、施設の維持等を個別に検討していくこととします。

方向性（１）

施設の廃止・集約の推進と、民間譲渡の検討

- 施設個々の状況を丁寧に分析した上で、事業の継続、廃止の判断を行います。
- 用途廃止の際には総合管理計画の方針（P9）に則り、経費削減を図りながら民間への譲渡、貸付、建物解体等の早期の対応を進めます。

方向性（２）

利用者が引き続き安心して利用できる環境の確保

- 施設の廃止等にあたっては、既存の利用者にとって施設の利用環境の変化に伴う生活機能の低下など生じることがないように、十分に配慮します。

方向性（３）

適正な維持管理、計画的な修繕更新の実施

- 施設の空調設備、特殊浴槽の更新など、日々の利用及び事業の収益に直結するものについては、施設の中長期的なあり方に応じ計画的予防的な修繕等に努めます。
- 施設の日常的な維持管理は指定管理者との連携の下で適正に実施します。

5 実施計画

5－1 機能の方向性と対策内容区分

施設ごとの方針は、その施設で提供している「機能（サービス）」を将来的に継続していくのか等の方向性と、その機能の方向性に応じて建物自体をどうしていくのか（改修するのか）等の建物の対策により示します。

（１）機能（サービス）の方向性

提供している機能（サービス）の今後の方向性を、次のように区分します。

区分	機能の方向性
中長期維持	計画期間中（～令和16年度）を含む中長期間、機能を継続
維持	計画期間中（～令和16年度）機能継続を前提としつつ、老朽化度を考慮の上、施設のあり方を検討
廃止	計画期間中（～令和16年度）までに機能を廃止

（２）建物の対策

機能の方向性、建物の状態などに応じて、建物の対策を次のように区分します。

対策内容	考え方
長寿命化	耐用年数（目標使用年数）まで十分に使用するための改修工事等を実施
事後保全	長寿命化のための大規模改修工事等を行わず、安全を担保する最低限度の補修を行い、当面維持
解体・譲渡	用途廃止後の建物を解体、譲渡又は貸付
他部局調整	他部局の機能を含む複合施設内に開設しているため、施設全体のあり方を含め、所管部局のみで方向性を示せない

【長寿命化】

- 中長期的な維持管理や更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要です。
- このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う「事後保全」から、定期的な点検や調査等に基づいて計画的に改修を行う「予防保全」の考えに基づいた長寿命化の取組を推進します。
- LED照明の導入といった、脱炭素化、省エネルギー化など環境負荷の低減に配慮した施設整備についても検討する必要があります。

【事後保全】

- 施設や設備に故障や不具合が発生した後に修繕や更新を行う手法です。施設の安全性やサービス提供への影響が比較的小さい部位や、故障してからの対応でも運営に支障がない設備等について「事後保全」を適用します。

【解体・譲渡】

- 先立って行う機能の廃止にあたっては、利用者に影響が出ないように配慮する必要があることから、関係機関と連携調整し、丁寧な説明、代替利用先の案内等を行います。
- 用途廃止した施設は、利用者や周辺住民の安全確保の面から早期の解体に努めます。
- 比較的新しい施設の場合には、財産の利活用、歳入確保の観点から、譲渡・貸付等について検討します。

5 - 2 優先順位の考え方

今後の施設の対策については、建物ごとの「状態」を表す 重要度（A～C）、老朽化度（A～C）、公設必要度（デイサービスセンターのみ：A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

建物の改修時には、まず「重要度」を基本とすることとし、これに老朽化度、充足度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

◆**重要度** 以下の項目により総合的に判断します。

- ・設置の目的や用途 ・利用状況 ・圏域将来人口推移
- ・高齢者福祉センターについては、類似施設（民間含む）の近接地域での立地状況をふまえ、機能の代替可能性を考慮して判断します。

重要度

- A … 存続させる必要がある建物
- B … 存続に向けて検討する必要がある建物
- C … 存続の必要性が比較的低い建物

◆**老朽化度** 経過年数を基本としますが、立地環境や著しい老朽など、安全安心な施設利用を妨げるような個別の事情がある場合は考慮に入れた上で判断します。

老朽化度

- A … 建築後、25年未満の建物
- B … 建築後、25年以上30年未満の建物
- C … 建築後、30年以上の建物

◆**公設必要度**（デイサービスセンターのみ）

20ページに記載の当該施設の利用率、21ページに記載の利用者の居住圏域の定員数に対するサービス利用実績の割合をふまえて判断します。

（南長浜、神照郷里圏域は合算して算出）

公設必要度

- | | | | |
|-----|------------|-------|------------|
| A … | 利用率、利用実績割合 | ともに | 市域平均を上回る |
| B … | 利用率、利用実績割合 | いずれかが | 市域全体平均を外れる |
| C … | 利用率、利用実績割合 | ともに | 市域全体平均を下回る |

5-3 施設ごとの方向性と対策方針

対象となる施設の計画期間中の方針は、次のとおりです。

※前期：R8（2026）～R12（2030）後期：R13（2031）～R16（2034）期間内：～R16（2034）

名称・施設	機能の 方向性	建物の 対策	実施時期		
			前期	後期	期間内
長浜東部福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
長浜西部福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
長浜北部福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
浅井福祉ステーション					
デイサービスセンター	廃止	解体・譲渡	●		
虎姫生きがいセンター ≪他部局機能 施設内併設≫					
デイサービスセンター	－	他部局調整			
湖北福祉ステーション					
高齢者福祉センター	廃止	解体		●	
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
高月福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
木之本福祉ステーション【複合施設】					
高齢者福祉センター	廃止を含め検討	解体・譲渡			●
デイサービスセンター	廃止を含め検討	解体・譲渡			●
余呉福祉ステーション ≪他部局機能 施設内併設≫					
高齢者福祉センター	廃止 (貸館機能継続)	他部局調整	●		
デイサービスセンター	中長期維持	他部局調整			
西浅井福祉ステーション					
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			

個別施設個票内「対策要検討内容」欄には、経年サイクルから必要と判断される大規模改修等の内容を記載しています。

1 長浜東部福祉ステーション（デイサービスセンター）複合

本施設は、今後も高齢者人口の増加が見込まれる圏域に立地することから、長寿命化に必要な対策を計画的に講じ、計画期間中は施設運営を継続します。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1998 (H10)	A	B	A	照明LED化	屋根改修	

1－2 長浜東部福祉ステーション（高齢者福祉センター）複合

安心安全な利用に必要な最低限の対策を講じ、計画期間中の運営を継続します。
建物の改築更新の検討時にあたっては、近隣施設の機能の重複等、様々な要素をふまえたゼロベースの検討を行います。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1998 (H10)	A	B	—	照明LED化	屋根改修	

2 長浜西部福祉ステーション（デイサービスセンター）複合

本施設は、今後も高齢者人口の増加が見込まれる圏域に立地することから、長寿命化に必要な対策を計画的に講じ、計画期間中は、施設運営を継続します。

センター内に地域包括支援センターを開設しており、一体的な支援・サービス提供を行っていますが、中長期的には、高齢者人口の状況をふまえた地域包括支援センター窓口のあり方も踏まえた検討が必要になります。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
2001 (H13)	A	A	A	照明LED化（R8） 屋根改修		

2-2 長浜西部福祉ステーション（高齢者福祉センター）複合

安心安全な利用に必要な最低限の対策を講じ、計画期間中の運営を継続します。
建物の改築更新の検討時にあたっては、近隣施設の機能の重複等、様々な要素をふまえたゼロベースの検討を行います。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
2001 (H13)	A	A	—	照明LED化（R8） 屋根改修		

3 長浜北部福祉ステーション（デイサービスセンター）複合

本施設は、今後も高齢者人口の増加が見込まれる圏域に立地することから、長寿
命化に必要な対策を計画的に講じ、計画期間中は、施設運営を継続します。

センター内に地域包括支援センターを開設しており、一体的な支援・サービス提
供を行っていますが、中長期的には、高齢者人口の状況をふまえた地域包括支援セ
ンター窓口のあり方も踏まえた検討が必要になります。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
2000 (H12)	A	B	A	ボイラー更新 (R8)	照明LED化 屋根改修	

※ 当該敷地は借地です。総合管理計画において、「中長期的に公共施設として利用する
予定のある敷地については、土地の買い上げなど、借地の解消に向けた取組を進めて
いく必要がある」とされていることから留意が必要です。

3-2 長浜北部福祉ステーション（高齢者福祉センター）複合

安心安全な利用に必要な最低限の対策を講じ、計画期間中の運営を継続します。
建物の改築更新の検討時にあたっては、近隣施設の機能の重複等、様々な要素を
ふまえたゼロベースの検討を行います。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
2000 (H12)	A	B	—		照明LED化 屋根改修	

4 浅井福祉ステーション（デイサービスセンター）

本施設では、事業の安定的な運営に不可欠となる利用者の確保に継続的に取り組んでいるものの、単独のデイサービス施設であるため他の機能との連携がしづらいことなどもあり、利用者数は他の同規模公設デイサービスセンターに比べても恒常的に少なく、ここ数年は減少しています。加えて、施設構造等の関係で光熱水費等の固定経費が他施設と比べ多く、利用者数が増加しても収益が出にくい構造的な要因もあり、運営が大変難しい施設です。

また、建物や設備は老朽化が進んでいますが、費用対効果の面と、当該施設は土砂災害警戒区域に立地している関係から、今後の機能維持のための積極的な修繕を行うことは困難です。

必要なサービス量については、浅井地域内に他の事業所が展開していることや、隣接する他地域の施設の稼働状況からも確保可能であり、この施設を維持する必要性は低いと判断します。経営の黒字化が難しい状況が近年来続いていることもふまえ、本施設は令和8年度中に運営を休廃止することとし、これに向けた協議を指定管理者等とともに進めます。

※敷地内には、既に用途廃止済の「旧浅井高齢者福祉センター」の建物が現存しています。デイサービス廃止後は、当該建物も一体的に取り扱っていきます。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1997 (H9)	C	C	C	廃止 (R8年度中)	解体	—

5 虎姫生きがいセンター（デイサービスセンター） 複合

本施設は、市役所窓口サービス機能や文化ホール、図書館、地域包括支援センターなどの機能が併設されている複合施設「虎姫生きがいセンター」内において、行政財産使用許可により長浜市社会福祉協議会が運営されています。

本施設は複合施設であることから、今後、施設全体の方向性について検討がなされる可能性があります。

なお、虎姫圏域は域内の事業所数は少ないものの、サービス供給量は一定整っていると確認できる圏域であり、隣接圏域を利用される割合も高い状況となっています。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1995 (H7)	B	C	—	—	—	—

6 湖北福祉ステーション（デイサービスセンター）

本施設は、利用状況をふまえ長寿命化に必要な対策を計画的に講じ、計画期間中は施設運営を継続します。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1997 (H9)	A	B	B		照明LED化	

6-2 湖北福祉ステーション（高齢者福祉センター）

建築後48年が経過し、市内高齢者福祉センターの中で最も古く耐用年数を超え老朽化が進んでいます。2階建ですが、2階部分は冷暖房の不具合や雨漏りが見られることと利用者（団体）が限られていることから、主に1階部分だけを使用した趣味のサークル活動や各種団体の会合等による貸館利用のみとなっています。

全体的に各室の面積・廊下が狭く、市民を集めた事業実施には不向きであり、施設稼働率も30%台以下と低調です。

そのため、計画期間中に利用団体との調整を行い、まちづくりセンター等の他施設に代わりとなる場の確保を行った上で用途廃止し、解体します。なお、デイサービスセンター棟とは通路を封鎖しており利用実態は別棟となっています。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1977 (S52)	C	C	—	廃止	解体	—

7 高月福祉ステーション（デイサービスセンター）複合

利用状況をふまえ長寿命化に必要な対策を計画的に講じ、計画期間中は施設運営を継続します。

余呉圏域等、高月以北からの利用者の受け皿となっている実態があり、施設の方角性の検討にあたっては、同様な役割を担う木之本圏域と一体的な整理の視点をもって進める必要があります。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1994 (H6)	A	A	B	ボイラー更新	照明LED化	

7-2 高月福祉ステーション（高齢者福祉センター）複合

安心安全な利用に必要な最低限の対策を講じ、計画期間中の運営を継続します。
利用者数・稼働状況は低調であり、建物の改築更新の検討時にあたっては、近隣施設の機能の重複等、様々な要素をふまえたゼロベースの検討を行います。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1994 (H6)	A	A	—		照明LED化	

8 木之本福祉ステーション（デイサービスセンター）複合

利用率が他の公設デイサービスセンターと比べ低い状況にあります。木之本圏域内で同一法人が別にデイサービス事業を展開するなど、圏域全体でも充足状況にあると判断ができることから、実態を見極めながら機能の休廃止を検討します。

しかしながら、余呉圏域や西浅井圏域からの利用者の受け皿となっている実態があり、同様の役割を担っている高月圏域と一体的な整理の視点をもって、民間事業者等の展開状況をふまえて進める必要があります。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
2000 (H12)	B	B	B		廃止を含め検討	廃止を含め検討

8-2 木之本福祉ステーション（高齢者福祉センター）複合

旧幼稚園舎としての建築後45年が経過し、老朽化が進んでいます。湖北高齢者福祉センターに次いで古い建物です。利用者数・稼働状況等も低い状況であり、施設も狭く、圏域の人口の推移からも現状以上の利用促進は図りづらいと判断します。

一方で、本施設は市町合併前から木之本地区の民生委員児童委員協議会、日赤奉仕団、老人クラブ等の各種団体の地域福祉活動の場として利用されており、市社会福祉協議会の北部地域における窓口拠点機能も存在することから、他施設に代わりとなる場を確保することを前提に、廃止を含めた検討を進めます。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1980 (S55)	B	C	—		廃止を含め検討	廃止を含め検討

9 余呉福祉ステーション（デイサービスセンター） 複合

本施設は、市役所窓口サービス機能や診療所、まちづくりセンターの一部などが併設されている複合施設「余呉やまなみセンター」内にあります。

余呉圏域では、介護保険制度創設以降民間事業者の進出が少なく、今後も進出の可能性は低いと想定でき、公設によるサービス維持の必要性が高いと判断されることから、計画期間中は施設運営を継続します。

なお、老朽化も進んでいる施設であり、今後、施設全体の方向性について検討がなされる可能性があります。将来的には施設の更新も視野に入れなければなりません。人口の動向とサービスの利用者見込みをふまえ、整備の手法も含めた最適な施設のあり方を検討する必要があります。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1998 (H10)	A	B	A	ボイラー更新 照明LED化		

9-2 余呉福祉ステーション（高齢者福祉センター） 複合

利用者数、貸館利用率ともに低く、令和元年には隣接して余呉まちづくりセンターが開設されていることから、施設の貸館機能については重複していると判断します。

利用実態としても高齢者に限らず多世代の利用があることから、高齢者福祉センターとしての機能・位置づけについては廃止を進めることとしますが、利用者に影響が出ないよう、貸館機能は継続できるよう取り計らいます。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
1998 (H10)	C	B	—	廃止 (貸館機能継続)	—	—

10 西浅井福祉ステーション（デイサービスセンター）

圏域内の施設稼働率が非常に高く、サービス供給量は不足している圏域といえます。しかし、介護保険制度創設以降民間事業者の進出がほとんどないことから、今後も進出の可能性は低いと想定されます。

今後の人口動向や利用状況を注視しつつ、長寿命化に必要な対策を計画的に講じ、施設運営を継続します。

※敷地内南東部には休止中の「認知症デイサービス棟」が現存しています。

今後の活用等にあたっては考慮に入れる必要があります。

建築 年度	重要度	老朽度	公設 必要度	対策要検討内容		
				8～10年度	11～13年度	14～16年度
2004 (H16)	A	A	A	空調更新（R8） 照明LED化		

11 本計画参考施設

次の施設についても福祉ステーションに準じる形で方向性について整理します。

（参考）余呉やまなみセンター高齢者居住施設

複合施設である余呉やまなみセンター内において、指定管理者がデイサービスに付随する施設として、市と賃貸借契約を締結した上で運営しているサービス付き高齢者向け住宅（定員7人）です。

旧町当時に設置された経過と一体的に運営されている施設構造を鑑み、指定管理者の募集にあたっては、当該施設をサービス付き高齢者向け住宅として使用する場合に限り、指定管理者に優先的に貸付することができることとしています。

今後もこの方針を継続することとしますが、当該施設のあり方は余呉デイサービスセンターと連動することになります。

（参考）長浜高齢者福祉センター

長浜市民交流センター内の一施設であるため、生涯学習系施設に分類されています。施設内の複数の部屋が高齢者福祉センターエリアとなっています。

令和7年度末をもって、長らく部屋の一つを利用されてきた市老人クラブ連合会事務局が連合会の解散に伴い退去されたことで、高齢者福祉センターとしての利用はロビーでの利用（主に囲碁・将棋など）のみとなっています。

こうした利用が継続できるよう引き続き調整を図っていきますが、近隣に立地する長浜西部高齢者福祉センターにおいても同様の利用が可能であることから、中長期的には利用の実態に応じて方向性を検討することとします。

5－4 施設マネジメント（財源の確保）

ライフサイクルコストにおける必要額から予算見込額に見合う財源を確保するため、様々な戦略的な施設マネジメントの取組等により、財源の確保に努めます。

また、長寿命化改修等の施設にかかる費用の年度ごとの平準化について、財源の確保に留意しつつ図っていくこととします。

6 実施計画の推進にあたって

6－1 点検管理

高齢者福祉施設における日々の利用者の安心安全を確保するため、また長期的な活用に資するため、適切な点検管理を実施し、建物の劣化・損傷の把握に努めます。

点検・診断の方法については、建築基準法第12条による法定点検のほか、職員による通常点検（目視点検等）及び、必要時における専門業者による詳細点検等により行い、早期発見、早期対応に努めます。

6－2 運用方針

本計画は、令和16（2034）年度までの計画期間を通じ、施設管理者に対する定期的なモニタリング等を通じて最新の情報に更新し、新たな課題等が生じた場合には必要に応じた対応を行います。また、部局間の垣根を越えて情報収集や意見交換に努め、市有施設の最適化の観点から検討を行い、次期計画に反映していきます。

6－3 おわりに

本市では、総管理計画の方針に基づき公共施設の総量の最適化と有効活用を図る取り組みを推進しており、施設のあり方については前例にとらわれないゼロベースの見直しの視点が必要です。

一方、高齢者福祉施設、とりわけデイサービスセンターについては、高齢者のケアに直結するサービスの提供の維持が重要であることから慎重な判断が必要です。

本計画は、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に策定したものです。今後も、施設の利用状況、本市の財政状況や人口動態など様々な要素をふまえ、ゴールドプランながはま21がめざす「みんなで支えあい いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」実現のため、適切な施設の維持管理に取り組んでいきます。

長浜市高齢者福祉施設個別施設計画

令和 8 年 月策定

長浜市 健康福祉部 長寿推進課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

TEL 0749－65－7789